ビジネスとの連携の視点からみた
電子政府のあり方

平成17年３月

電子商取引推進協議会

電子政府･ビジネス連携 WG 委員名簿

リーダー 執筆委員	高橋　　巌	日本アイ･ビー･エム株式会社
サブリーダー 執筆委員	酒井　美智子	株式会社日立製作所
サブリーダー 執筆委員	今井　雅文	沖電気工業株式会社
サブリーダー 執筆委員	中村　秀治	株式会社三菱総合研究所
執筆委員	出間　由里子	共同印刷株式会社
執筆委員	渡辺　忠和	株式会社 UFJ 銀行
執筆委員	鈴木　真治	株式会社日立製作所
執筆委員	近藤　良子	日本ユニシス株式会社
執筆委員	田中　雅人	株式会社 NTT データ
執筆委員	仙波　大輔	日本アイ･ビー･エム株式会社
執筆委員	依田　　透	日本電気株式会社
執筆委員	西村　　毅	マイクロソフト株式会社
委　員	中谷　幸俊	アクセンチュア株式会社
委　員	横前　　茂	アコム株式会社
委　員	牧野　兼明	株式会社 NTT データ
委　員	大和田　隆之	共同印刷株式会社
委　員	前田　　稔	新日鉄ソリューションズ株式会社
委　員	鈴　　貴子	株式会社東芝
委　員	藤原　希仁	株式会社 UFJ カード
委　員	南崎　秀明	株式会社 UFJ カード
委　員	南　　啓二	株式会社 UFJ 銀行
委　員	秋津　武尚	グローリー工業株式会社
委　員	松山　博志	株式会社損害保険ジャパン
有識者	盛武　　隆	日本行政書士会連合会
有識者	村田　茂雄	アスコット・テクノロジーズ株式会社
有識者	岩崎　善徳	株式会社インフォーシーリンク
事務局	安達　和夫	電子商取引推進協議会

目　次

はじめに 1

第Ⅰ章　ビジネスと電子政府のかかわり 2
1. 企業からみた政府・自治体利用の現状 2
1.1　主要な業種ごとの現状 2
1.2　ビジネスサイドから見た問題点の整理 4
2. ビジネス利用における電子政府の課題 6
2.1　求めるビジネスメリット 6
2.2　企業から見た現状の電子政府機能の課題 7

第Ⅱ章　事例から見る行政手続の現状 10
1. 国税、地方税の電子申告･納税 10
1.1　はじめに 10
1.2　日本における電子申告･納税の現状 11
1.3　海外における電子申告･納税の現状 16
1.4　海外の電子申告･納税に見られる共通点 29
1.5　企業ヒアリング 32
1.6　日本の電子申告･納税の課題 36
2. フランチャイズ･チェーン業界における店舗新設に伴う行政手続 39
2.1　はじめに 39
2.2　調査目的 40
2.3　現状調査 42
2.4　ヒアリング調査結果 66
2.5　問題点と課題 68
3. 海外企業の日本進出に伴う行政手続 71
3.1　はじめに 71
3.2　対日投資の現状 72
3.3　外国企業が日本に進出する際の行政手続 79
3.4　問題点と課題 83

第Ⅲ章　使える電子政府に向けた提言 85
1. 使える電子政府に向けた提言 85
1.1　電子政府活用に関わる現行スキーム 85
1.2　電子政府活用スキームと課題の関わり 86

1.3　提言 88
1.4　課題解決への期待 90
1.5　各機関のメリット 91
1.6　提言実現に向けた各機関の実施すべき事項 91
2. 各分野における提言の具体化 93
2.1　国税･地方税の電子申告手続に関する提言 93
2.2　コンビニエンス業界における電子行政手続きに関する提言 97
2.3　国際間企業進出に伴う手続きに関する提言 101

おわりに 105

付録　特定非営利活動法人 東アジア国際ビジネス支援センター活動について 107
1. NPO「東アジア国際ビジネス支援センター」設立の趣旨 109
1.1　事業構造 109
1.2　活動内容 111
1.3　定款抜粋 113
2. 日中ビジネス交流フォーラム報告 115
2.1　開催概要 115
2.2　内容抄録 116

はじめに

電子商取引に続くIT革命の2番手と目された電子政府であるが、「世界最先端の電子政府構築」の目標年度である2005年度を間近に控えその仕上げに拍車がかかっている。IT利活用に重点がシフトされたが、我々の「電子政府・ビジネス連携WG」ではその利活用促進、電子商取引推進、電子政府・電子自治体の進展を願い「ビジネスとの連携の視点からみた電子政府のあり方」をこの1年間研究してきた。2000年の電子政府委員会から出発し5年間続いているわけであるが、「行政プロセスのリエンジニアリング、または行政サービスのオンライン化の総称」であるとe-Japan戦略で謳われている電子政府・電子自治体がe-Japan戦略の先導役としてその責務を果たすには、まだまだ多くの課題を抱えているのが現状である。今年度はそれら課題のうちから以下の3項目について実証を試みた。

1）企業活動における行政関連手続の現状と課題の抽出

2）海外企業の日本進出（対日投資）に伴うビジネス支援のあり方の検証

3）民間ワンストップポータルにおける行政関連手続き導入上の課題の検証

「官民連携」がそれらに共通する視点であるが、研究、検証の結果ますますその必要性を感じることになった。実際にその各々について官民連携の可能性を法規制の調査、ヒアリング等で検討した。色々な施策が自己矛盾を露呈したり、あいまいな点が多いことなどがあるにせよ解決の道が見えてきたと思う。

利活用の促進においては官民連携の必要性と同時にインフラ整備の未熟も痛感させられた。確かにインターネットという最も基本のインフラは世界もうらやむほどに整備されたが、更に1段上のインフラができていない。使い勝手の良い「本人認証、課金、ルール、相互接続性、知的所有権、著作権、各種標準、それらを装備したネットワーク事業者・・・」といったハードウエアーではないサービスのインフラができていない。これらがないと利活用を飛躍的に促進させるであろう民間事業が育ちにくい。e-mailや検索、ブログなどは企業や個人の生産性、コミュニケーション力を大いに上げたが、競争力の心臓部といえる「ビジネスプロセスをシームレスにつなげる」には、またいわゆるバックオフィスの抜本的改革をするにはもう一段上のインフラ構築が急がれる。このWGの報告書ではその点に関する提言も試みた。

起業から始まる企業のライフサイクル、経済活動において行政との関係は非常に密接である。起業支援、企業誘致、産業育成、許認可、認証、申請、調達・購買、徴税、関税などに関し官民双方のビジネスプロセスがシームレスに繋がることが経済活性化、国際競争力強化にどの程度寄与するのだろうか。そのためには、法制度、情報通信基盤といった国家基盤の上に、情報やコンテンツが載りやすくなるだけではなく、ビジネスプロセスそのものがその上で走る仕組みが必要であろう。そのような仕組みが情報化社会における重要国家基盤になるのではないか。

平成17年3月

電子商取引推進協議会
電子政府・ビジネス連携WGリーダー　　高橋　巌

第Ⅰ章　ビジネスと電子政府のかかわり

本章では、広く、ビジネス界と電子政府のかかわりについて現状を概観し、まだまだ電子化されていない手続きや申請についてその煩雑さや効率の低さについて指摘する一方で、既に一部で始まっている電子政府機能についてビジネス利用の側面から見た場合の問題点を指摘する。

そして、次章以降に続く、個別ビジネス分野のモデル的分析およびそれらの取組みから得られる知見をもっての今後取り組むべき電子政府事業への提案に結びつける端緒とする。

1. 企業からみた政府・自治体利用の現状

1.1　主要な業種ごとの現状

1.1.1　製造業系

一般的に製造業の場合、工場立地段階での計画・設計作業プロセスでの建築、設備、各種立地規制等に係わる事前協議から申請、許認可という膨大で複雑な行政との関係を乗り越える必要性が生じる。立地後も原材料の輸入や出荷に係わる検査、更新、廃棄物処理といった各種の手続きがあり、これら全てに多くの人件費と時間コストが費やされているのが現状である。

ただし、ある側面では、こうした手続きの複雑さと多さが製造事業と行政との関係を親密にし、規模が大きくなると家族の生活や子弟の教育の分野にまで関係性が強まったり、利益の還元により公的な施設環境が整えられたりと逆に事業者側が行政に及ぼす影響の方が無視できないほどになっていた例も珍しくなかった。

1.1.2　土木建築系

一口に土木建築事業といっても、さらにその中で業種が細かく分かれており、わが国の公共事業の主な受け皿産業としての特徴が現れている面もある。

製造業以上に事前協議や手続き、必要となる許認可の種類や量も多く、設計作業段階では、土地所有状況、敷地の都市計画条件、地下埋設物の状況、そして、最近では廃棄物処理痕跡の検査、消防届出、道路占有許可等、行政窓口も各々異なっており、設計担当者は役所の中だけに留まらず、関係機関窓口の所在地をあっちに行ったりこっちに行ったりしながら作業を進めている。

設計図書の電子化が進められているものの、GIS 連動やコンピュータ処理によるレギュレーションチェック及び解決策シミュレーション等、今後の改善を待たなければならない周辺作業も多く、統合的なデータベース構築の必要性を叫ばれつつも、今ひとつ取組みへの

姿勢は強くない。

1.1.3　金融系

これまでの金融業界と自治体等との関係では、まず、公金収納および支払を柱とする指定金融機関制度、自治体の設備投資等を支える地方債制度等があるが、自治体自身の預金・貸付業務も金融機関の収益源として存在している。もちろん、出店時の立地にかかわる規制等も存在するが、自治体財政との係わりの中での金融系企業との業務関係が主軸を占めるものと推察される。

従来、儲からない指定金融機関を担っていたのは、自治体の預金や貸付を有利に扱える事によって不採算性をカバーしてきたからであるが、自治体財政自体が厳しくなっている上に、その少ない預金・貸付でさえ、入札制度が導入されて指定金融機関の旨味はますますなくなっている。

さらに、自治体が出資している第 3 セクターの不良債権処理問題等もあり、広範にわたって金融系事業と自治体との関係が複雑化している。

今後は、地方債の扱いも高度化し、電子収納の導入と合併による財務会計システムの導入等、金融系事業者と自治体との関係も次の世代へと移っていくことが予想されるが、現状の指定金融機関制度に見られる高コスト体質を、金融サイドからの提案で変革していく動きが活発化するだろう。

1.1.4　商業・サービス系

次章でコンビニエンスストアの立地にかかわる行政との関係性を分析しているが、それ以外にも、飲食店、大規模店舗等の立地規制と事前協議、手続き、申請にかかわる作業量の多さと複雑さは製造業や土木建設業と比較しても決して少なくない。

ましてや、商業・サービス系事業では、風致地区や美観地区の規制、風俗営業関係の規制等、個別業種ごとに様々な手続き・申請が必要とされる。

景気変動に左右されやすく、事業領域や事業体制も比較的短期間で変化しやすいビジネス分野であるが、行政と事業者との関係は柔軟性に乏しく、多様な新規参入事業者による活性化されたビジネス環境を作り出すには問題が多い。

結果的には、出店や営業に関する手続きや届出の作業上の不透明性や複雑さは、既得権益の保護という活性度を低下させる悪循環を招きやすく、もっとも変化が激しい事業分であるだけに、行政手続や申請の効率化や透明性向上は極めて重要なテーマとなっている。

少子高齢化が進んで労働力人口が低下する中にあって、高齢者を中心に比較的従事しやすい商業・サービス業分野の活性化は、わが国にとっても極めて重大な課題であり、行政の手続きや申請のあり方に指摘される問題点の解決は急務といえる。

1.2　ビジネスサイドから見た問題点の整理

1.2.1　政府・自治体機能への一般的な要望の概観

複雑で量も多い政府・自治体とのやり取りに対する効率化のニーズは潜在的にかなり高いものと見るべきであろう。特に、大きな社会経済の潮流を考える時、商業・サービス系事業分野での新規ビジネス開拓や従来型事業領域でも新陳代謝が活発化するといった状況を作り出すことの重要性が多くの方々に指摘されている所である。

行政のサービスのうち効率化が求められる申請や届出の分野を聞くと、ほぼ、三つのカテゴリーでニーズの強さが違うことが知られている。

まず、一番ニーズが強いのが行政一般、税務関連、保険・年金等関連であり、どれも、業種の違いに係わらず企業が従業員の分を代行している業務が多い分野である。次に多いのが、入札発注関連、環境・廃棄物等、災害防災関連、保健衛生関連、都市計画・建築関連であり、一部、特殊な業種で必要となる業務分野もあるがこれらへの対応は、業種ごとの調査によりニーズの内容を精査しつつ的確に対応すべきである。生半可な分析で行政手続や申請の効率化を進めては問題が大きくなってしまう場面も創造される。

各種工事等関連、危険物関連、河川水路道路等土木関連の特殊な業種で求められる業務分野についても、効率化すべき政府・自治体との協議・手続き・申請について少なくないニーズがある。

1.2.2　税務関連、保険・年金等関連

税務や福利厚生関係の手続きや相談、申請については、業種によらずに従業員を抱える企業であれば全てにとってベーシックに必要となる行政機能である。通常、企業の総務部門が受け持つことが多いこれらの行政分野は、効率化や高度化への企業ニーズとしても最も強く現れる傾向が強い。

企業経営者から見れば、どんな自治体でも府省でも、事務フローや様式が統一されるといった取組みが成功すれば、極端な場合、自社内に総務部門を抱える必要がなく機械による代替やアウトソーシングの活用によるコスト削減が実現できる分野として映っているものと考えられる。

1.2.3　環境・廃棄物・危険物関連、保健衛生関連、建築都市計画関連

一方で、事業種別毎に各々特殊な行政手続きや相談、申請が異なるものもある。廃棄物や危険物の取り扱い、保健衛生、建築都市計画分野が該当するが、環境については COP3 等の影響で業種によらず求められる行政アクションも増え一般化していく可能性も大きい。

業種毎に事情も違って、効率化や高度化が一部困難な場合もありえるが、自治体や政府の横の繋がりで調整や統一が図られると大きな効果が得られる。

また、都市計画関連の効率化が GIS データとの連携や関連データベースの連携という形で実現すると、普遍的に多くの業種が活用可能となる可能性が大きい。

1.2.4　行政一般、情報収集他

行政内部にある情報を知る手段は、WEB 以外ではかなり絞られてしまうのが一般的であり、足繁く通ったり、不適切な手段によって獲得したりするという方向で努力されることも、これまでしばしばあった。WEB の整備も進みつつあるが、もともと膨大な量の情報が詰まっている行政体の情報を効率よく的確に探せる状態で提供することの難しさも、改めて指摘されているところである。

データベース検索技術の高度化や、必要な情報は予め登録しておくと的確に届くといった機能の実現は強く望まれている所であろう。

また、単なるテキストから、映像を多用することによってより効果的な情報提供・収集方法についてもニーズが強まることが予想される。

1.2.5　ベンチャー企業からみた課題

一般的に、ベンチャー企業が抱える問題点については、大半の企業が「金策に関すること」と「有能な人材の採用」を挙げるケースが多く、「人脈作り」、「専門的・具体的な知識の獲得」、「事業場の確保」、「保有技術などの応用による新製商品開発のきっかけづくり」、「機械・コンピュータの使い方など技能に関すること」等も指摘される。

ベンチャーとして事業を行なってきた期間が長くなるに従い「金策に関すること」が減少し、逆に「有能な人材の採用」が増加している。業種別においても、全ての業種で「金策に関すること」と「有能な人材の採用」がもっとも強いニーズであるが、情報サービス業では「金策に関すること」が最多であるのに対して、医療関連産業、その他の製造業、その他の産業は「有能な人材の採用」の方に強いニーズが見られるのが一般的である。

こうした背景から、ベンチャー新興施策としては「低利融資の実施」、「交流会の開催」、「公的機関によるベンチャーキャピタル事業の実施」、「有能な専門家の派遣・紹介」、「低廉な事業場の提供」等が必要とされている。

2. ビジネス利用における電子政府の課題

電子政府構築の第一義的な目的は行政サービスの IT による革新であり、行政の効率化であるが、あわせて重要とされているのが民間への波及効果である。電子認証等の新しい技術を社会に普及させるためのドライバー機能も期待されてはいるが、本質的には社会全体の電子化を促進し、日本全体や日本企業の競争力を高めることに貢献することが重要である。

ここには、前述の電子認証等の新しい技術の普及をはじめ、技術の変遷に即した社会制度の改革、企業人や国民全体のリテラシー向上等の要素が含まれる。

2.1 求めるビジネスメリット

では、企業の観点から、電子政府の求められる電子政府のビジネスメリットとは何か。本項では、社会全体としてのマクロ的な視点、個々の企業活動におけるミクロ的視点、及び、電子政府構築を契機とした行政改革必要性と電子政府の普及・促進のためのインセンティブの 3 つの観点で考える。

2.1.1 マクロ的視点

電子政府のビジネスメリットを社会的な観点で考えると、期待される効果は

・新しい技術の普及

・技術の変遷に即した社会制度の改革

・企業人や国民全体のリテラシー向上

の 3 点である。将来を有望視されつつ、民間セクターにおいて、導入コストの問題から導入が進まない揺籃期にある技術について、公共セクターが率先して投資を行うことで全体の呼び水となる効果は大きい。また、制度についても、旧時代の考え方を踏襲する傾向の強い政府・自治体が、時代と技術の変遷にともなって自ら制度を時代と技術に即したものに変革していくリーダーシップが強く望まれている。リテラシーについても、新しい技術の普及と同様に、民間セクター単独での投資では困難な課題であり、公共セクターが呼び水となり、民間セクターでの本格的なムーブメントを作り出していくことが望ましい。

2.1.2 ミクロ的視点

次にミクロで考えると、日々の企業活動における規制緩和、制度準拠への負担の軽減も、電子政府のビジネスメリットとして非常に大きい。E-文書法等が格好の例となるが、従来は制度上、紙面で要求されていた文書の保管が電子化されることによる企業のコストメリットは決して小さくない。また、電子申請・電子申告や電子入札・電子契約等によって、G2B のトランザクションが電子化され、スピードアップと低コスト化に加え、調達や許認可

の一層の公平化と透明化が図られることも効果として大きい。これらのミクロの効果を整理すると、

・スピードアップ
・コスト低減
・調達や許認可の公平化
・透明化

と考えられる。そして、これらの効果を真に実現するために要求されるのは、単なる電子化ではなく、電子化をきっかけとした行政の BPR (Business Process Reengineering)、すなわち行政改革であり、前述のマクロ的視点の社会制度の変革にも共通する。

2.1.3　行政改革とインセンティブの必要性

端的にいえば、単なる手続きの電子化しか行わない電子政府の構築では、電子政府実現の表層のみをなぞることになり、企業や国民の利用者満足度の高い電子政府には決してなりえないのである。そして利用者満足度の低いシステムは企業や国民に利用されず、使われない電子政府システムになりかねない。

きちんとした行政改革とセットになり、適切に構築された電子政府であれば、利用促進のためのインセンティブは本来的には不要かもしれない。しかしながら、素晴らしいシステムであっても、それが企業や国民に直ちに正しく理解されるかどうか、一定の投資が必要な場合に、そのリソースが確保可能かどうかは別の問題である。よって、民間での利用を促進するためのインセンティブプランは必要であり、インセンティブプランが欠如した電子政府構築計画も、使われない電子政府システムになりかねない。

2.2　企業から見た現状の電子政府機能の課題

1999 年に策定されたミレニアムプロジェクトより日本の電子政府は始まった。その後、府省毎の GPKI 認証局の整備と申請等の電子受付システム構築を皮切りに電子政府の実装が開始され、LGWAN、LGPKI とともに電子自治体の構築が始まり、現在では多くの都道府県で公共 iDC による共同アウトソーシングが運営・構築されている。

本項では、現状の電子政府機能について評価すると共に課題と期待される方向性について、その利用者としての企業からの視点で概説する。

2.2.1　実現されている電子政府機能の進捗評価

日本における電子政府の実装は、大きく下記に分類される。

・ネットワーク環境
・電子申請等に必要な認証基盤
・電子申請・電子申告
・電子入札・電子調達

・inG システムの刷新と全体最適化
・電子投票

これらのなかで企業活動に関連の深いのが「電子申請・電子申告」と「電子入札・電子調達」である。

電子申請については、その導入当初に国民のニーズや利用頻度から優先度の高いものに限定して開発するのではなく、申請等の 100%の電子化が目標として設定された。そのため、時間や予算上の制約から、バックヤードを含めた本格的な電子申請システムではなく、単に電子的に申請を受け付けるだけの共通受付システムとなっている。したがって、前述の行政改革の実現には至らず、単純に現行の行政処理を電子化することにとどまっている。また、本格的なインセンティブも導入には至っていない。

電子入札・電子調達については、これによって談合等の不正を排除し、調達の公正化と透明化、及び調達コストの低減を目標とする、いわば電子政府の目玉として導入された。公共工事向けには国土交通省のイニシアティブのもので JACIC コアシステムが公共工事を行う府省や自治体に展開され、一定の成果をあげているが、導入自治体毎のカストマイズが不可欠となっており、そのコストが普及の重しとなっている。一般物品調達については、総務省のイニシアティブで各府省共通のシステムの検討が進んでおり、その成功と自治体への合理的な適用が期待される。

2.2.2　課題と期待される方向性

日本の電子政府には、次のような課題がある。

・住民本位の視点の不足
・電子政府構築を契機に行われる行政改革（BPR）
・高コスト体質
・インセンティブの不足
・政府・自治体職員を Knowledge Worker 化するための仕組みの欠如

住民本位の視点の不足については、単にシステム構築の問題ではなく、意識に大きく依存する。例えばカナダでは政府職員が住民をお客様と呼び、電子調達のサイトは国内企業が政府に対してビジネスをする場であり、政府がそれを支援するという姿勢が強く打ち出されている。日本の電子政府で、住民本位の意識が強く要請されているのはシステムの使いやすさである。確かに認証やセキュリティ確保は必要な条件であるが、セキュリティ確保のために一般の国民が使えないシステムでは本末転倒である。使いやすさを大前提に最大限のセキュリティ確保を行う姿勢への転換が必要である

電子政府構築を契機に行政改革については、システムの構想時点において考慮される必要がある。制度を見直し、行政システムを抜本的に革新するには相当の時間と予算が必要である。短期的な電子政府構築を目標とすれば、表層のシステム実装しかできなくなってしまい、電子政府構築の本来的な目標から乖離した実装を余儀なくされてしまう。また、

短い時間と限られた予算で抜本的な革新を行うには政府・自治体全体の明確な合意形成が必要であるが、その合意形成には強い意志が必要とされる。

高コスト体質については、EA による是正が進んでいるところではあるが、政府内の電子政府関係者に IT の専門家が少ないことも大きな課題である。EA と同期をとって民間から CIO や CIO 補佐官を招聘し、専門性の補強は進んではいるが、絶対的な人数と権限の不足は否めず、一層の増強が期待される。

前述のようにインセンティブは電子政府のような大きな改革には不可欠である。現在、インセンティブが本格的に導入されていないのは、政府・自治体全体に電子政府の導入への深い理解と明確な合意形成が出来ていないのが原因と思われる。電子政府は中長期にわたるイニシアティブであり、短期的にインセンティブが財政負担となっても、中長期的な観点で必要な投資と考える姿勢が必要である。

最後に検討が必要なのが、政府・自治体職員を Knowledge Worker 化するための仕組みである。高度な電子政府の導入には、それに先立って高度な IT リテラシーを持つ職員の存在が必須である。これはシステムを設計・構築する側よりも、むしろ利用する側の課題である。なぜならば、コンピュータを高度に利用可能な職員を前提としないと、IT 利活用時代の抜本的な行政改革が不可能だからである。

日本のポテンシャルは非常に高い。これらの課題を克服すれば世界最高水準の電子政府は十分に実現可能であると考える。

第Ⅱ章　事例から見る行政手続の現状

行政手続の現状を具体的に把握するために、以下の 3 つの視点から、その実態について調査を実施した。

1）国税、地方税の電子申告

2）フランチャイズ･チェーン業界における店舗新設に伴う行政手続

3）海外企業の日本進出に伴う行政手続

1. 国税、地方税の電子申告・納税

1.1　はじめに

日本政府は、平成 13 年 1 月に公表した e-Japan 戦略以降、IT を利活用するための基盤整備を推進してきている。その中で国税、地方税の電子申告・納税は電子政府の施策の一環として整備が進められており、平成 16 年 2 月には「国税電子申告・納税システム」（以下、「e-Tax」）が名古屋国税局管内（岐阜・静岡・愛知・三重の 4 県）での運用開始を皮切りに、6 月には全国的に運用開始となっている。また地方税の電子申告・納税についても、平成 17 年 1 月より大阪府をはじめとする 6 団体（岐阜県・大阪府・兵庫県・和歌山県・岡山県・佐賀県）による導入が予定されている。

このように国税、地方税の電子申告・納税の基盤整備が進められているものの、既に運用が開始された e-Tax の利用件数を見てみると、平成 16 年 11 月 30 日時点の累計で 29,678 件（表 1 参照）となっている。これは現状の紙ベースでの申告件数（主な税金の申告件数としては、平成 15 年度の所得税の確定申告件数が 2,139 万件、法人税申告件数が 272 万 7 千件）の 0.01%程度に過ぎない。e-Tax ホームページへのアクセス数自体は既に 500 万件を超えているが、うち 300 万件は書類をプリントするのみと、肝心の機能以外の部分で利用が広がっているという実態もある。

国税庁では e-Tax を平成 16 年度のモデル事業としてシステムの全国拡大を目指しており、平成 18 年度には利用件数が 130 万件に達すると見込んでいる。しかし、このような手続きの電子化を普及させるにあたっては、その利用環境をいかに整えられるかが重要である。つまり、e-Tax の利用者である納税者にとって、使い勝手が良く、さらに使用するメリットがあることが不可欠といえよう。

本節では、既に運用が開始された e-Tax の概要をまとめたうえで、日本より電子申告・納税が進んでいる他国との比較をおこなう。さらに、国内の財務・会計ソフトウェア開発業者へのヒアリング、ECOM 会員企業へのアンケート調査を通して、e-Tax の利活用促進のために対応すべき課題を整理する。

(単位:件)

	所得税申告	法人税申告	消費税申告(個人)	消費税申告(法人)	申請・届出等	納税	合計
5月31日	2,493	291	490	228	-	-	3,502
8月31日	2,515	6,337	538	4,282	921	632	15,225
10月29日	2,530	10,346	542	7,179	1,797	1,200	23,594
11月30日	2,531	13,126	554	9,262	2,489	1,716	29,678

出所:国税電子申告・納税システム(e-Tax)ホームページ(http://www.e-tax.nta.go.jp/topics/kensu.html)

表Ⅱ-1　e-Tax 利用件数(平成 16 年、累計)

1.2　日本における電子申告・納税の現状

1.2.1　概要

日本では、e-Tax(国税電子申告・納税システム)が平成 16 年 2 月より名古屋国税局管内(岐阜・静岡・愛知・三重の 4 県)での運用開始を皮切りに、6 月には全国的に運用が開始されている。

e-Tax の主な特徴としては、当初よりインターネット方式を採用していること、また本人電子申告以外の代理人電子申告については、代理人(仲介者)を税理士に限定していることが挙げられる。

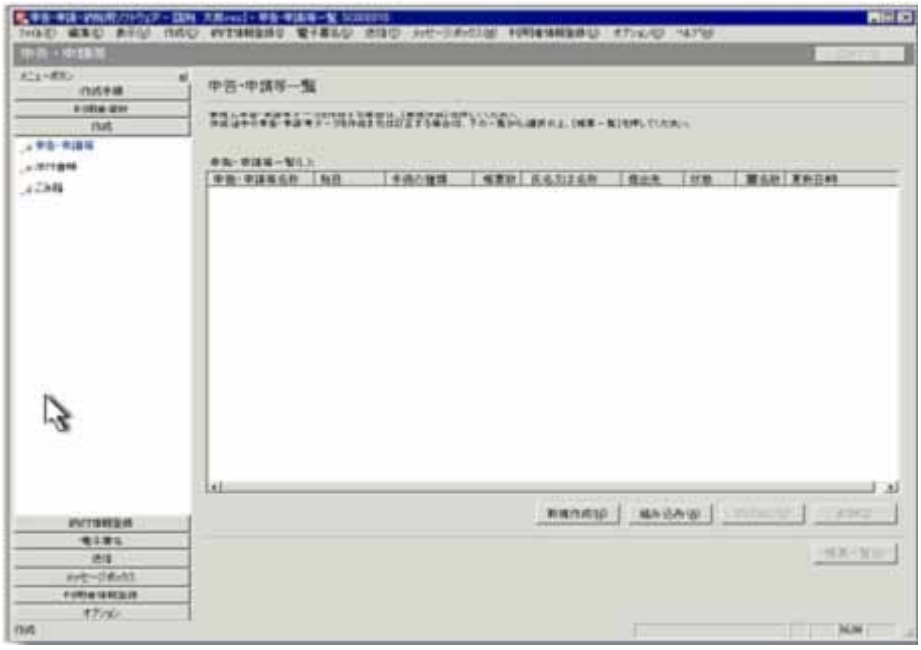

出所:電子政府・電子自治体　体験会 on Web(http://www.taiken.e-gov.go.jp/taiken/index.html)

図Ⅱ-1　e-Tax ソフト画面

1.2.2　利用可能な手続き

・ 所得税、法人税および消費税の申告手続き

・ すべての国税の納税

・ 申請・届出等（例えば、納税地変更届けや支払調書等の磁気ディスクによる提出承認申請など）

1.2.3　手続きの流れ

事前手続

（イ）開始届出書の提出

住民票の写しなど本人確認書類を添付（提示）して、事前に開始届出書を書面で所轄税務署長に提出する。なお開始届出書の提出に当たっては、すべての手続き（税の申告、納税、申請・届出等）の利用が可能な「申告・納税等手続」、又は申告所得税、法人税及び消費税の電子納税のみ利用可能な「特定納税専用手続」を選択する。

（ロ）税務署での審査、登録

（ハ）利用者識別番号及び暗証番号の送付

税務署から、利用者識別番号及び暗証番号が記載された通知書並びに国税電子申告・納税システム利用者用ソフトウェア（申告等データの作成・送信等が行えるソフトウェアが格納されたCD-ROM。以下「e-Taxソフト」という。）が送付される。

※その他：電子証明書の取得（「申告・納税等手続」を選択した場合のみ）

e-Tax利用の際には、申告等データに利用者が電子署名を行うことになるので、その電子署名に使用する電子証明書を事前に取得する必要がある。e-Taxで使用できる電子証明書は以下の通り。

「商業登記に基礎を置く電子認証制度」に基づく電子証明書	法務省が運営する「商業登記認証局」が発行するもの
地方公共団体による「公的個人認証サービス」に基づく電子証明書	地方公共団体の認証業務に関する法律に基づいて、申請者の住民票のある市区町村で発行されるもの
その他国税庁長官が定める電子証明書	・日本税理士会連合会 税理士証明書発行サービスに係る認証局が作成する電子証明書 ・株式会社帝国データバンク ＴＤＢ電子認証サービス Type A に係る認証局が作成する電子証明書 ・日本商工会議所 ビジネス認証サービスタイプ1に係る認証局が作成する電子証明書の内、タイプ1－Aの電子証明書 ・株式会社ミロク情報サービス ＭＪＳ電子証明書発行サービスに係る認証局が作成する電子証明書 ・日本認証サービス株式会社 Accredited Sign パブリックサービス2に係る認証局が作成する電子証明書

表Ⅱ-2　e-Tax で利用可能な電子証明書の種類

初期登録

（ニ）e-Tax ソフト等のインストール

e-Tax ソフト等（e-Tax ソフト又は電子申告に対応した民間の税務・会計ソフトウェア）をパソコンにインストールした後、暗証番号の変更と電子証明書等の登録をおこなう。

申告・申請等手続

（ホ）データ送信

e-Tax ソフト等を利用して申告等データを作成し、電子署名及び電子証明書を添付の上、送信する。e-Tax では、送信直後に申告等データのデータ形式等のチェックを行い、受付番号及び受付時間等を送信者のパソコン画面に即時通知として表示する。

（へ）受信データのチェック等

e-Tax では、送信直後に行うデータ形式等のチェックとは別に、送信された申告等データの基本的事項（納税者名、住所等）に係る内容確認を行う。この確認の結果は、受信通知として e-Tax 内に用意される利用者ごとのメッセージボックスに格納される。

（ト）送信データの確認等

即時通知の確認後、ある程度の時間をおいて再度 e-Tax へログインし、e-Tax 内に用意される利用者ごとのメッセージボックスで受信通知を確認する。

納税手続（登録方式でインターネットバンキングを利用する場合）

（ホ）納付情報の登録（納付データの送信）

納付情報データを作成し、電子署名及び電子証明書を添付の上、e-Tax に送信して事前に登録する。

（へ）受信データのチェック等

e-Tax では、受信した納付情報データの基本的事項（納税者名、住所等）に係る内容確認を行い、納付指図時に入力する納付区分番号等を表示した受信通知をメッセージボックスに格納する。

（ト）納付区分番号等の取得

e-Tax にログインし、受信通知により納付区分番号等を取得する。

（チ）収納機関番号、利用者識別番号、納税用確認番号及び納付区分番号を送信

インターネットバンキングの画面上から、利用者識別番号、納税用確認番号及び納付区分番号を入力して金融機関に送信する。金融機関に送信されたデータは、マルチペイメントネットワーク（以下、MPN）を通じて受付システムに送信される。

（リ）納税者氏名、税目、課税期間及び納付金額等を通知

e-Tax では、利用者識別番号、納税用確認番号をチェックし、電子納税の利用者であることを確認し、納付区分番号に基づき上記ホで登録された納付情報データを MPN を通じて、納税者氏名、税目、課税期間及び納付金額等を通知する。

（ヌ）納付指図

インターネットバンキングの画面から、利用者自身の預金口座から納付金額に見合う金額を国庫金勘定に振り替えるよう指示する。

（ル）領収済データの連絡

金融機関は、納付指図のあった預金口座から国庫金勘定に納付税額を振り替え、領収済データを e-Tax に送信する。

（ヲ）納付が完了した旨の通知

金融機関は、利用者の方に納付が完了した旨の通知を送信する。

（ワ）領収済データ受信の通知

e-Tax では、金融機関から送信された領収済データを確認した後、金融機関に領収済データ受信の通知を送信する。

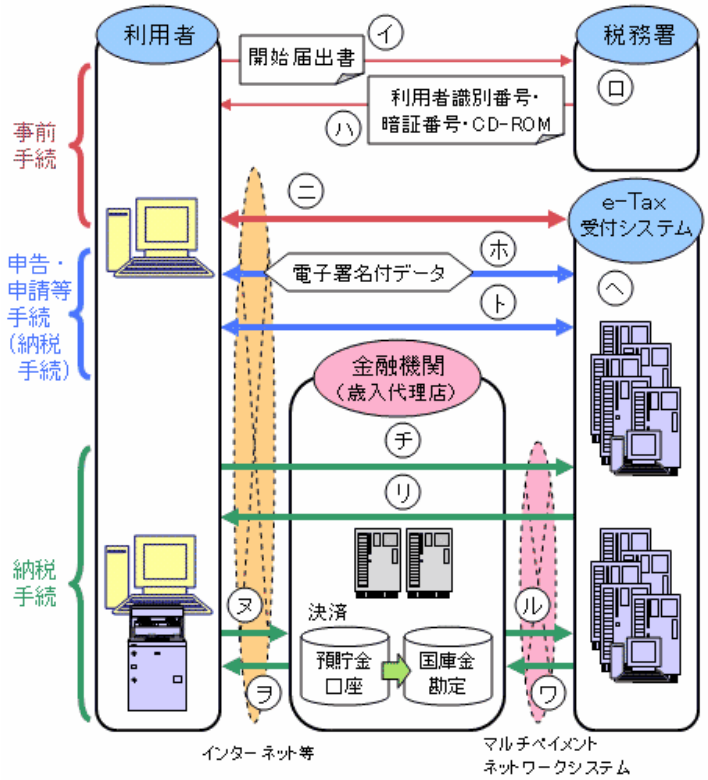

出所：e-Tax ホームページ（http://www.e-tax.nta.go.jp/gaiyou/gaiyou2.html）

図Ⅱ-2　手続きの流れ

1.2.4　通信方式、認証方法・セキュリティ確保の仕組み

・通信方式：インターネット方式

・暗号化方式　：SSL（Secure Sockets Layer）128bit により暗号化。その他データベースやサーバは、ファイアウォールとアクセス監視システムを採用。

・認証方法：ログイン時には ID（利用者識別番号）、パスワード（暗証番号）、申告時等には電子署名を採用。

・その他：タイムアウト機能（e-Tax にログインした状態で一定時間以上アクセスがない場合は、自動的にログアウト）

1.2.5　利用状況

・平成 16 年 11 月 30 日時点の累計で 29,678 件（表 1 参照）

1.3　海外における電子申告・納税の現状

1.3.1　米国における電子申告・納税

(a) 概要

米国は給与所得者について年末調整がなく確定申告数も多いため、電子化は個人所得税から導入されている。1986 年より税金計算ソフトウェアとモデムのコネクションを使った電子申告（e-file）プログラムが試行され、1990 年には本格的に運用を開始している。また 2002 年にはインターネット申告・納税にも対応するなど、順次サービスを改善・拡大している。

米国の電子申告・納税の特徴としては、インターネット以外にも電話（プッシュホン）を使用した簡便な方法を認めていること、添付書類を不要にしている[1]こと、日本の国税に相当する連邦税だけでなく地方税に相当する州税の申告・納付も同時におこなうことができることなどが挙げられる。さらに、連邦税についてのルール決定や管理監督は内国歳入庁（IRS: Internal Revenue Service）でおこなっているが、運用についてはできる限り民間に業務委託するという基本方針から、アウトソーシング先の選定基準を明確に定め、業務委託を進めている。

なお IRS は、1998 年に成立した内国歳入庁再建法（IRS Restructuring and Reform Act of 1998）により、ペーパーレス申告を推進し 2007 年までに申告の 80%を電子申告にすることが義務づけられている。2004 年時点で e-file を利用した個人の所得税電子申告の割合は、約 48%となっている。

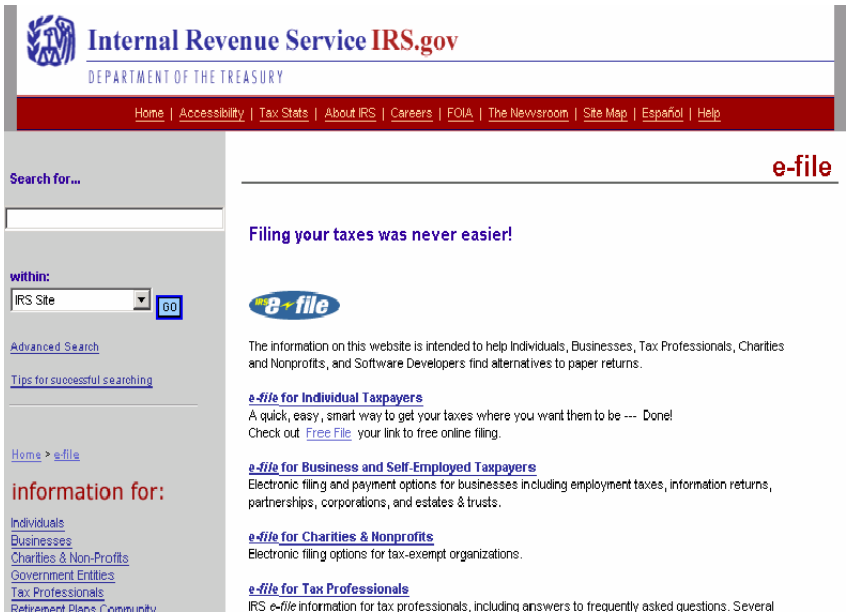

図Ⅱ-3　e-file ホームページ

[1] 添付書類を IRS へ送付しない代わりに、納税者はレシート等の証明書類を保管する義務を有する。

(b) 利用可能な手続き

・連邦税の電子申告・納税

※納税方法としては、口座引落、EFTPS（The Electronic Federal Tax Payment System）を利用した口座引落、カード決済（個人のみ）がある

※連邦税と同時に IRS を経由して州税の電子申告・納税も可能

※申告方式としては、①税務専門家を利用する方式、②納税者自ら申告書を作成するパソコン方式、③電話（プッシュホン）方式の 3 通り。また低所得者、身障者、英語の話せない納税者及び老年者（60 歳以上）に対しては、さらに無料で申告書を作成するボランティア組織がある。

(c) 手続きの流れ

申告手続き：パソコン方式（口座引落、クレジット連動型の場合）

（イ） 事前準備

IRS 認定済みの市販の納税ソフトをパソコンにインストールする。

※従来、パソコン方式を選択した納税者は市販の納税ソフトを購入する必要があったが、現在では IRS と民間業者のアライアンスによる無料ソフトも利用可能となっている。

（ロ） 電子納税利用の申込

納税者番号、税金引落及び戻し入用の口座の登録、もしくはクレジットカード情報を登録。電子納税利用の申込後、資料と暗証番号が別々に送付される。

（ハ） 申告書類の作成

税務情報を納税ソフトに入力し、直接 IRS に送付するか、電子申告サービスプロバイダーを通して IRS に送付する。送付の際に PIN（Personal Identification Number）を選択すると、（ホ）の手続きを省略可能。

（ニ） 申告受理確認

IRS と州から申告受理した旨の e-mail が到着する。

（ホ） 証明書類の返送

電子申告の証明書類である Form 8453-OL を印刷してサインし、IRS へ返送する。

申告手続き：電話方式（口座引落、クレジット連動型の場合）

（イ）タックス・パッケージの受領

所得税簡易申告書（Form1040EZ：所得が 5 万ドル以下で利子が 400 ドル以下のものが利用可能）を提出する者に対して、IRS が適用対象者を選定して電話申告用のタックス・パッケージ（資料、顧客サービス番号、暗証番号）を送付する。

（ロ）電子納税利用の申込・申告

タックス・パッケージを受領した納税者は、電話のガイダンスに従い納税者番号、

税金引及び戻し入用の口座の登録、もしくは、クレジットカード情報をプッシュボタンで登録し、申告をおこなう。

クレジット決済スキーム

＜クレジット決済の概要＞

米国では米国連邦法に基づきクレジットカード決済による納税が認められており（州法でクレジットカード払いを禁止する州もあり）、決済業務は IRS 認定のサービスプロバイダーが代行している。利用可能クレジットカードは VISA、MasterCard、Amex、Discover。納税時のカード利用手数料は納税者側の負担となる。クレジット決済利用登録者数は 4 百万人以上（2004 年 11 月末時点）。

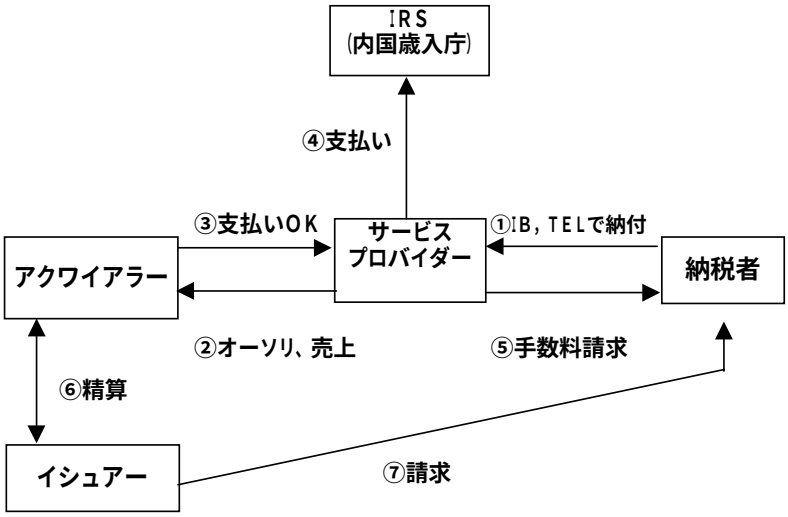

図Ⅱ-4　クレジット決済スキーム

(d) 認証方法・セキュリティ確保の仕組み

納税者に対しては、紙ベースのこれまでの手続きにおいても、紛失、盗難などといったリスクは存在していたという現実的な理解をお願いした上で、IRS としては、パソコン方式、電話方式を提供している。なお、パソコン方式については

・通信方式：インターネット方式

・暗号化方式　：SSL（Secure Sockets Layer）128bit により暗号化。その他データベースやサーバは、ファイアウォール、24 時間 365 日の監視体制

・認証方法：ID（納税者識別番号）、パスワード、オプションで PIN（Personal Identification Number）による電子署名を採用。

(e) 利用状況

2004 年における個人所得税の申告総数（約 1 億 3,000 万件）のうち、e-file を利用した電子申告は 6,100 万件（約 48%）。このうちコンピュータを利用した本人申告が約 1,450 万件、税務専門家による代理電子申告が 4,270 万件、また電話による申告が約 380 万件となっている。なお法人所得税については 2004 年からの実施のためデータ無し。

1.3.2　韓国における電子申告・納税

(a) 概要

韓国では、2000 年 7 月より国税電子申告システムが一部運用を開始し、ソウル市内の税務士（税理士）に限って試験的に源泉税と付加価値税の電子申告がおこなわれてきた。その後システムが拡大・補強され、新たに総合国税サービス（Home Tax Service、以降 HTS）として 2002 年 11 月より本格運用を開始している。また地方税の納付システムもソウル特別市により構築され、2001 年 4 月にはインターネットバンキングシステムと連携するサービスを開始している。

韓国における電子申告・納税の仕組みは基本的には日本と変わらない。しかし公的認証書（日本の電子証明書に相当）の取得数はすでに約 876 万人（2004 年 2 月時点）と、日本と比較して本人認証の仕組みが普及していること、納税の電子化を推進するために行政側が積極的にインセンティブを付与している点が特徴として挙げられる。

総合国税サービス（Home Tax Service）

図Ⅱ-5　HTS ホームページ

(b)-1 利用可能な手続き

・電子申請：事業者登録証明の発給申請、納税証明の予約・発給申請等
・電子申告：源泉税、付加価値税、特別消費税、酒税、証券取引税、印紙税、教育税、総合所得税、法人税の申告
・電子告知：納税金額の電子メール通知サービス。その場で HTS に接続して納税手続きも可能
・電子納付：全税目に対応
・その他：課税資料提出（添付資料のインターネットによる提出)、各種情報提供等
※申告方式としては、本人による手続き以外にも、税務士、公認会計士といった税務代理人への委託も可能。

(c)-1 手続きの流れ

事前手続（会員加入）

●オンライン加入

HTS ホームページに接続し、画面左側上端の「会員加入」をクリックし、「公認認証書で加入」又は「加入用番号で加入」のどちらかを選択。個人情報、使用者番号（ID)、パスワード、サービス利用範囲を登録。

●税務署訪問加入

最寄りの税務署に「インターネット国税サービス利用申請書（個人情報、使用者番号（ID)、パスワード、サービス利用範囲を記載)」を提出し、ID とパスワードの発給を受ける。その際、本人（代表者）が申し込む際には本人確認書類が、代理人が申し込む際には本人（代表者）の印鑑証明、実印、代理人の本人確認書類が必要。

※税務署では公認認証機関への公認認証書の登録代行も無料で受け付けている。

※銀行発行の電子証明書（公認認証書）を取得済みの場合は、インターネットで申込可能。

申請手続

（イ） 対象書類の選択

HTS ホームページ上で発給申請をする証明書類を選択する。

（ロ） 事業者/住民登録番号の入力

事業者/住民登録番号を入力する。証明書類（納税証明書等）によっては、公認認証書が必要になる場合もあり。

（ハ） 発給申請指示

受領方法（インターネット発給、税務署への訪問受領)、発給希望数量を選択し、使用用途、提出先等を入力し、申込ボタンをクリック。証明書の [発給番号]を確

認する。

（ニ） 受領機関（提出先）による証明書確認

申請者がインターネットで発給を受けた証明書の発給番号と事業者/住民登録番号を受領機関（提出先）に通知すると、受領機関が HTS の「インターネット発給文書確認」→「問い合わせ」で証明書を問い合わせ確認する。

申告手続（納税者自身による申告書作成方式）

（ホ） 電子申告作成プログラムのインストール

HTS ホームページへログインし、「電子申告」→「税目選択」→「申告書作成をクリックすると、プログラムが自動的にインストールされる。

（ヘ） 申告書作成及び送信

電子申告作成プログラムを利用して申告書を作成し、送信する。

（ト） 申告書受付結果確認

申告書を送付すると、受領書が発行される。

申告手続（申告書変換方式[2]）

（ホ） 電子申告変換プログラムのダウンロード

HTS ホームページへログインし、「電子申告」→「プログラムセットアップ」で変換プログラムをダウンロードする。

（ヘ） 認証書申込及び発給（税務代理人のみ）

HTS の利用申し込みをし、利用者登録（入力）した後、認証書の発給を受ける。

（ト） 申告書の変換及び送信

税務会計ソフトで作成した申告書を電子申告変換プログラムを利用して変換後、HTS ホームページへログイン→「電子申告」→「税目選択」→「申告書 送信」をクリックして申告書を送信する。

（チ） 申告書受付結果確認

申告書を送付すると、受領書が発行される。

納税手続（口座振替方式）

（リ） 納税額の確認

HTS ホームページに接続して対象税目の申告又は告知内訳の問い合わせをおこない、納税額を確認する。

（ヌ） 納付指示・確認

電子納付を選択すると、金融決済院のインターネット GIRO システム

[2] 税務会計ソフトで作成した申告書を国税庁が配布する電子申告変換プログラムで変換して申告する方式。対応税目はソフトによって若干異なる。

（www.giro.or.kr）の画面がPOP-UP形式で新たに表示されるので、そこに銀行、口座番号、暗証番号を入力して納付指示をおこなう。納付結果を確認して手続き終了。

地方税インターネット納付システム

図Ⅱ-6　地方税納付システムホームページ

(b)-2 利用可能な手続き

・電子納付：告知書又は事業者/住民登録番号を利用してインターネット上で納付が可能。納付方法は口座振込み又はカード決済を選択
・申告納付：インターネット上で自主申告及び納付が可能
・納付確認・滞納確認：納付内容や滞納内容の問い合わせなど
・還付申告
・その他：告知書を紙ではなくe-mailで受け取る「電子告知」サービス

(b)-3 手続きの流れ

事前手続

（イ）使用者登録

地方税インターネット納付システムのホームページで使用者（納税者）の個人情報と公認認証証を登録する。公認認証書の有効期限が切れると新たに公認認証書を取得して再登録する必要あり。

電子納付手続き

＜口座振込みによる納付＞

（ロ）納付方法の選択

ホームページ上のメニュー画面から「電子納付」→「口座振替」を選択する。

（ハ）告知内容の確認

告知内容の確認方法としては、「告知書」を利用する方法と「事業者/住民登録番号」を利用する方法がある。告知書を利用する場合は、統一コード（機関番号、税目、納税年月日、納税番号）を入力し、確認ボタンをクリックすると告知内容の詳細が画面に表示される。

（ニ）振込指示

表示された情報が正しければ、「即時振込み」又は「予約振込み 」を選択して、インターネットバンキング等の手続きを経て納付実行。

（ホ） 受領済データの連絡

受付が完了すると、受領済みの画面に切り替わる。エビデンスとして過去 5 年分の内容が表示される仕組みとなっている。画面はプリント可能。

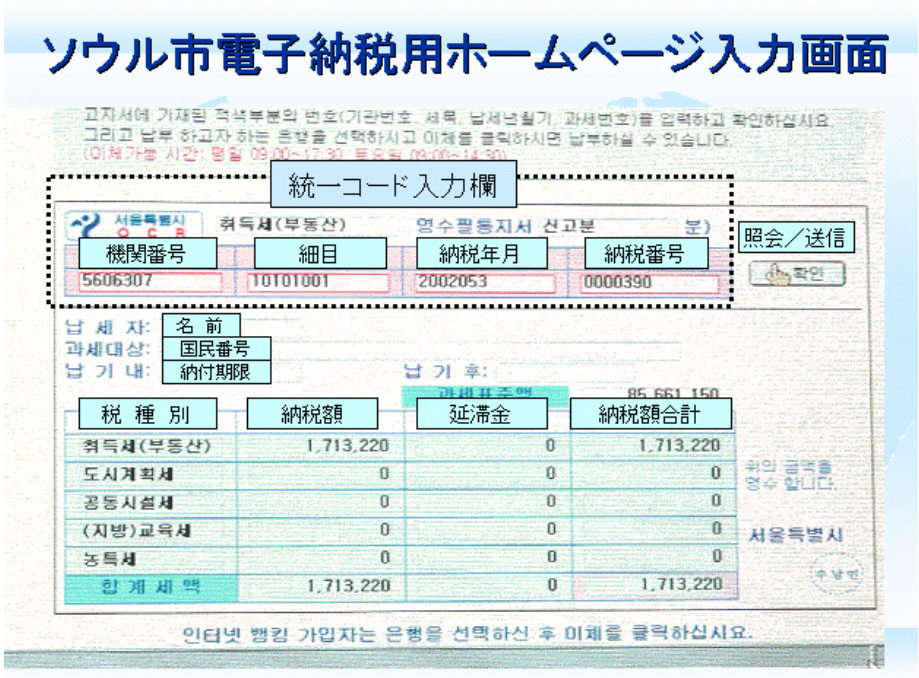

図Ⅱ-7　ソウル市の電子納税用の入力用ページ

＜カード払いによる納付＞

（ヘ）納付方法の選択

ホームページ上のメニュー画面から「電子納付」→「カード納付」を選択する。

（ト）告知内容の確認

＜口座振込みによる納付＞と同様

（チ）振込指示

表示された情報が正しければ、カード会社を選択する。カード会社の地方税納付ページが現れるのでカード番号等を入力して納付実行。

申告納付手続き

（リ）申告書類の作成・保存

ホームページ上のメニュー画面から「申告納付」→「税目選択」で申告内訳を作成･保存する。

（ヌ）納付指示

入力内容を確認後、納付銀行を選択してインターネットバンキング等の手続きを経て納付実行。

還付申告手続き

（ル）明細の問い合わせ

ホームページ上のメニュー画面から「過剰支払還付」→「過剰納金問い合わせ及び申し込み」をクリックする。事業者/住民登録番号を入力する画面が表示されるので、入力後問い合わせボタンをクリックする。

（ヲ）還付申告

問い合わせ結果が表示されるので、還付申請をおこなう場合は申請ボタンをクリック。取引銀行、口座番号、電話番号を入力して還付申請ボタンをクリックすれば手続き完了。

(d) 認証方法・セキュリティ確保の仕組み

・通信方式：インターネット方式※データベースやサーバは、ファイアウォールとアクセス監視システムを採用。

・認証方法：ログイン時には ID、パスワード、重要な手続きについては公認認証書を採用。なお、公認認証書の電子鍵は HDD 以外にも、フロッピー、USB メモリーなどへコピー、移動して使うことができる。

・その他：タイムアウト機能（e-Tax にログインした状態で一定時間以上アクセスがない場合は、自動的にログアウト）

(e) 利用状況

HTS が 2002 年 4 月から開始されてから 2 年後、韓国国税庁は 2002 年度の利用実績（表

3 参照）を発表している。さらに HTS 加入者については 2003 年 9 月時点の数字を再度発表しており、全加入者数は 121 万人、全納税者の 23.9%であり、法人では 47.1%、税務代理人では 98.6%が加入しているという結果になった。

（単位：千人、千件、億ウォン、韓国国税庁発表、2002年度）

区分	年間総件数、総金額	全体に占める割合
HTS加入者	633千人	12千人全事業者の13.3%が加入　（うち税務代理人は98.5%が加入）
電子申告-源泉税	2,231千件	
電子申告-付加価値税	1,116千件	
電子告知（件数）	220千件	4.00%
電子告知（金額）	13,903億ウォン	7.10%
電子納付（件数）	228千件	2.10%
電子納付（金額）	32,334億ウォン	3.50%
証明申請	232千件	14.10%
その他証明書申請	267千件	
HTSアクセス件数	2,654千件	

表Ⅱ-3　利用実績

1.3.3　シンガポールにおける電子申告・納税

(a) 概要

シンガポールは、電子政府の推進のおいて先進国家（アクセンチュアレポート世界第二位）である。税務に関する電子化においても、1994 年の電話での申告から始まり、1998 年にはインターネットからの電子申告を、2001 年には電子納付を開始した。

利用状況に関しては、税務当局である IRAS（INLAND REVENUE AUTHORITY OF SINGAPORE）の報告によると、例えば個人所得税において 2004 年時点で全申告の 68%が電子申告で行われている。1994 年の電話での申告開始以来、順調に伸びており目標とする 70%に極めて近いところまできている。

シンガポールの申告の特徴としては、インターネット以外にも電話、窓口など複数のチャネルを用意して、住民の利便性を図っていることである。納付についても同様で、インターネット、電話、窓口、口座引き落とし、電子マネーなど、多様な納付のチャネルを用意している。

また従来より、eCitizen、BUSINESS.gov.sg、SINGOV に代表される住民向け、企業向けのポータルや政府ポータル等を整備して来たが、最近では利用者対応に各ポータルのカスタマイズ（my eCitizen、my Tax Portal）機能のサポートを進めると共に、政府サービスを利用するためのユーザ認証機能の共通化を進めている。

このようにシンガポールでは、「税務等の個々のサービスだけではなく、政府全体のサ

ービスとして統合化、共通化等を推進している」、「利用者の利便性向上に視点が置かれている」ことが、最大の特徴といえる。

図Ⅱ-8　IRAS の myTax Portal 画面

(b) 利用可能な手続き

・電子申告：法人税、消費税、所得税、固定資産税、印紙税など、ほとんどすべての税について電子的に申告することが可能

・納付方法：窓口、電話、口座引落、ATM、インターネットバンキング、キオスクからの納付、小切手、eNet[3]を利用した納付など多様な納付方法に対応

・その他還付についても、小切手のほか、ダイレクトキャッシュによる口座入金にも対応

(c) 手続きの流れ

事前手続

（イ）　パスワード登録

シンガポールでは、出生時に 9 桁のアルファベットと数字からなる NRIC（National Registration Identify Card）番号が割り当てられ、15 才以上の国民並びに永住者に NRIC のカードが配布される。この NRIC 番号が政府の各種サービスを利用するための ID となり、外国人についても FIN（Foreign Identification

[3] インターネットやモバイルを中心とした電子支払い機能の総称で、キャッシュカード（電子マネー）、デビット、ダイレクトクレジット等の支払い手段がある。1996 年の「キャッシュカード」と呼ばれる電子マネーの導入を皮切りとして、現在では家庭やキオスク端末等からも利用可能であり広く普及している。

Number）番号などがIDとして利用されている。

そのため申告・納税のために特別なIDを取得する必要はないが、セキュリティのためにパスワードを取得する必要がある。パスワードは「IRAS PIN」と「SingPass（Singapore Personal Access)」の 2 種類が利用可能である。取得方法を以下に示す

- 「IRAS PIN」は、IRAS独自のPIN番号を取得するもので、申請書フォーマットをダウンロードして提出する。申請後e-mailにてPIN番号が連絡される。
- 「SingPass（SINGAPORE Personal ACCESS)」は、税務だけでなく他の政府サービスにおいても利用可能なパスワードであり、オンラインにて取得することができる。本パスワードにて利用可能なサービスは現時点下記の4つである。
  - Central Provident Fund Board
  - Accounting and Corporte Regulatory Authority
  - Inland Revenue Authority of Singapore
  - GeBIZ

（ロ） 従業員等の登録

企業等において、従業員がその企業を代表して税務に関する処理を行う場合がある。この従業員や関係企業を登録するシステムが EASY（e-Services Authorization System）である。会社代表者は必要に応じてEASYを利用して、従業員や関係企業をオンラインで登録する。

申告・申請等手続

（ハ）申告

納税者は、自分の NRIC/FIN 番号と、「IRAS PIN」または「SingPass」を利用して、オンラインにて電子申請を行う。

(d) 認証方法・セキュリティ確保の仕組み

- 通信方式：インターネット方式
- 暗号化方式 ：SSL（Secure Sockets Layer）128bitにより暗号化
- 認証方法：ID/PWでの認証方式

  ID：市民または永住者はNRIC、外国人はFIN番号などを使用

  PW：SingPassまたはIRAS PINの二種類を使用可能
- その他：トラストマークによる政府Webサイトの認証

  これにより市民からの信頼の構築を図っている

(e) 利用状況

個人所得税における電子申告の利用状況については、サービスが始まった 1998 年に 113,000 件（7%）であったが、2003 年に 903,849 件（60%）、2004 年度では 969,285 件（68%）と、順調に利用が伸びてきている。政府目標値である 70%に後一歩と言うところまで来ている。

		申告締切時点（4/18）での合計件数（件）		
		2004 年	2003 年	2002 年
電子申告件数（A）		969,285	903,849	924,014
（内訳）	インターネット経由		801,969	808,682
	電話経由		101,880	115,332
紙での申告件数			597,766	752,498
合計申告件数（B）			1,501,615	1,676,512
電子申告の割合（A÷B）		68%	60%	55%

出所：IRAS 広報資料 2002 年 2 月 21 日、2003 年 2 月 21 日、2003 年 4 月 22 日、2004 年 4 月 19 日

表Ⅱ-4　個人所得税における電子申告の利用状況推移

最近の伸びの理由の一つとして IRAS の説明によると、2003 年から始めた VES（Volunteer E-Filing Service）と呼ばれるボランティアによる電子申告支援サービスによるものであるという。これは納税者が申告を行うのを、学生や会社員がボランティアとして支援するというものである。2004 年には約 700 名のボランティアが参加した。また、この VES の目的のひとつとして一般住民の IT リテラシー向上に寄与することもあり、シンガポールの IT 推進責任部門である IDA（Infocomm Development Authority）の「e-Ambassadors プログラム」と連携して実施している。

なおボランティアに対する電子申告の教育は、全国 22 箇所にある eClub と呼ばれるセンター（「eCitizen Helper プログラム」配下）で行われる。

また 2002 年と 2003 年には「E-Filing lucky draw」と呼ばれる「くじ」が行われた。これは電子申告した人に対して抽選で賞金が当るもので、2002 年においては、1 等 20,000SGD（ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙﾄﾞﾙ）、2 等 10,000SGD、3 等 5,000SGD に加え、100SGD×1,000 本、50SGD×2,000 本の賞金が当り、賞金総計は 235,000SGD であった。2003 年の賞金総計は 150,000SGD であった。

このくじにおいては、下記試みも取り入れられた。

- 期間中の申告件数の平準化（つまり納税者が早期段階で申告を実施）を推進するため、その申告日に応じて（早い時期ほど）当選確率が増加

・ 電子申告の率を伸ばすため、電子申告のやり方が分らない人に対して支援を行った人については当選確率が増加

なお 2004 年については、電子申告件数が伸びたためか、くじは実施していないようである。

1.4 海外の電子申告・納税に見られる共通点

海外の電子申告・納税については、各国の特殊性（年末調整制度の有無、税理士制度の相違、社会保険番号制度等の国民統一番号の有無など）やシステム導入時期なども異なるため、現在運用されているシステムも国ごとにそれぞれ異なる状況にある。しかし海外の電子申告・納税の状況を概観すると、「納税者、行政双方にとっての明確な利便性」、「手続きの簡略化」、「強力なプロジェクト推進体制」といった共通点が見受けられる。

1.4.1 納税者、行政双方にとっての明確な利便性

まず納税者にとっての利便性についてだが、米国のように電子化が納税者の利便性向上につながったケースと、韓国のように行政側が納税者の利便性を創出しているケースが挙げられる。

米国では給与所得者の年末調整制度がなく個人の確定申告数が多いため、電子申告・納税を個人所得税から導入しており、また現在ではかなり普及している。従来の手続きでは、税務署数が少ない（全米で 11 箇所）ため書類を郵送する必要があったこと、書類の計算ミスなどが頻繁に発生して差し戻しが多かったこと、また還付申告をした場合に口座に還付金が振り込まれるまでに約 3 ヶ月程度かかっていたなど問題が多かったが、電子化によって申告・納税手続きが簡素化するとともに、納税者にとって最大の関心事である還付金の戻りも 1～2 週間程度に短縮化している。また、クレジット決済をした場合には、カード利用によるマイレージ加算のメリットもあり、それが普及の要因のひとつにもなっている。これらのことから、行政側がインセンティブを付与しなくとも、一定以上の納税者により電子申告・納税が受け入れられている。

一方、日本と同様に年末調整制度がある韓国では、様々なインセンティブを付与することで電子化を積極的に推進している。図Ⅱ-9 はソウル市税納付書であるが、上半分が電子納税についての広告部分、下半分が市税納付書という構成になっている。電子納税についての広告としては、銀行に行かなくてもインターネットバンキングで「簡単」に支払可能なこと、5 年分の領収書を 1 枚で「便利」に管理可能なこと、また自動車税は 10%還付される「お得感」を全面にうたっている。また民間クレジット会社と提携してクレジットカードのローン機能を利用した分割納税（図Ⅱ-10 参照）にも対応するなど、納税者にとって利用しやすい環境整備を進めている。また、国税の電子申告を利用する納税者に 2 万ウォン（約 2,000 円）の控除を認め、関与先の税務申告に電子申告を利用する税務代理人（税理士、会計法人等）に対しても、関与先 1 件あたり 1 万～100 万ウォンの所得控除を認めているなどの金銭的なインセンティブ付けもおこなっている。

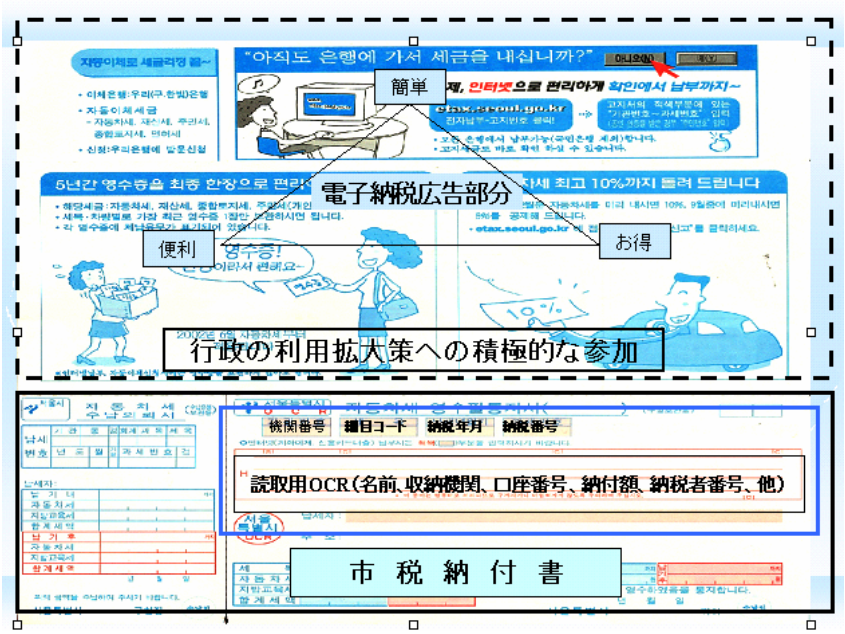

図Ⅱ-9　ソウル市税納付書

図Ⅱ-10　クレジット分割納税パンフレット

なおシンガポールではさらに踏み込み、電子申告をおこなった日に応じて当選確率を変えたくじを実施するなど、電子申告への移行を促すインセンティブだけでなく、システムへの負荷分散まで見越した仕組み作りは非常に参考になるだろう。

また行政側にとっての利便性だが、米国の場合は従来の納税用の個人小切手を処理する際の事務コスト（1 件あたり 10 セント）が大幅に削減されるメリットがある。2001 年時点で、IRS は 450 のオフィスに 10 万人の職員を抱え、1 億 3,000 件の個人申告、4,500 万件の法人申告、そして 14 億件もの納税に関する情報を処理しており、これらの事務コスト削減が電子化を推進するモチベーションに繋がっている。

1.4.2　手続きの簡略化

次に、電子申告を行う際の手続きについてだが、従来の紙の手続きから電子申告に移行するにあたり、各国ともいかにそのハードルを低くするかという点で柔軟な対応をおこなっている。

米国では、パソコンによる申告・納税以外にも、低所得者向けに電話を利用した申告・納税や、さらに低所得者、身障者、英語の話せない納税者及び老年者（60 歳以上）に対しては、無料で申告書を作成するボランティア組織を用意するなど、納税者の経済状況や IT リテラシー等に合わせた申告・納税方法、サポート体制を提供している。さらに今後の電子化のさらなる普及・拡大のため、いかに納税者の手続きの手間を減らすかという議論もなされており、ETAAC から「年次報告書」として IRS に対して具体的な提言が多数なされているところである。

また韓国では、日本と同様に電子証明書（韓国では「公認認証書」と呼ばれている）を利用しているが、すでに 876 万人（国民全体の約 2 割弱、2004 年 2 月時点）を超える個人が「公認認証書」を取得している。これは、韓国政府が電子認証制度を一気に普及させるため、各銀行がインターネットバンキング実現に向け独自に発行していた電子認証書を国の認証書（公認認証書）として認めたためである。韓国では 1960 年代に住民登録番号制度を導入しており、全てのインターネットサービス利用時にこの統一番号がすでに用いられていたため、銀行発行の電子認証書でも納税者の特定が可能だったことが前提にあるものの、既存の社会インフラを上手く活用して電子化のハードルを押し下げた好例といえよう。

1.4.3　強力なプロジェクト推進体制

最後に、これは電子政府全般にあてはまる話だが、海外では強力なプロジェクト推進体制が整えられている点が挙げられる。

米国では、1998 年に内国歳入庁再建法（IRS Restructuring and Reform Act of 1998）が成立し、この法律により、IRS はペーパーレス申告を推進し、2007 年までに申告書等の 80%を電子申告にすることが義務づけられている。この 2007 年の達成目標値については、IRS の内部目標ではなく、内国歳入庁再建法の TITLE Ⅱ-Electronic Filing 第 2001 条

(a)(2)にその旨規定されている。また、内国歳入庁再建法に基づいて、IRS の計画の進捗状況を検討する委員会（Electronic Tax Administration Advisory Committee；ETAAC）が組織され、同委員会は毎年議会にその進捗状況や具体的な提言を年次報告書として報告することとなっている。言い換えると、米国では電子申告の推進主体は IRS であるが、同委員会及び議会による監視機能を有したプロジェクト推進体制が構築されている。

一方韓国では、大統領制を中心とした強力な中央集権体制を維持してきたという背景があり、現在でも地方自治体が真正面から中央政府と対立するようなことはあまり見られない。そのため、強力なリーダーシップの下、通貨経済危機後の韓国経済の回復起爆剤として一貫した IT 化政策（サイバーコリア 21 計画／世界でパソコンを最も良く利用できる国民の育成と国の創造）を打ち出すことが可能であった。

「例えば、国の情報戦略を担当し、管理監督する組織として、情報通信部の傘下に韓国電算院を作った。電子政府構築のための青写真はもちろん、推進する過程で一貫性を保つためのプロジェクト管理の方法論を導入した。すべての政府機関や地方自治体にも同じような基準と方法論を適用させることにより、各情報システムの間のインターフェイスを統一した。

さらに、特に重複投資にならないように、全国の自治体が使う自治体情報システムなどは、中央政府の予算と責任のもと、国が所有権を保有するパッケージ製品として完成させ、全国 232 の地方自治体に無料で提供した。こうして自然にインターフェイスの統一が行われ、適用にあたり混乱をさけながら自治体ごとの特性に合わせ改造ができるようにした。また国家調達情報システムというシステムを作り、中央政府や地方自治体、各政府傘下機関なども同じシステムを使用させることにより重複投資を防いだ[4]」とあるように、中央政府主導により無駄のない投資、効率運営に成功している。

その他にも、米国の IRS では、運用についてはできる限り民間に業務委託するだけでなく、税金の戻しが確定するまでの資金運用益や大手税務会計ソフト会社等のパートナー企業から一定のマーク使用料等を徴収して予算以外の運用費用に充当するなど、業務のコスト削減・合理化だけでなく、プロフィットセンター化を図っている点も注目に値する。

1.5　企業ヒアリング

これまで日本の電子申告・納税の現状、そして海外の電子申告・納税の現状を概観した。ここでは国内の財務・会計ソフトウェア開発業者へのヒアリングと ECOM 会員企業へのアンケート調査を通して、現状の問題点を整理する。なお問題点の整理として、申告・申請等手続きの変化を図Ⅱ-11 にまとめる。

[4] 廉宗淳（ヨムジョンスン）著「「電子政府」実現へのシナリオ～「ネット先進国」韓国に学ぶ～」時事通信社、2004 年 6 月、134～135 頁

1.5.1　財務・会計ソフトウェア開発業者へのヒアリング

平成 16 年 9 月 28 日（火）、機械振興会館にて財務・会計ソフトウェア開発業者へヒアリングをおこなった。主なヒアリング項目は、日本における電子申告の現状、日米の税制をめぐる環境の違い、日本における電子申告の普及阻害要因について。この中で、実際に e-Tax 対応ソフトの開発を通して特に問題だと指摘された点を以下に整理する。

① 電子申告の認知不足

総務省のホームページで手続きについては紹介しているが、電子化されて何が変わるのかということを伝えていないため、税理士にとってもまだまだ「遠い存在」という印象。

② 住基カードの認知不足

電子申告には住基カード等による電子署名が必要だが、住基カードそのものに関する認知不足が特に大きなハードルになっている。住基カードの申請をしに役所に行っても、役所の職員が対応できなかったり、逆に申請などやめた方が良いと言われるケースもあった。また、住基カードの発行手数料が地域によりばらつきがあることも問題。

③ e-Tax ソフト仕様改定の問題

税法は毎年改定され、4 月から新法が施行される形になっているが、その実施については内閣の政令に委託され、そしてさらに省令に委任される形をとるため、実質的な内容が決定するのは 4 月の中旬頃になる。

紙の時代は 4 月中旬以降 6 月の決算期に申告を間に合わせるよう民間側の努力でなんとか対応していたが、電子申告の場合は、法律自体の改定内容決定だけでなく、さらに e-Tax ソフトの仕様改定を待たねばならず、実質的に 6 月の決算期までに申告処理が間に合わない（2004 年は一部の仕様が 6 月 2 日に公開され、第 2 弾として 9 月 2 日に仕様公開されている）。

仕様公開が遅れることで、公開前の申告については紙の手続き、公開後は電子的な手続きと手続きが二重になり非常に煩雑。また、現状第三者作成の文書については、従来通り紙による提出が求められており、この点も問題である。

④ 社会システムとしての制度設計不足

現状、e-Tax の受付時間は 24 時間受け付けではなく、税務署にあわせた月～金（祝日等を除く）の午前 9 時～午後 6 時になっている[5]。全体的にいえることだが、IT の部分だけでなく、社会システムとしての制度設計が不足している。

---

[5] 平成 16 年 11 月 22 日（月）から e-Tax の利用可能時間が拡大され、通常期では平日（祝日等除いた月曜から金曜まで）が午前 9 時～午後 9 時、確定申告期については平日が午後 11 時まで、日曜が午後 9 時までに変更した。

社会システムの制度設計という点では、オランダでは、電子申告を行政と納税者の関係としか捉えていなかったため、電子申告が開始されたとたん、インストールの仕方から全ての質問が行政に寄せられることになり、結局失敗してしまった。

1.5.2　ECOM 会員企業へのアンケート調査

また、当 WG の活動として、ECOM 会員企業へのアンケート調査もおこなった。調査概要、調査結果の主なポイントは以下のとおり。

① 調査概要

・調査時期：平成 16 年 10 月 25 日（月）～11 月 12 日（金）

・調査方法：ECOM 会員企業に質問をメールにて配布、メールにて回答を回収

・回収数および回収率：回収数 61 サンプル、回収率 26.9%

② 調査結果の主なポイント（概要）

・e-Tax を利用している企業は 61 社中 1 社のみで、それ以外は利用していない。

・利用していない主な理由は以下のとおり。

メリット性が見えない（24%）

添付書類等の処理が煩雑（19%）

電子証明書の取得や運用が煩雑（14%）

連結決算に対応していない（11%）

・一方、e-Tax を利用している 1 社は、以下のメリット性をあげている。

申告の都度、管轄の税務署まで持参する必要がなくなった。

自動計算機能により入力項目の減少や入力ミスを簡単に訂正できるなど、申告書作成工数が削減された。

・その他自由意見として以下の意見が提起された。

関連書類も一緒に電子化して欲しい

メリット性が理解できるような前向きな PR が欲しい

他の税務と統合して欲しい

企業組織の仕組みや規模に配慮して欲しい

既存市販ソフトや業務系システム等との連動を考慮して欲しい

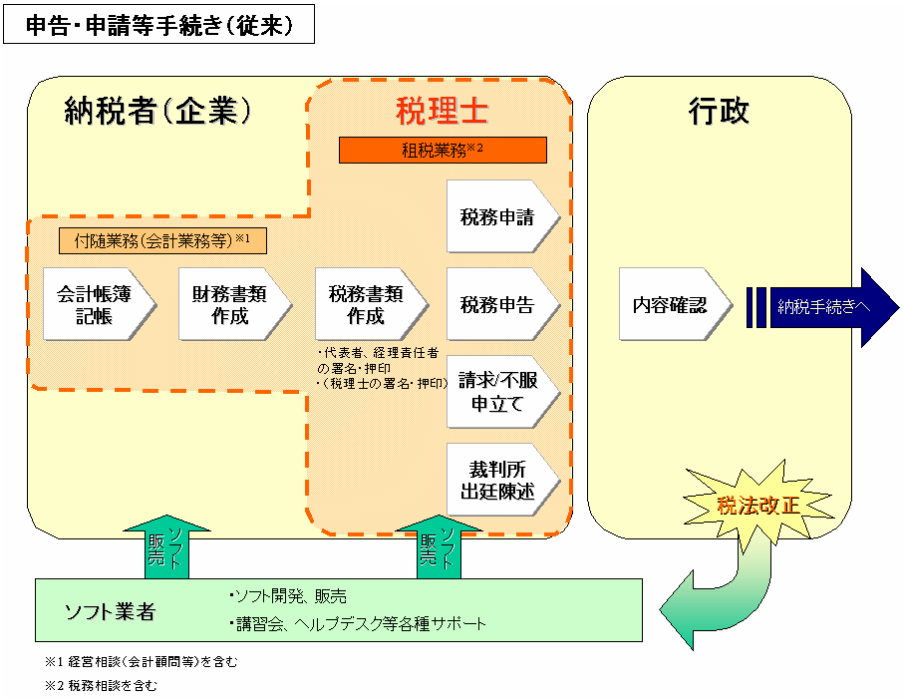

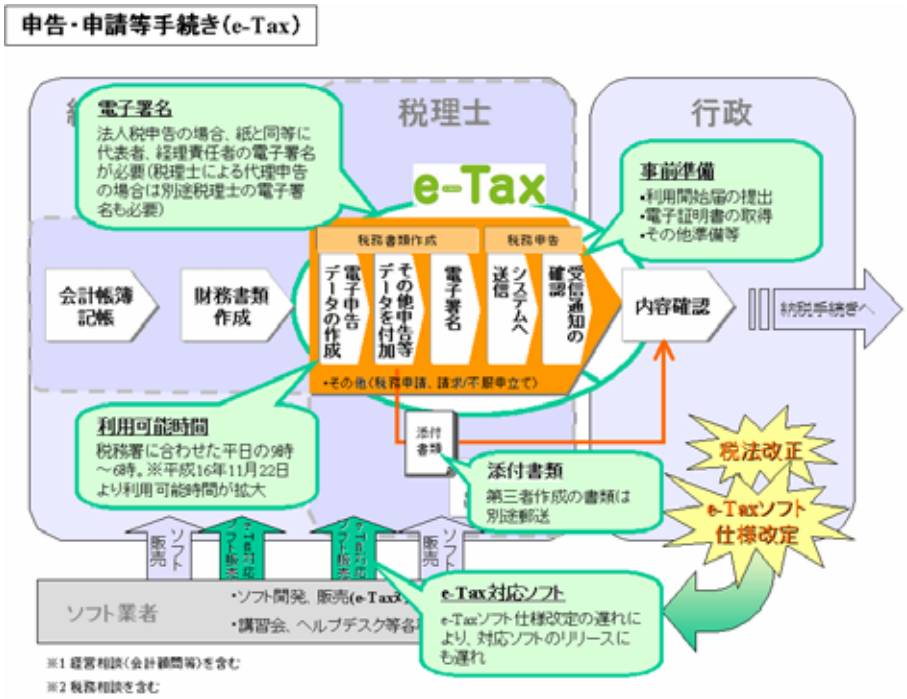

図Ⅱ-11　申告・申請等手続きの変化

1.6　日本の電子申告・納税の課題

国内の財務・会計ソフトウェア開発業者へのヒアリング、ECOM 会員企業へのアンケート調査を通して、特に法人税申告の視点から、日本の電子申告・納税システムは大きく分けて利用者側に立った仕組み作り（利便性、手続きの簡便さ、PR 方法）に問題があること、また従来の手続きをそのまま電子化したため電子化のメリットが活かされていないなど制度設計面にも問題があることが明らかになった。

これまで概観した海外事例では主として個人の所得税の申告・納税から電子化が広まっていることもあり、単純に海外と日本の状況を比較することはできないが、利活用促進という観点では日本の電子申告・納税に対して多くの示唆を与えている。そこで企業ヒアリングを通して明らかになった法人税申告の問題点に関して、海外事例を踏まえながら、e-Tax 利活用促進のための課題を以下に整理する。

① インセンティブの付与

まず最大の問題として挙げられるのが、ECOM 会員企業アンケートで「e-Tax を利用していない理由」の 1 番目に挙げられている通り、納税者が電子申告を利用するメリットを感じていない点にある。海外の電子申告では納税者の利便性が明確であることは既に確認した通りだが、日本においても法人については電子申告・納税システムを利用するインセンティブとして、納税額のディスカウント、所得控除といった直接的なインセンティブが必要となるだろう。また韓国のように、納税者だけでなく税理士にもインセンティブを付与することで、特に税理士との繋がりの深い中小企業の e-Tax 利用率にも影響を与えるものと思われる。

②手続きの簡略化

納税者の利便性向上には、インセンティブ付与だけでなく、手続きの簡略化も重要な要素となる。現状では電子申告を利用しようと思うと、図Ⅱ-11 にあるように、税務署への開始届出書の提出、電子証明書の取得、その他機器等（住基カードの場合はカードリーダー等）の購入だけでなく、システムのインストールと初期設定、申告手続を習得する必要もあるなど、納税者にとっては直接・間接に様々な負担がかかることになる。特にハードルとなっているのが、前出のヒアリング結果やアンケート結果に指摘のあった電子証明書の取得と運用だろう。法人の場合は、紙での申告と同様に納税者である企業の代表者、経理責任者、税理士を利用する場合は税理士の電子署名も必要になるのだが、特に税理士を利用する場合は、税理士が作成・電子署名を施した申告データを USB フラッシュ等に切り出すか、またはパソコンごと納税者である企業へ持ち込み、代表者、経理責任者の電子署名を付与してもらうことになり逆に手続きが煩雑になっている。電子証明書はセキュリティに係る部分だけに慎重な検討が必要だが、せめてインターネット上で手続きが完結するような工夫は必要である。

③PR の徹底

海外では HP、テレビ、ラジオ、雑誌等マスメディアを利用した広告宣伝にも積極的であるだけでなく、韓国のように個人に発送する納付書にも電子納税の広告欄を設け、電子納税が「簡単」「便利」「お得」であることを分かりやすく伝えている。日本においても、納税者にとって納得のできる利便性を打ち出すとともに、あらゆるメディアを通して積極的に遡及してゆく必要があるだろう。

④社会システムとしての制度設計の見直し

一方システムとしての問題としては、紙の申告手続きのスキーム（ルール）をそのまま e-Tax 電子申告に適用しているため、電子化自体が「中途半端」となり、電子化のメリットを打ち消してしまっている点である。②の手続きの部分でも触れているが、電子証明書の運用部分以外にも以下のような問題点が挙げられている。

・運用時間も窓口と電子窓口が同じ[6]

・添付資料は郵送等が必要

・e-Tax ソフトの仕様改定問題

この中でも特に、財務・会計ソフト業者からのヒアリングで明らかになった e-Tax の仕様改定の遅れは致命的な問題である。いくら e-Tax が簡単、便利、お得であったとしても、仕様公開が遅れることで、公開前の申告については紙の手続き、公開後は電子的な手続きと手続きが二重になってしまっては、納税者側だけでなく行政側にとっても負担が増えるだけである。

これに対し、米国ではクリントン政権時に制定した行政意識改革法（NPR法）の基本方針として「納税者＝顧客」との意識の徹底と顧客ニーズに沿ったサービスの向上をいかに迅速に対応していくかをポイントにIT化を強力に推進し、行政は方向性と資金を提供し、民間が力を発揮できるように不要な制度を早期に変更してきた経緯がある。日本においても、社会全体としてのパフォーマンス向上という視点から電子申告のあり方、さらには民間への業務委託まで視野に入れたBPRを真剣に検討する必要があるだろう。

⑤プロジェクト推進体制の構築

海外の電子政府の共通点として強力なプロジェクト推進体制の存在を挙げたが、残念ながら日本はこの点でも見劣りがする。e-Tax を管轄する国税庁では、実績評価手法として事務年度ごとに実績目標と業績目標を設定し、その達成度を評価書として作成、公表する一方で、民間からの意見も反映するなどその評価の客観性確保に努めている。しかし、e-Tax が平成 18 年度には利用件数が 130 万件に達するという「見込み」が画餅にならぬよう、電子政府全体としてプロジェクト推進体制を再度見直す必要性は十分にあると思われる。

---

[6] 2004年11月16日より申告可能な時間帯が拡大。

■参考文献

・根田正樹・柳裕治・矢内一好・山口斉昭・水野正著「電子申告～わが国の導入に向けて～」ぎょうせい、2001 年 2 月

・根田正樹・矢内一好著「これだけは知っておきたい 電子申告の仕組みと対応」税務研究会出版局、2003 年 12 月

・廉宗淳（ヨムジョンスン）著「「電子政府」実現へのシナリオ～「ネット先進国」韓国に学ぶ～」時事通信社、2004 年 6 月

■参考 URL

（日本）

・e-Tax：http://www.e-tax.nta.go.jp/

（米国）

・e-file：http://www.irs.gov/efile/index.html

（韓国）

・HTS：http://www.hometax.go.kr/index.jsp

・ソウル市地方税納付システム：http://etax.seoul.go.kr/

（シンガポール）

・IRAS：http://www.iras.gov.sg/

2. フランチャイズ･チェーン業界における店舗新設に伴う行政手続

2.1 はじめに

企業と行政間の行政手続きにおける業務プロセスは複雑であり、整理/効率化を図らないかぎり電子行政サービスの効果は部分的なものに留まることが予想できる。

現状では、フランチャイズ展開を図るコンビニエンス業界において新規に店舗を出店する場合、出店に必要な手続きとして、店舗建築をはじめ、たばこ・酒・食品等の販売に関わる各監督官庁に申請・届出など、それぞれにおいて許可を得る必要がある。

許認可・申請等の行政手続き関連業務は、企業/行政双方で大きな負担となっている。特に企業側に於いては、許認可・申請業務に多大な労力を強いられており、わが国産業の高コスト構造の一要因をなしており、ひいては国際産業競合力の低下を招く要因とも考えられる。

コンビニエンス業界の店舗出店での申請・届出処理において様々な問題点が浮き彫りになった。例えば、コンビニ業界の店舗出店は実際の店舗開店（店舗業務の立ち上げ）までの準備期間は約 60 日程度で可能であるが、建築確認申請を取得するだけでも約 300 日を要しているケースも存在する。

申請・届出処理で、それに係る申請書側の作成負荷・管理負荷を大きくしている原因として次の要因が考えられる。

①申請・届出関連官庁が多岐に渡っている

②多岐に渡る関連官庁毎に提出様式・手続き・文言等がバラバラで統一されていない

③関連官庁毎に判定基準や要求資料の内容・深さ等が統一されていない

現在、電子政府（e-Japan）で申請・届出業務の電子化処理が行われているが、申請・届出の電子化処理だけでは大きな業務効率化に繋がるとは思われず、企業/行政両方で業務プロセスの整合・改善が必要な状況である。

そこで、企業/行政連携部分における業務プロセスの整合・改善を図り、業務プロセスの効率化を実現するモデルを検討する必要があると考えた。

2.2　調査目的

2004 年度経済産業省「新産業創造戦略」を受け、官民活用を促進のために電子政府ビジネス連携 WG 活動において許認可手続きの実態とその問題点を検討するため、調査を実施することにした。以下に「新産業創造戦略」を踏まえた問題点の認識と、本年度の経済産業省殿が提唱する「新産業創造戦略」の関連部分を記す。

2.2.1　問題認識

企業/行政間プロセスは、複雑で時間と手間が非常にかかる等の問題を抱えている。この整理/効率化を図らないかぎり電子行政サービスの効果は部分的なものに留まることが予想できる。特に「企業/行政間プロセスの複雑化と不整合」「データ標準化未整備」「行政手続きの簡素化」の 3 つが問題点の中心として挙げられる。

①企業/行政間の業務プロセスが不整合であり、かつ複雑で無駄が多い。

本来同一行政手続きで有れば一種類の提出書類を関連官庁に提出すれば良いと思われるが、現状は行政ごとに業務プロセスがバラバラであるため同種の書類を複数作成し、関連官庁ごとに提出し、行政ごとに判定基準や要求資料の内容、深さ等が統一されていないため、行政ごとに個別対応を行っているのが実情であり、企業側はこれらの資料作成/管理に多大な負荷及び工数を費やしている。これらのプロセスの整合性・改善を実施し、企業/行政双方の無駄を省く必要がある。

②企業/行政間の送受データが多種多様で標準化が出来ていない。

同一行政手続きであれば適用法規毎の提出書類、手続き、用語等が標準化されている様に思われるが、現実には適用法規毎に提出書類、手続き、用語が統一されておらず、企業側が手続き事に対応をしており、作成/管理負荷が大きい。また、このため企業側標準化、システム化が進まず業務効率化が計れない。これら手続き関連の標準化を行い企業/行政双方の業務効率化が必要である。

③行政手続きの簡素化

エンジニアリング業界の工場建設/コンビニ業界等の店舗出店の申請・届出手続きにおいても事前折衝、事前審査等の期間が長く（エンジニアリング業界の工場建設での事前審査期間は約 10 ヶ月を要している）。また、各種申請の届出窓口に対する順序性等申請・手続きがかなり複雑であり、申請･届出に長期間を要する原因に成っている。ここではこれらの手続きの簡素化を図り、スムーズな効率的な申請・届出が必要である。

2.2.2　新産業創造戦略の展開

経済産業省は、ここ数年間「イノベーションと需要の好循環」の形成を目指し、産業政

策を展開してきた。こうした政策と民間企業の自立的な取組が相俟って、最近、薄型 TV に代表されるデジタル家電などのイノベーションによる潜在需要の喚起と設備投資に牽引され、景気回復の明るい兆しが見えてきた。これを確固たる流れとするため、

・国際競争に勝ち抜くべき高付加価値型の先端産業群

・健康福祉や環境など社会ニーズの広がりに対応した産業群（サービス等）

・地域再生に貢献する産業群

の 3 本柱を視野に入れ、政策資源を重点投資し、戦略的、総合的に推進していく「新産業創造戦略」が策定された。今回「新産業創造戦略」の中で抽出された 7 つの新産業分野の 1 つである、「ビジネス支援サービス」に注目した。「ビジネス支援サービス」は、製造業等における事業最適配置の実現を円滑化し、産業の競争力強化を実現していくために、必要な機能を提供するもので、広告や情報サービス、機械等のリース・レンタル、自動車や機械の修理のほか会計やデザイン等の事業所サービスなど範囲は広く、企業活動の及ぶ分野を広く包括している。市場規模は 1990 年の 53 兆円から 2000 年の 76 兆円と大きく拡大しており、今後の更なる成長も期待できる。アクションプログラムには、「人材育成を強化する」、「ビジネス支援サービスに関する基盤を整備する」、「公的分門からの外部委託の推進による、新たな市場の創出」が上げられているが、特に最後の「公的分門からの外部委託の推進による、新たな市場の創出」に着目した。

コンビニエンス業界における行政関連業務の効率化の上でも、建設業の建設確認の審査のように民間に委託されることで、問題点である行政手続きの簡素化、短縮化につながるのではないかという認識から、今回の調査分析を行った。

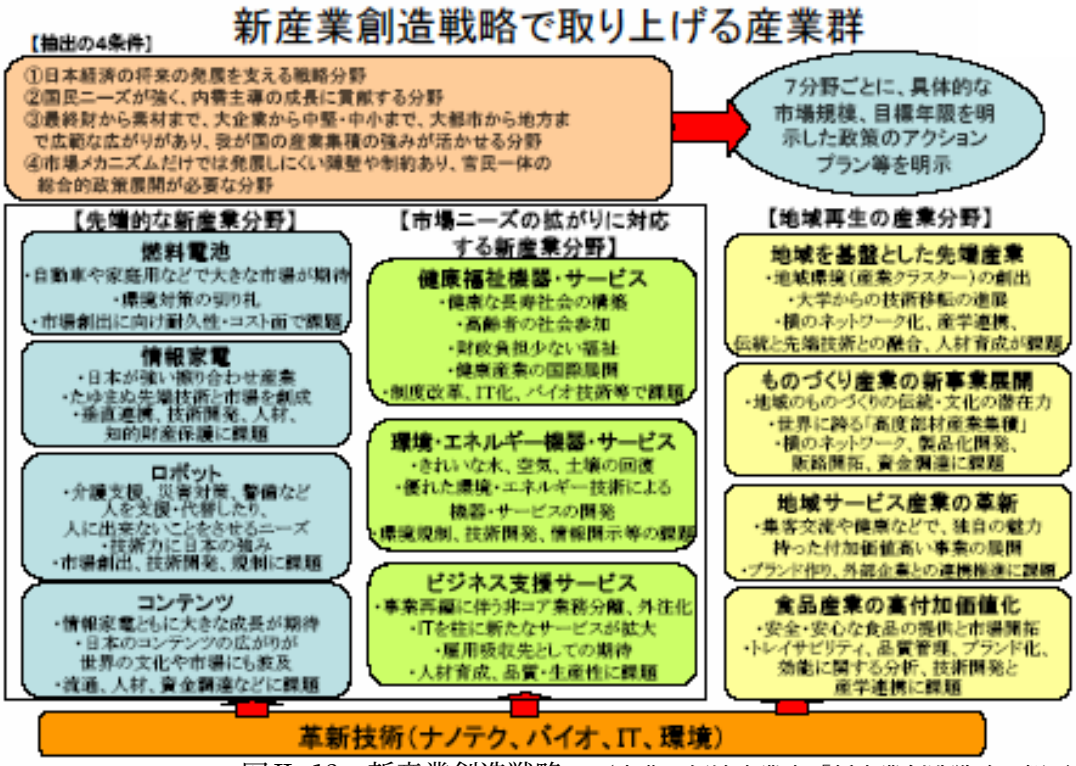

図Ⅱ-12　新産業創造戦略　（出典：経済産業省「新産業創造戦略の概要」）

2.3　現状調査

2.3.1　フランチャイズ･チェーン出店に伴う諸手続

全国のフランチャイズ・チェーンの本部総数は 1,100 となっている。その加盟店数は 230,000 店である。そのうちコンビニ業界のフランチャイズ・チェーンの本部総数は 37。その加盟店数は 40,644 店となっている。(いずれも 2002 年フランチャイズ・チェーン店協会調べ)。

フランチャイズ・チェーン・ストア（コンビニエンスストア）を開店しようとする者は中小小売商業振興法に基づきフランチャイズ・チェーンの本部と加盟店契約を締結する。

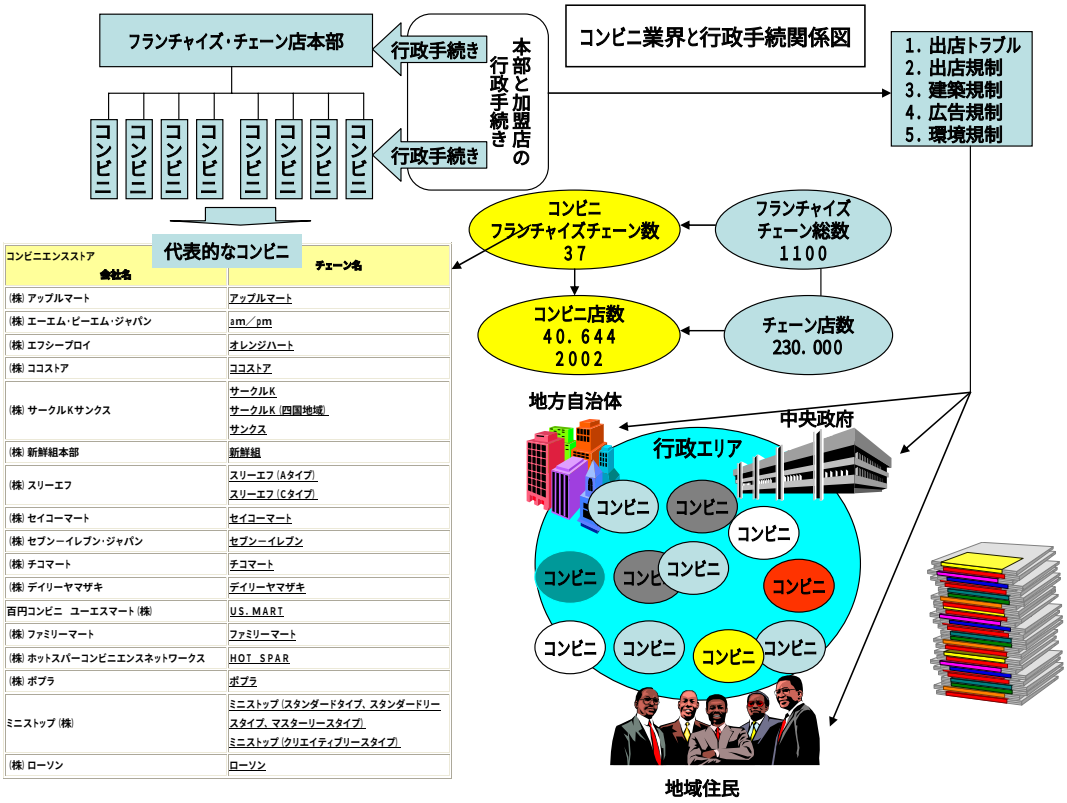

コンビニエンスストア 会社名	チェーン名
㈱ アップルマート	アップルマート
㈱ エーエム･ピーエム･ジャパン	am／pm
㈱ エフシーブロイ	オレンジハート
㈱ ココストア	ココストア
㈱ サークルKサンクス	サークルK サークルK（四国地域） サンクス
㈱ 新鮮組本部	新鮮組
㈱ スリーエフ	スリーエフ（Aタイプ） スリーエフ（Cタイプ）
㈱ セイコーマート	セイコーマート
㈱ セブン－イレブン･ジャパン	セブン－イレブン
㈱ チコマート	チコマート
㈱ デイリーヤマザキ	デイリーヤマザキ
百円コンビニ　ユーエスマート㈱	US. MART
㈱ ファミリーマート	ファミリーマート
㈱ ホットスパーコンビニエンスネットワークス	HOT SPAR
㈱ ポプラ	ポプラ
ミニストップ ㈱	ミニストップ（スタンダードタイプ、スタンダードリースタイプ、マスターリースタイプ） ミニストップ（クリエイティブリースタイプ）
㈱ ローソン	ローソン

図Ⅱ-13　フランチャイズ･チェーンと行政手続の関連

出店予定地が決定されると、本部と加盟店がそれぞれ出店に必要な手続きをあらゆる観点から調査して、手続きを開始しなければならない。必要な手続きの見落としは、開店トラブルとなって損失が発生することになる。

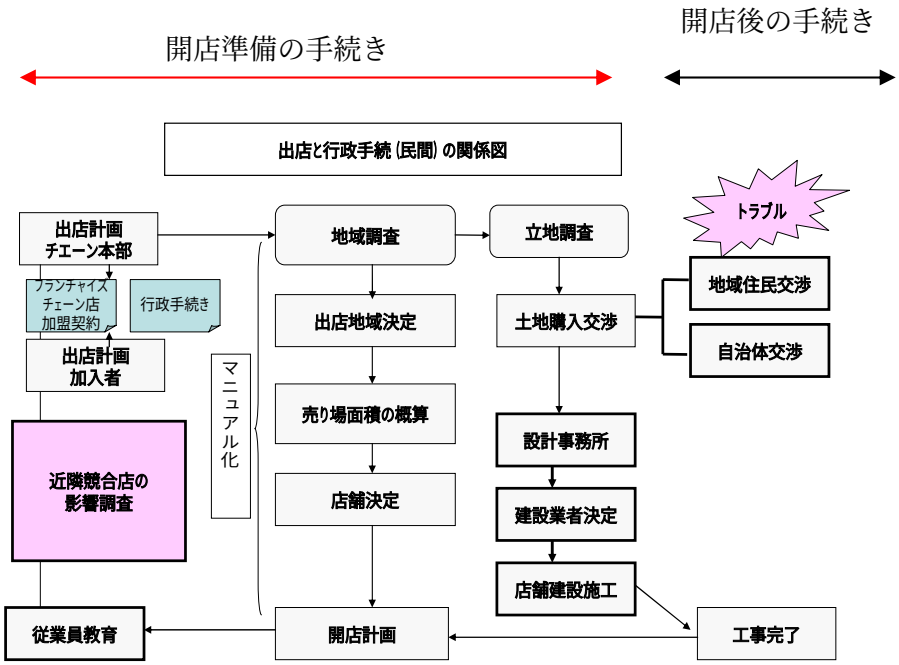

図Ⅱ-14　店舗出店に伴う手続

その場合に必要な手続きは①民間手続きと②行政手続きとに大別される。①民間手続きについては本調査の目的とするところではないので詳細は割愛するが、進出先の商店会・商工会議所・自治会等の民間機関とのさまざまな手続きと、以下に掲げるトラブル解決が必要であることは否めない。

	トラブルの発生源	トラブルの対象	トラブルの内容
1	経営者（契約相手）	家族･従業員	２４時間深夜営業に関すること
2	地主	土地の使用方法	契約条件に関すること
3	近隣商店街	取扱商品･価格･営業時間	さまざまな影響を受け閉業の可能性がある小売店
4	競合店	店舗間の距離	一店あたりの採算性が損なわれる
5	地元自治会	治安･ゴミ･苦情	住環境に関すること。騒音･青少年への影響など生活上の諸問題
6	地元選出の議員等	地域住民からの苦情処理･要望	間接的交渉となり調整に時間がかかる
7	地方自治体	行政手続･事前相談	自治体によって手続きが異なる
8	農業委員会	排水管理	農業用地への排水の流入
13	国及び行政機関	行政手続･聴聞	

表Ⅱ-5　出店に伴うトラブル

出店に伴う各種手続きを理解するために、手続きに関する基本的な事項について、以下に整理する。

(1) 行政手続きとは

（イ）行政手続きの法令等による分類（その①）

行政手続きは①法律により大臣許可・届け出等を必要とする中央省庁への手続き②法律・条例等により知事や市町村長の許可・届け出等を必要とする地方自治体への手続き③その他通達等によるその他行政機関に類似する機関への手続きに分類することができる。

ただし複合申請については複数の分類を併せ持っている。

（ロ）行政手続きの法令等による分類（その②）

行政手続きの個別法に従いさまざまな申請を行う場合、当該申請に対する処分、不利益処分、行政指導、届出について行政機関が遵守すべき基本的なルールを明確にするものとして行政手続法が定められている。この観点から個別法を検討すると①行政手続法が適用されているもの、②行政手続法の適用除外とされているものとに区分できる。

①行政手続法が適用されているもの

審査基準や標準的な処理期間を公開することが努力規定となっており、公開された情報は事前的救済措置として活用することができる。また行政手続法の適用された個別法は「到達主義」が採用されており、申請方法・媒体の選択が可能である。

②行政手続法の適用除外とされているもの

出頭申請や対面協議を必要とする個別法には適用除外されているものが多い。このため事前に情報を知りうる事ができないため、窓口との相談や協議が必要となり、審査基準や標準処分期間がつかみにくくなっている。コンビニ店舗進出における手続きの多くはこの分野である。

（ハ）申請・届出方法や媒体による分類

申請・届出等は申請の方法や媒体によって図Ⅱ-15のように分類することができる。

①申請書とその申請媒体は

・紙による申請書

・電子化された申請書で、FDまたは電子情報処理機関を利用して行う場合

に分けることができる。

②行政手続法が適用されている場合は申請の方法は

・出頭して申請する

・郵送で申請する

・FAXで送信する

・オンラインで送信する

いずれの場合も到達したことで申請が行われたことになる。

③事前協議による申請方法

開発行為や建築行為は事前協議を行った後申請行為に移ることができる。

しかしその後も申請行為の継続中に行政指導や現地確認、勧告等の対面協議が発生し、その対策後にあらたな申請行為が発生してくる場合がある。

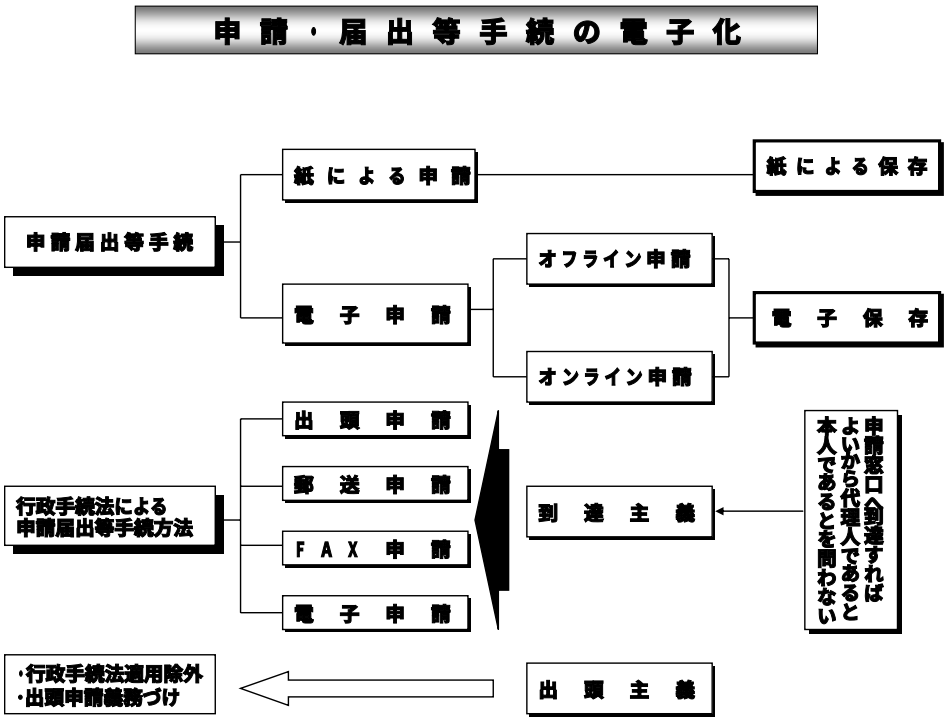

図Ⅱ-15　申請･届出等手続の電子化

（ニ）出店手続きに関する申請・届出の関係法令

出店手続きに関する申請・届出の関係法令を上記分類別に掲げると、次の通りである。

①法律により大臣許可・届け出等を必要とする中央省庁への手続き

・国土利用計画法　　国土交通大臣
・国高速自動車国道法　国土交通大臣
・自然公園法　　環境大臣
・航空法　　国土交通大臣
・文化財保護法　　文化庁長官
・電波法　　総務大臣
・中小小売商振興法　　経済産業大臣
・首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律
　　国土交通大臣・知事

②法律・条例等により知事や市町村長の許可・届け出等を必要とする地方自治体への手続き

・駐車場法　　知事
・首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律　　知事
・首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律　　知事
・都市公園法　　知事
・都市計画法　　知事
・屋外広告物法　　知事
・古都法　　知事
・生産緑地法　　市町村長
・文化財保護法　　市町村長

③その他通達等によるその他行政機関に類似する機関への手続きに分類することができる。

・文化財保護法　　教育委員会
・消防法　　消防署長
・港湾法　　港湾管理者
・都市公園法　　公園管理者
・航空法　　空港事務所

(2) 行政手続きの規制による分類

コンビニの出店手続きは、法令による上記に掲げた規制をひとつひとつクリアーしていくことである。規制の観点から分類すれば、①出店規制、②建築規制。③広告規制、④その他の規制がある。

これらの規制は、出店予定地の置かれた行政・自然・地域等の環境条件が複合的に絡み合っており、関係する法令も多数組み合っており事例ごとに異なる。具体的な対応は、個別事例研究の項で述べることとする。

(3) 行政手続きの申請方法による分類

出店に必要とする法令や手続き名が確認されても、上記 2 の分類にみられるように、行政手続きはそれぞれ中央省庁の大臣、地方自治体の知事に行う手続きと、その双方に行う手続きとがあり、意志決定の順序も異なる。手続きの順序や意志決定の構造を熟知することは出店手続きにおけるタイムマネージメントの観点からきわめて重要な要素である。その分類は次の通りである。

（イ）申請手続きの行政機関数による分類

①単独申請

一カ所の行政機関で完結する手続き

②複合申請

一カ所の行政機関で行政処分（許可・認可）等を受けて、それを添付または条件として、さらに上級官庁又は他の行政機関に申請しなければならない手続き

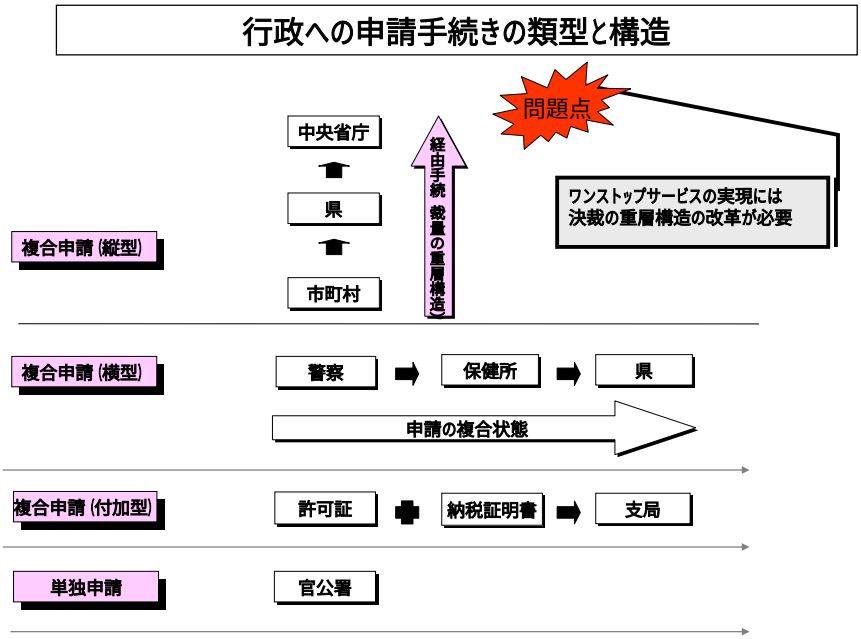

多賀谷一照著　行政とマルチメディアの法理論を参照

図Ⅱ-16　行政への申請手続きの類型と構造

（ロ）行政機関における意志決定過程による分類

①縦型：複合申請で進出地域の行政機関を経由してさらに上級官庁に申請する手続

②横型：複合申請で進出地域内の行政機関をそれぞれ経由して行う手続き

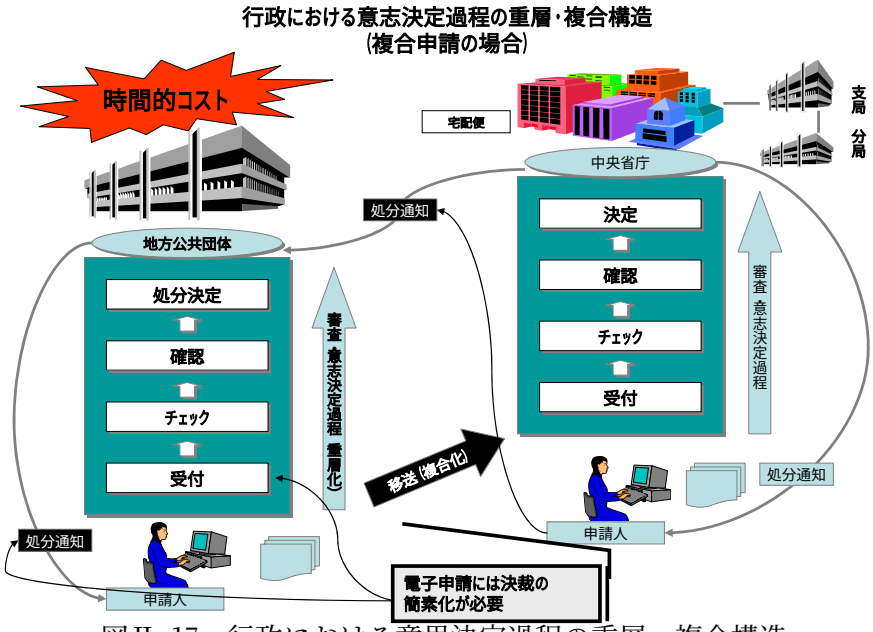

図Ⅱ-17　行政における意思決定過程の重層・複合構造

(4) 対面を要する手続き

手続きに際して申請書提出の前に行う事前手続きと、申請後に行う事後手続きが定められている場合がある。事前協議や聴聞手続き、あるいは完成検査等の立ち会いである。この場合は、当該手続きに関する法令等を熟知することが求められる場合がある。

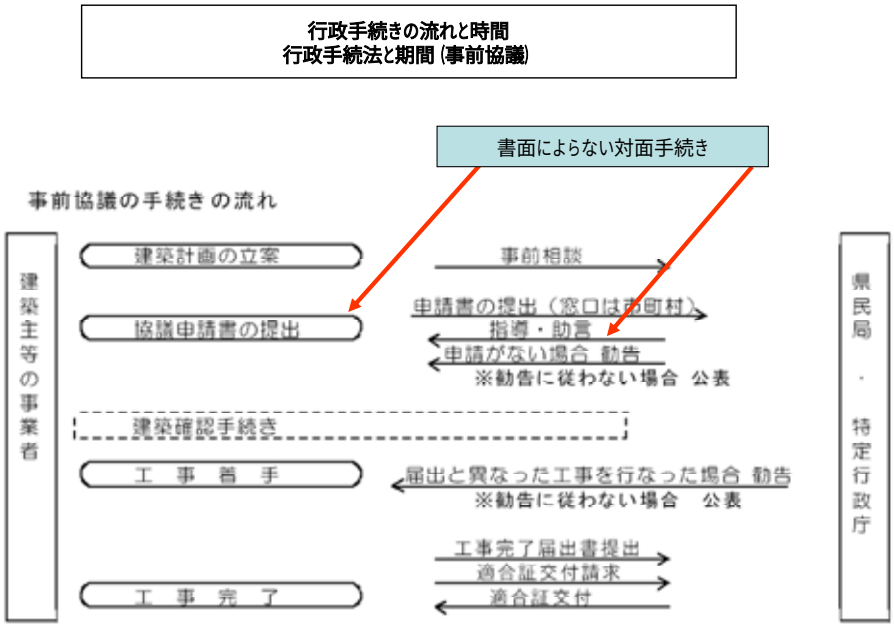

図Ⅱ-18　行政手続の流れと時間

2.3.2　店舗新設に伴う建築関係の行政手続

【出店に関する申請・届出（建設関係）】

該当地域	関係法令	手続き	申請先	概要
市街地開発事業等予定区域	都市計画法	許可	知事･指定都市の長	建築制限
市街地再開発促進区域	都市再開発法	許可	知事･指定都市の長	建築制限
流通業務区域	流通業務市街地の整備に関する法律	許可	知事･指定都市の長	建築制限･用地変更の禁止
農地転用規制地	農地法	届出･許可	農業委員会･知事･農林水産大臣	農地の権利移動･転用の制限
土地取引規制区域	国土利用計画法	届出･許可	知事･指定都市の長	市街化区域＞2,000㎡届出
土地区画整理事業施工地区	土地区画整理法	許可	国土交通大臣･知事･指定都市の長	借換地後は許可となる
宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法	許可	知事･指定都市の長	宅地構成工事の規制
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	許可	知事	行為制限
土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止対策推進法	許可	知事	建築制限
砂防指定地	砂防法	許可	知事	開発･建築等の禁止
河川区域･河川保全区域	河川法	許可	河川管理者	建築制限
道路内･道路予定地	道路法	許可	道路管理者（所轄警察署）	占用の許可･建築行為等の制限
特別沿道区域	高速自動車国道法	許可	国土交通大臣	特別沿道区域内の建築制限
駐車場整備地区	駐車場法	許可	知事･指定都市の長	大規模建築物の駐車施設設置義務
臨港地区	港湾法	届出	港湾管理者	用途制限等
電波伝搬障害防止区域	電波法	届出	総務大臣	建築制限
飛行場周辺地区	航空法	承認･許可	空港事務所･国土交通大臣	物件の制限、航空障害標識の設置
工場等制限区域	首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律	許可	知事･指定都市の長	大規模な工場･大学等の制限
工業団地造成事業区域	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律	許可	知事･指定都市の長	都による許可が必要
風致地区	都市計画法	許可	知事･指定都市の長	許可基準は条例で定める
生産緑地地区	生産緑地法	許可	市町村長	建築行為等の規制
都市公園地域	都市公園法	許可	公園管理者	建築物の面積制限
自然公園地域	自然公園法	許可	環境大臣･知事	建築行為等の規制
歴史的風土保存区域	古都法	承認･許可	知事	地区内の建築行為等の規制
史跡名勝天然記念物指定地域	文化財保護法	許可	文化庁長官（教育委員会）	現状変更及び保存の制限
伝統的建造物保存地区	文化財保護法	許可	市町村の教育委員会	建築行為及び内容制限あり
埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法	届出	文化庁長官（教育委員会）	現状変更の制限
屋外広告物制限地区	野外広告物法	許可	知事･指定都市の長	許可基準は条例で定める広告物の禁止、制限
消防設備設置･維持	消防法	承認･許可	各消防署長	防火設備の設置･維持義務

市街化区域	既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域・・・用途地域が定められている。
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域
未線引都市計画区域	上記以外の区域

表Ⅱ-6　出店に関する申請･届出

上記手続き一覧表の中から、都市計画法に基づく開発許可申請に関する申請手続きの概要、及び申請書・申請方法・等について三重県の場合について代表例として検討する。

(1) 市街化区域や非線引き都市計画区域内で開発行為を行う場合

市街化区域や非線引き都市計画区域内で開発行為を行う場合、都市計画区域及び準都市計画区域外で 1ha 以上の開発行為を行う場合は、都市計画法に基づく開発許可申請が必要となる。

市街化調整区域内では、大規模開発及び農林漁業の用に供する等、特定の場合以外の開発行為はできないこととされている。都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域における 1ha 未満の開発行為については、たとえば三重県では「宅地開発事業の基準に関する条例」により、一定規模以上の開発事業については確認が必要とされている。

開発許可が必要な手続きは次表の通りである。

開発行為に関する工事に着手する前に、都市計画法に基づく開発許可申請の手続きが必要です。

1. 開発許可申請が必要となるもの	
開発行為に関する工事に着手する前に、都市計画法に基づく開発許可申請の手続きが必要です。	
※ただし、以下のものについては開発許可は不要となっています。 （法 29 条ただし書き、施行令 19 条～22 条の 2）	
市街化区域	(1)開発区域の面積 500m² 未満（我孫子市 300m²、大網白里町 1,000m² 未満）
	(2)公益上必要な建築物
	(3)国、地方公共団体等の行う開発行為
	(4)都市計画事業の施行として行う開発行為
	(5)土地区画整理事業の施行として行う開発行為
	(6)市街地再開発事業の施行として行う開発行為
	(7)住宅街区整備事業の施行として行う開発行為
	(8)公有水面埋立法により埋立許可を受けた埋立地に係る開発行為
	(9)非常災害応急措置として行う開発行為
	(10)通常の管理行為等
市街化調整区域	(1)上記の(2)～(10)までと同様
	(2)農林漁業の用に供する建築物等
非線引き都市計画区域	(1)開発区域の面積が 3,000m² 未満（※）
	(2)農林漁業の用に供する建築物等
	(3)市街化区域の欄に示した②～⑩までと同じ

表Ⅱ-7　開発許可申請の必要となるもの

(2) 開発許可とその流れ

開発許可を行おうとする者は、まず出店予定地を管轄する土木事務所か都市計画事務所、及び市町村と事前協議を行い、事前手続き同意文書の作成手続きを行うことが必要となっている。

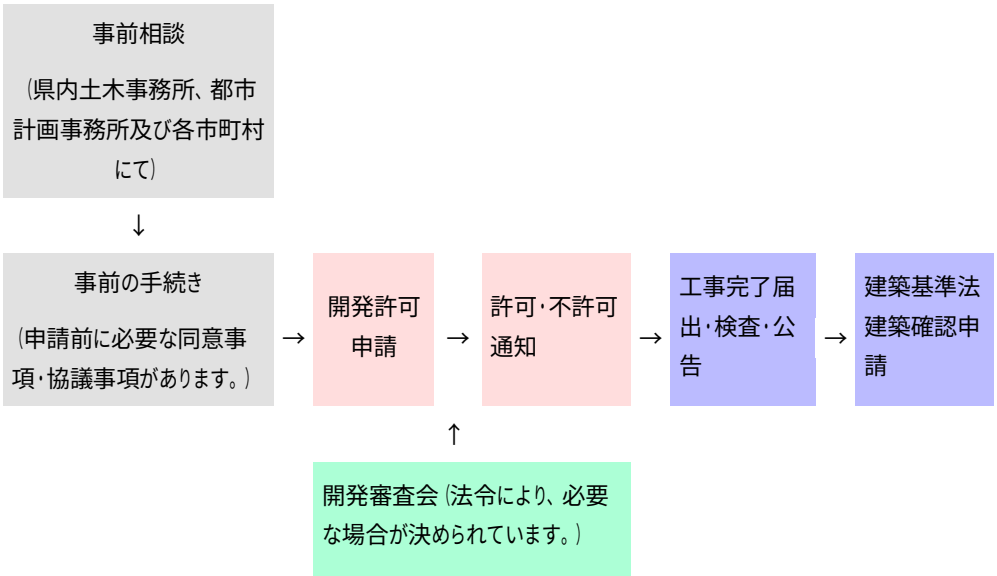

図Ⅱ-19　開発許可とその流れ

事前協議により開発許可の申請手続きができることになる場合、次に開発許可の申請にすすむことになる。しかし実際には案件の進捗状況の各段階において現地確認・立ち会い・検査・公告・指導などの対面行為が発生する。これが電子化・短縮化を困難とする要因でもある。

三重県は、ホームページ上で申請手続き案内が下図のように提供されており、申請者は申請書様式をダウンロードすることができる。

開発許可の申請においても、各種の手続きが同時・並行的に発生する。それらの手続きは提出先や申請方法が異なるためワンストップ処理が困難である。

都市計画法　開発許可関係申請書

申請届出書類名	■開発行為許可申請書（29条1項）
概要説明	
添付書類	■都市計画法第30条に規定する書類 ■都市計画法施行細則第2条に規定する書類
受付期間	随時
受付担当部局	各市町村開発担当窓口　　－
手数料等	三重県手数料条例による
該当条文等	■都市計画法第29条第1項
ダウンロード	■開発行為許可申請書（29条1項）　14 Kbyte □ワード形式　65 Kbyte □一太郎形式　71 Kbyte □エクセル形式　37 Kbyte
備　考	■関連ホームページ http://www.sumai-mie.jp/

お問い合わせ先	
担当所属	建築開発室　開発審査グループ
電話番号	059-224-3087
電子メール	kenchiku@pref.mie.jp

図Ⅱ-20　三重県の申請手続き案内

以下開発強震性の事例を研究する。

開発許可申請書様式は次の通りで知事に対して行う。

別記様式第２（省令第１６条関係）

開発行為許可申請書

正　副

街　調　非　準

※には手数料は正本の裏面に貼り付けてください。

都市計画法第２９条第１項の規定により、開発行為の許可を申請します。

年　月　日

三　重　県　知　事　　様

許可申請者住所
氏　名　　印
電　話
申請書作成者住所
氏　名　　印
電　話

開発行為の概要	1　開発区域に含まれる地域の名称	街、調、非、準	所在地、地番	
	2　開発区域の面積	地目	公簿面積	実測面積
	3　予定建築物の用途			
	4　工事施行者住所氏名			
	5　工事着手予定年月日	年　月　日		
	6　工事完了予定年月日	年　月　日		
	7　自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	自己居住用、　自己業務用、　その他のもの		
	8　法第３４条の該当号及び該当する理由			
	9　その他必要な事項			
※　受付番号		年　月　日　第　号		
※　許可に付した条件				
※　許可番号		年　月　日　第　号		

備考
1　許可申請者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2　許可申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
3　※印のある欄は記載しないこと。
4　「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
5　「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

受付印欄			
	※	※県民局建設部	※市　町　村

手数料は自治体の条例に規定された額の証紙を購入して、所定の用紙に貼付して納付しなければならない。

他の許認可等の申請の現況報告が求められている

図Ⅱ-21　開発許可申請書の様式

手数料は、三重県手数料条例により規定された手数料を、三重県証紙を購入して納付書に貼付して納付する。手数料も、国・都道府県・市町村によって異なり、納付方法もそれぞれ異なる。電子納付はあまり見受けられない。

三　重　県　証　紙　貼　付　欄　　手数料は正本のみ

1)	2)	3)	4)
【証紙貼付欄 全面のり付】	【証紙貼付欄 全面のり付】	【証紙貼付欄 全面のり付】	【証紙貼付欄 全面のり付】
5)	6)	7)	8)
〃	〃	〃	〃

開発申請面積	㎡	手数料	円	氏名	印

添付書類（図面等）に○印のこと

	市町村調査限告書		設計説明書		開発区域位置図		予定建築平面図
	法第32条の規定による公共施設の管理者の同意書、協議を証する書面		設計者の資格に関する調書		開発区域区分図		道路計画縦断図
					現状図		道路横断図
			申請者の資力及び信用に関する調書		土地利用計画図		下水道縦断図
					造成計画平面図		流末水路構造図
	令第23条の規定による大規模開発の場合の必要な協議書		工事施行者の能力に関する調書		造成計画断面図		排水施設構造図
					排水施設計画平面図		防災工事計画平面図
					給水施設計画平面図		防災施設構造図
	法第32条、令第23条の規定による同意協議書の経過表		資金計画書		ガケ擁壁の断面図		その他の図面等
			権利者の同意書（印鑑証明書を添付）		法第34条各号証明書		
					境界確定協議書の写し		
	土地登記簿謄本		工場危険物調書		占用許可書の写し		
	地籍図の写し		水利権利者の同意書		河川法第29条の許可の写し		
	地番表		消防の長の同意				
	既存権利届出書の写し		その他の同意書		求積図		

注Ⅰ　建築確認申請書は開発行為完了検査済証が発行されるまで受理されません。（ただし法37条承認の場合を除く。）
注Ⅱ　「自己業務用」とは、次のようなものをいいます。
店舗、ホテル・旅館、結婚式場、学校法人の建設する学校、会社自ら建設する工場及び工場内の福利厚生施設、モータープール（時間貸しなど管理事務所のあるもの）、保険組合・共済組合の行う宿泊施設・レクリエーション施設、中小企業等協同組合が設置する組合の事業に関する共同施設、倉庫業法による倉庫等
「その他のもの」とは自己居住用及び自己業務用以外のもので、次のようなものを含みます。
会社（その他法人も含む）が従業員のために行う寮・社宅、分譲住宅・賃貸住宅及び宅地分譲、貸事務所、貸工場、貸店舗、貸車庫、貸倉庫等

開発許可になった時は開発行為地には右図の標識板を立てて下さい。（法施行細則第７条による）

開発行為許可標識

図Ⅱ-22　三重県手数料納付書（省令　別記様式第二、第二の二）

様式A

工　事　着　手　届

年　　月　　日

三重県知事　　様

届出者　住　　所

名称又は氏名　　印

次のとおり開発行為に関する工事を着手したいので、届け出ます。

許可日及び番号	年　月　日　第　号		
開発行為の場所			
事業名			
工期	着手年月日	年　月　日	別紙工事工程表のとおり
	完了予定	年　月　日	
連絡先	氏名		TEL
夜間連絡先	氏名		TEL
工事施行者	住所 名称 担当者		TEL
工事監理者又は設計者	住所 名称 担当者		TEL
権利関係者同意取得状況			
他法令の許可等の状況			
備考			
受付	※	※県民局建設部	※市　町　村

県と市町村との複合申請（意志決定機関が複数）であり
上位機関（県）が最終処分者

図Ⅱ-23　工事着手届

別記様式第４（省令第29条関係）

工 事 完 了 届 出 書

平成　　年　　月　　日

三重県知事　　様

届出者住　所
氏　名　　印
検査立合人
氏　名
連絡電話番号

都市計画法第36条第１項の規定により、開発行為に関する工事（許可番号　　年　　月　　日　第　　号）が下記のとおり完了しましたので届け出ます。

記

1　工事完了年月日　　平成　　年　　月　　日

2　工事を完了した開発区域又は
　工区に含まれる地域の名称

対面行為

※　受　付　番　号	年　　月　　日　第　　号
※　検　査　年　月　日	年　　月　　日
※　検　査　結　果	合　　否
※　検査済証番号	年　　月　　日　第　　号
※　工事完了公告年月日	年　　月　　日

備考　1　届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2　届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
3　※印のある欄は記載しないこと。

受付印欄

※	※県民局建設部	※市町村

県と市町村との複合申請（意志決定機関が複数）であり上位機関（県）が最終処分者

図Ⅱ-24　工事完了届出書

第８号様式（細則第９条関係）

建築等承認申請書

年　　月　　日

三重県知事

様

申請者　住所又は所在地
氏名又は名称及び
代　表　者　名　　印
電　話

都市計画法第37条第１号の規定による承認を受けたいので次のとおり申請します。

開発行為許可の年月日及び番号	年　　月　　日　第　　号
建築物又は特定工作物を建築又は建設しようとする土地の所在地及び面積	市　　町 郡　　村　　番地　　㎡
建築又は建設しようとする建築物又は特定工作物の用途	
建築又は建設しようとする建築物又は特定工作物の種類	
都市計画法第36条第３項の公告前に建築物又は特定工作物を建築又は建設しなければならない理由	

備　考

1　「建築又は建設しようとする建築物等の種別」欄は、新築、改築、増築、又は移転の別を記入すること。

2　この申請書には、次に掲げる図面を添付すること。

(1)位置図（縮尺3,000分の1以上のもの）

(2)配置図（縮尺50分の1から300分の1までで、方位及び周辺の状況のわかるもの）

(3)建築物の各階平面図又は特定工作物の平面図（縮尺50分の1から300分の1までのもの）

(4)立面図（縮尺50分の1から300分の1までで２面以上の外観、意匠等を記入したもの）

図面の添付

受付印欄

※	※　県民局建設部	※　市町村

図Ⅱ-25　　建築等承認申請書

別記様式第9（省令第34条関係）

建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書

都市計画法第43条第1項の規定により［建築物／第一種特定工作物］の［新築／改築／用途の変更／新設］の許可を申請します。

年　月　日

三重県知事　様

許可申請者住所
氏名　印
電話
申請書作成者住所
氏名
電話

※手数料欄

1. 建築物を建築しようとする土地又は用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在、地番、地目及び面積	所在地　地番		
	地目	公簿面積 ㎡	実測面積 ㎡
2. 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	用途	構造 建築延べ面積 ㎡	
3. 改築又は用途の変更をしようとする場合は、既存の建築物の用途	用途	構造 建築延べ面積 ㎡	
4. 建築しようとする建築物、用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第34条第1号から第8号の2まで又は令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由			
5. その他必要な事項			

※受付番号	年　月　日　第　号
※許可に則した条件	
※許可番号	年　月　日　第　号

備考
1　許可申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2　許可申請者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
3　※印のある欄は記載しないこと。
4　「その他必要な事項」の欄には、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの法令を記載すること。

受付印欄

※	※　県民局建設部	※　市町村

同時進行手続き

図Ⅱ-26　建築物の新築・新設許可申請書

申請書作成要領

書　類　名	備　　考
建築許可申請書	表紙
地番表 （３筆以上の場合）	地番の若い順に、町名、地番、地積（公簿）、所有権者その他の権利者を記入すること
土地登記簿謄本	上記関係権利者の権利を明らかにした登記簿謄本
地籍図の写し	法務局備付けの公図を写しとり、施行区域を赤線で囲み民有地以外は色別すること（赤、青道等）
法第34条各号証明書	各号に該当する内容を証明又は説明する書類
その他指示する書類	他の法令による許可、認可、証明等の写しで都市計画法第43条許可以前に必要なもの（申請中のものについては表紙のその他必要な事項の欄へ記入のこと）

添付書類・証明書が必要

法第43条第１項　建築物の新築、改築又は用途の変更許可申請書の設計図書

図書の名称	明　示　事　項	縮　尺	備　考
附近見取図 （位置図）	1　方　　位 2　敷地の位置 3　敷地の周辺の公共施設 4　敷地から排出される用水、汚水の放流方向、配水系統	1/3,000 以上	4　青線着色のこと
敷地求積図	1　求　積　表	1/100以上	申請部分着色のこと
敷地現況図 （土地利用計画図）	1　敷地周辺の道路 2　敷地の境界 3　建築物の位置 4　がけ、擁壁の位置 5　排水施設の位置、水の流れの方向、吐口の位置、放流先名称	1/100以上	1　道路幅、側溝幅 2　赤線着色のこと 5　構造、寸法を記入すること 水の流れには青線着色
宅地の断面図	縦断、横断 （現況図へ断面線を記入） 境界（赤線着色）	1/200以上	高低２辺以上（必要に応じて） 敷地勾配、道路との高低差、附近敷地の高低差記入のこと
断面詳細図	1　がけ、擁壁 （勾配、保護の方法、種類、水抜穴の寸法及び間隔） 2　排水施設（形状、種類、各寸法）	1/50以上	高低差が生じる場合種類に応じて必要 種類に応じて必要
建築平面図	1　平面図（各室の用途を記入）、各寸法 2　建物面積求積表 3　立面図 （改築、用途の変更にあっては従前の建築物の平面図も　必要）	1/100以上	店舗等併用の場合は求積表とは別に店舗等部分の面積を求積すること
その他	内容によって必要に応じて補足、追加図面を要求する場合がある。		

図Ⅱ-27　建築物の新築・新設許可申請書作成要領

第３号様式（細則第３条関係）

設　計　説　明　書

1　設計の方針

（1）開発行為の目的

（2）開発計画の設計に関し特に留意した事項

2　開発区域内の土地の現況

（1）区域区分　（いずれか該当するものに○印をすること。）

イ　市街化区域　　ロ　市街化調整区域　　ハ　イ及びロ以外の都市計画区域

ニ　準都市計画区域　　ホ　都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域

（2）地域地区

イ　用途地域

ロ　その他の地域地区

（3）土地の概要

	宅　地	農　地	山　林	公共施設用地	そ　の　他	計
面　積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
比　率	%	%	%	%	%	１００　%

3　土地利用計画

（1）計画の概要

	宅　地	公共施設用地	公益的施設用地	そ　の　他	計
面　積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
比　率	%	%	%	%	１００　%

（2）宅地の区画設定計画

区　画　数	最大区画面積	最小区画面積	平均区画面積
	㎡	㎡	㎡

（3）予定建築物の用途（　　）

（4）公益的施設の用地の配置計画

公益的施設の名称						計
面　積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
比　率	%	%	%	%	%	１００　%

配置計画に記載される。

出店予定地の行政・自然・地域の環境の事前調査が必要

図Ⅱ-28　設計説明書(1)

4　公共施設の整備計画

（1）計画の概要

	道路施設	公園施設	給水施設	排水施設	汚水施設	その他	計
面積	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
比率	%	%	%	%	%	%	%

（2）計画の内容

施設の名称	番号	概要			管理者	用地の帰属	摘要
		延長(寸法)	幅員	面積			
		m	m	㎡			

備　考

1．　この説明書は、開発区域（開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区）について作成すること。

2．　３土地利用計画の（４）公益的施設の用地の配置計画の表中「公益的施設の名称」欄は、小学校、保育所、診療所、日用品の販売店舗等を記入すること。

3．　４公共施設の整備計画の（２）計画の内容の表中「概要」欄は、広場、公園、緑地及び消防の用に供する貯水施設については面積を、下水管渠については内径寸法及び延長を記入すること。

4．　公共施設用地が２以上の者に帰属することとなる場合には、４公共施設の整備計画の（２）計画の内容の表中「摘要」欄に、その旨を記入し当該帰属の状態を示す図面その他の資料を添付すること。

図Ⅱ-29　設計説明書(2)

第２号様式（細則第２条関係）

工事施行者の能力に関する申告書

年　　月　　日

三重県知事

様

住所又は所在地
申請者　氏名又は名称及び
代表者氏名
電話

都市計画法第33条第１項第13号に規定する必要な能力について、次のとおり申告します。

工事施行者の氏名又は名称及び代表者氏名				
工事施行者の住所又は所在地				
設立年月日	年　月　日	資本金	円	
法令による登録番号				
従業員数	事務関係職員	技術関係職員	労務員	計
	人	人	人	人
前年度又は前年の納税額	法人税又は所得税　円　事業税　円			
建設業法第26条に規定する主任技術者の住所及び氏名				

技術者略歴	職名	氏名	年齢	勤続年数	資格及び免許の内容

上記の申告の内容は、事実の内容に相違ありません。

年　　月　　日

住所又は所在地
工事施行者　氏名及び名称及び
代表者氏名

備考

1　この申告書は、工事施行者について記入すること。

2　「設立年月日」及び「資本金」欄は、工事施行者が個人の場合にあっては記入を要しない。

3　「法令による登録番号等」欄は、工事施行者が建築士法による建築士事務所を定めている場合にはその旨及び登録番号又は建設業法による建設業者である場合にはその旨及び登録番号を記入すること。

4　この申告書には、工事施行者に係る次に掲げる書類を添付すること。

(1)　前年度又は前年の法人税又は所得税及び事業税の納税証明書

(2)　法人にあっては登記簿の謄本、個人にあっては住民票

(3)　事業経歴書

添付を求められる各種証明書等

図Ⅱ-30　工事施工者の能力に関する申告書

2.3.3　許認可手続の一般的な流れと平均所要時間

【出店までのスケジュール】

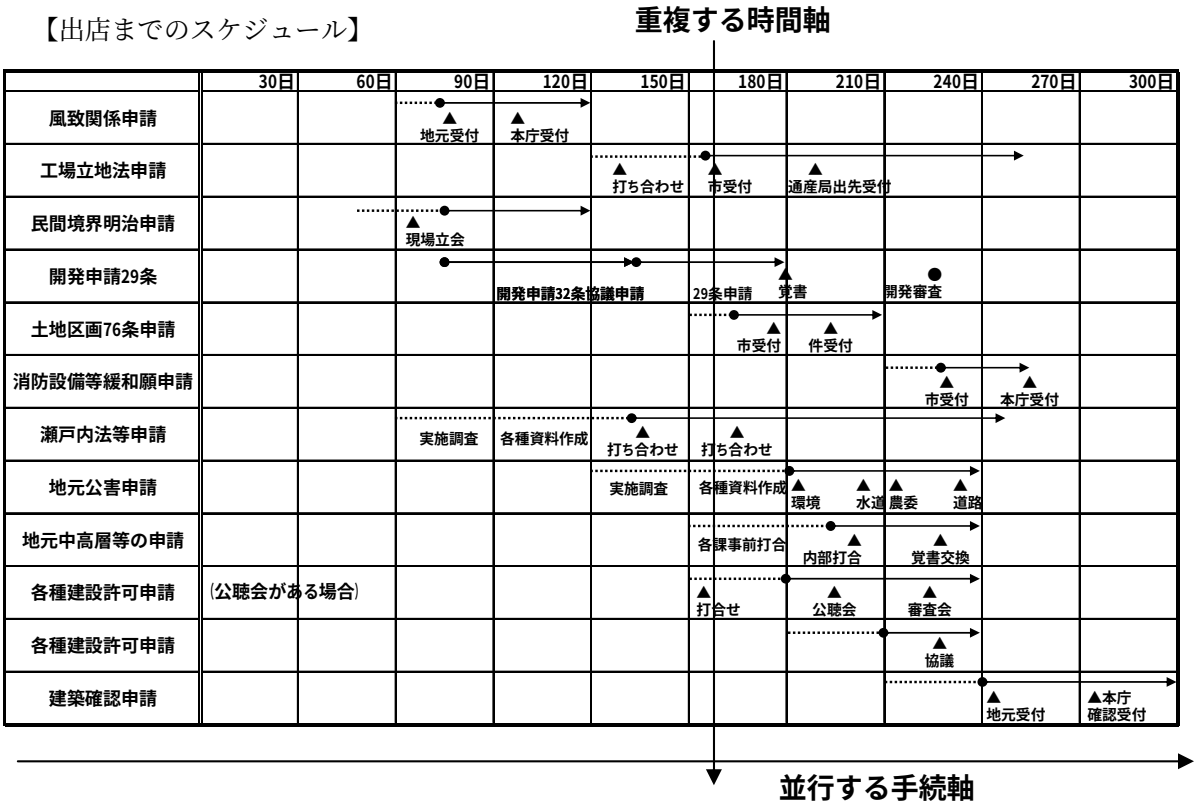

図Ⅱ-31　出店までの時間軸

○手続きのワンストップ化と電子化の可能性

・上記手続きが同時に行うことができれば時間短縮となりタイムマネージメントが効率化するが、例えば建築確認申請は開発許可がおりて検査が完了して合格しないと受理されないこととなっているのでワンストップ化は困難。

・各申請行為は複数の行政庁に関係しており、先に述べた単独申請・複合申請等が存在しており、行政庁の所在地間の交通時間や面談時間等が含まれていない。

・上記スケジュール表中の「打ち合わせ」は事前協議を要するもの、法令に規定されているもの、規定のないもの等さまざまである。従って出店計画から出店完了までの期間を 300 日としているが、同時並行的に進行する手続きとその申請に要する添付書類や各種証明書の取得のための時間は、重複しているので積算時間はこの表をはるかに超える。

2.3.4　行政手続にあたっての問題点

(1) フランチャイズ・チェーン・ストア新店舗出店手続きに関しての問題点

フランチャイズ・チェーン・ストア（コンビニエンスストア）の、新店舗出店手続きに関しての問題点と対策を整理すると以下の通りとなる。

（イ）申請手続きが複雑でかつ多岐にわたっていること

①電子政府・電子自治体を結んだワンストップ申請手続きの実現

②官民連携ワンストップポータルの実現

③関係手続きヘルプデスクの設置

（ロ）申請手続きの電子化がなされていないこと

①申請書の電子化

②添付書類の電子化

③図面の電子化

④手数料等の納付手続きの電子化

（ハ）申請手続きにあたり対面による事前協議が必須であること

①事前協議の簡素化

②事前協議のオンライン化

③オンライン特区構想の実現

（ニ）申請手続きが長期化すること

①複合申請のワンストップ化

②行政手続法の適用と運用

③各種法令の代理申請・代行に関する制限の解除

④当該手続きに関する官業の民間開放

（ホ）行政手続が一元化･簡略化がなされていないこと

①電子政府・電子自治体での当該申請の一元化

②事前手続き、事後手続きに関する対面審査・対面協議の電子化

③審査期間の短縮化

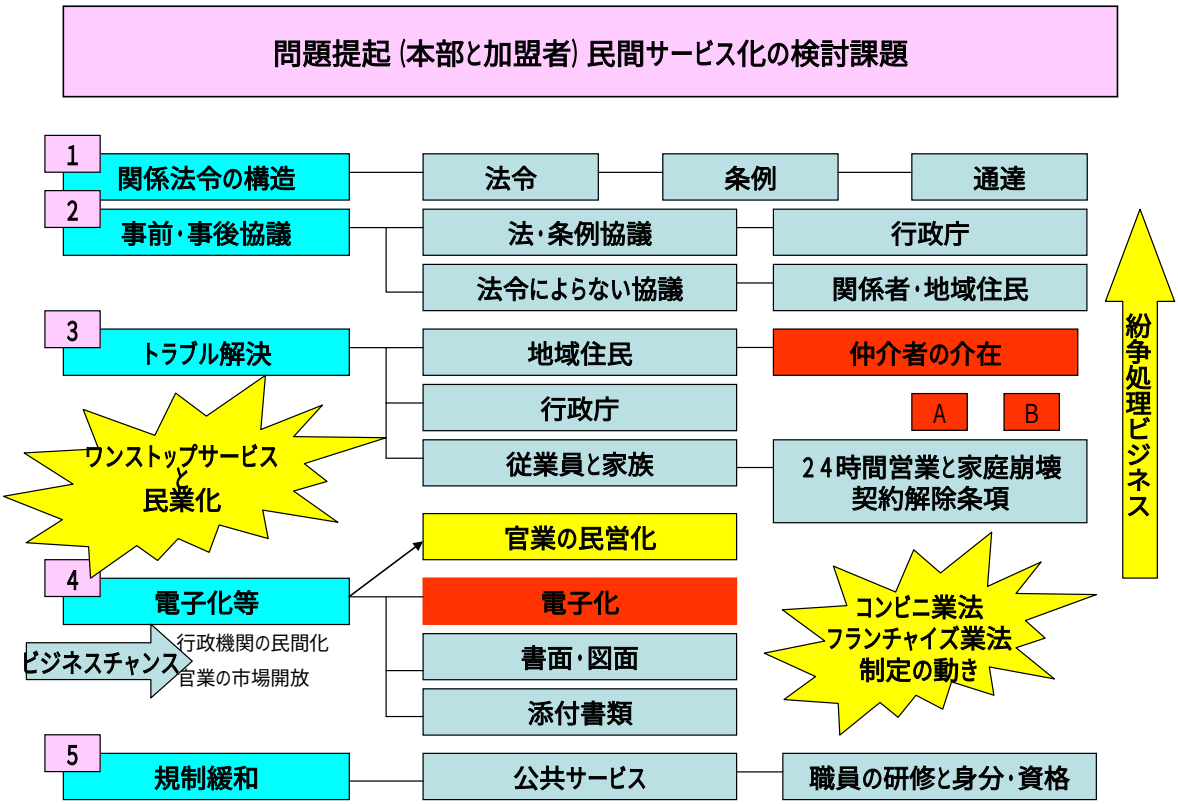

図Ⅱ-32　問題の構図と分析

2.3.5　調査結果の分析と課題

(1) 電子化困難の理由と時間的経過を必要とする手続きが多い

①電子化を検討する上で直面する問題は事前協議である。以下に掲げるように事前協議が必要としている自治体がある。あらかじめ許可・届出を要した上で事前手続きを必要とする手続き、さらに事前協議の後指導を受けること、押捺を事前に求めること等対面関係が求められている。建築確認申請にあってはFDによる申請を求めている。

②多くの場合ここに掲げる手続きは事前に面談の予約を必要とする。手続きによっては曜日や時間を指定するものまである。

③特に建築関係では、申請事案の工事等の経過に沿って随時現場確認・調査等が必要であり電子化・手続きの短縮化を阻んでいる。

(2) 事前協議を必要とする旨が案内されている事例が多い

①屋外広告物法

・広告塔・広告板等

・確認申請提出前に申請書に承認印を受けてください。

・市都市計画課景観

②駐車場法

・路外駐車場で面積が 500 ㎡以上

・事前相談を行い指導を受けてください

・市建築指導課指導 G

③宇都宮市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例

・商業地域・近隣商業地域及び周辺地区内の建築物

・事前に届出書を提出してください

・建築指導課審査 G

④水道法

・水道給水装置工事申請書提出時に確認通知書又はその写しを提示してください

・市上下水道局　配水管理センター配水 G

⑤電気事業法

・特別高圧架空送電線付近の建築物

・確認申請提出前に申請図面に承認印を受けてください

・(1)東京電力㈱栃木宇都宮工務所送電課

・(2)東日本旅客鉄道㈱東京圏運行本部東京給電区宇都宮派出所

⑥急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律

・急傾斜地崩壊危険区域内の崩壊防止工事

・事前相談を行い指導を受けてください

・県砂防課

・宇都宮土木事務所河川砂防課

⑦都市計画法

・開発行為等に係る建築物

・事前に許可及び証明を得てください

・市都市計画課開発指導 G

⑧都市計画道路等事業施行区域内の許可

・事前に都市計画法 53 条の許可を得てください

・市都市計画課都市計画 G

⑨区画整理事業の施行区域内の許可

・事前に都市計画法 53 条許可を得てください

・市区画整理計画課計画 G

⑩風致地区条例

・風致地区内における建築物

・事前に許可を得てください

・市公園緑地課計画係

(3) 行政手続法・条例による審査基準等の公表が不十分である

コンビニの開店に際しては、出店予定地や市場調査の時間必要であるが、手続き関係に要する時間の算出はコスト及び投下資本回収の関係に置いて非常に重要な要素である。そのため申請事案がいつ許可されるかを予知できることは効果的である。

行政手続法・条例によってあらかじめ自治体のホームページ上で公開されているものも見受けられるが、必要な手続きについて情報を知ることはまだ困難な状況である。

2.4 ヒアリング調査結果

2.4.1 フランチャイズ・チェーン業界へのヒアリング結果

前節で述べたとおり、フランチャイズ・チェーン・ストア（コンビニエンス･ストア）が出店する際は、建築関係の法規が複雑に関わっているのと、所轄する省庁窓口も多岐に渡ることから、許認可を得るためには窓口担当官と内容の折衝を行い、申請を受理されるためには個々に担当官の判断を仰ぐ必要がある。フランチャイズ・チェーン・ストアの店舗開設に要する期間は、建築許認可に伴う行政手続だけで 300 日余りを要するケースがあると言われている。

こうした実態を明らかにするために、フランチャイズ･チェーン業界大手企業にヒアリング調査を実施したところ、以下のような回答を得た。

- 行政手続の実態はそのとおりであるが、期間についてはケースバイケースである。
- 建築許可申請にはかなりの日数を費やしており、この部分の実際の手続きは建築業界に委託しており、自社で実施していない。
- 出店許可／開発許可／開店申請は非常に時間がかかる。とくに事前根回しに時間がかかっている。申請書を提出したあと、許可が下りるまでの期間は短縮されたが、事前根回しの期間がかえって増えてしまい、全体で許認可期間が長期化している。事前折衝の効率化の手段として、せめて行政側で電子メールのやり取りを手段として認めてもらえれば良いと考える。
- 事前根回しで多岐にわたる協議相手が存在する。たとえば排水溝整備には特定行政庁、土木事務所、地元自治体、農業委員会などと協議し処理が必要である。
- 文書の電子化の状況については、建築事務所へは図面も含め電子データで交換している。同業他社がどこまで電子化しているかは認識していない。行政への許認可はいまだ紙ベースで、結局は足を運んで図面を示して説明をするしかないのが現状である。
- コンビニ側としては役所の指導が窓口の担当官によって異なるために、有利な指導を得るために窓口申請で対応し状況察知する必要がある。
- 農地や緑地などの場合、年に 1 回の申請しかない場合や、排水上の制約なども出てくるため非常に厄介である。
- フランチャイズ・チェーン・ストア（コンビニ）は国内でも非常に普及しているが、

法的に独立した業態として認められていない為、役所の解釈も様々で指導にも一貫性が保てない元凶となっている。また、許認可に費用をかける原因にもなっている。（たとえば道路法･建築基準法などでは、スーパーや物販業に準ずるといった定義しかない。）

・開店後の申請は米・切手・印紙・酒類の販売許可などは店舗のオーナーが行うが、頻度はそう多くないことから、手続き上煩雑に感じてはいない。米国では本社に免許があり一括申請で済む。ただ、保健所の手続きは所轄によって書類も違うし指導内容も異なっている。

・自治体の条例等もかなり異なっているため、申請関連をここで全てまとめようとするとかなりのボリュームになるのではないか。また、（共通データベースを中心に、申請者と行政の間での事前折衝を IT を活用して行うと言う）ご提案のように共通データベースが作られたとして、行政の方が見にきてくれるかの保証がない。行政はいまだ紙ベースで仕事をしており、事前の折衝も面と向ってでないと受け付けてくれない。単純な話で、誤字脱字が一箇所でもあればやり直しを命じられる。

2.4.2　建築事務所へのヒアリング結果

フランチャイズ・チェーン・ストアの開店まで、一番時間がかかる建築申請を建築業界に委託していることを受けて、建築許可に関連する行政手続の実態を調査するために、該社の紹介で委託先である当該事務所へのヒアリングを実施した。申請手続きが多く、行政ごとに判定基準や要求資料の内容がばらばらであり申請手続きに多大な時間を投入している。また、事前折衝・事前審査の意味合いで、結果的に窓口申請の域をでない状況が続いているとの認識でヒアリングした結果、主に下記のような回答を得た。

・建築認可についてはそれぞれの役所に申請して、許可を得なければならない。許可を得る上では、役所の担当官の裁量範囲が非常に広く、また電話や FAX のやり取りは一切認めていないことから、現状では、一々役所にアポを取って出向くしかない。これら許認可の IT 化の可能性はあると思う。

・建築確認申請は民間に委譲されていることから、事前の建築許可と併行して手続きができ、時間外の対応や FAX や電子メールなどによる受付も可能なためやり易い。また、民間機関が特定行政庁に申請報告・検査済み報告することで結果が各役所にいく仕組みになっており非常に利便性がある。

・一方、建築許可申請は役所宛であり、電子化手段が使えず、全て窓口の担当官にアポイントを入れた上で出向いて指導を仰ぐことから、非常に手間と時間がかかる。指導内容も自治体によって異なることは一般的で、同じ役所でも担当者によって異なるケースもある。また建築許可申請の「概要書」などは指定用紙による申請が多く、ダウンロードができないため、該等の役所にもらいに行かなければならない。

・従来は、その前にやらなければならないことがすべてOKにならないと確認申請を提出できなかったが、民間に移行したことで、今検査中ということでも出せる。すなわち、建築確認が同時併行に行える。ただし、それまでの過程が完了していないと建築確認は出ない。
・行政の指導内容の相違が問題である。たとえば、フランチャイズ・チェーン・ストアは、建築基準法には物品販売業にカテゴライズされている。物品販売業は非常に幅広く、銀行の店舗などもそこに入っている。物品販売業に番号を付けて仕分けしている。その番号の指定自体が、役所の担当によって異なることまである。ある行政では 2 人の担当がまったく違う指導をした。統一見解ができていない。行政のワンストップの可能性は120%できないと思う。役所のワンストップですら見解の統一性ができていないことからもおぼつかない。
・申請用紙の電子化パッケージは、幾つかの会社から販売されている。申請用紙レイアウトが画面に表示されてデータを入力しプリンタに印刷する形である。但し、各行政機関によって用紙のフォーマットに差異があるため、パッケージによって打ち出された用紙をそのまま使うことはできない。また、共通データの転記機能やデータチェック機能等については、今後調査が必要である。

2.5　問題点と課題

前述の建設業界における「建築確認申請」の例に見られるように、民間への委譲により利用者からみて飛躍的に利便性が向上した実態や、民間機関が特定行政庁に申請報告・検査済み報告をすることでその結果が各行政機関にいくなど、民間機関が申請手続きを担うことで、双方の効率的な手続申請の運用が可能なことが判明してきた。一方、ヒアリング結果であげられた「企業/行政間プロセスの複雑化と不整合」「データ標準化未整備」「行政手続きの簡素化」の 3 つの問題点に関しては改善されていない状況も判明した。こうした背景を踏まえ現状の手続業務の電子化率向上における問題・課題を次のとおり考察する。

2.5.1　考えられる問題点

今年度コンビニ業界およびそれに関連した業界の調査実施の結果、「法律の不統一・未整備」「業態における制度と運用の乖離」等の大きく 2 点が挙げられ対処する必要がある。

①法律の不統一、未整備

同一行政手続きにも係わらず、現実には各行政機関あるいは行政官によって申請様式や審査基準が相違する為、企業側が手続きごとに対応している実情は変わっていない状況であった。行政手続きに対する法的審査基準の適用を政令あるいは条例レベルで統一するなど法的統一整理必要である。また、今回調査したコンビニ業界が特出した例かもしれないが、法的に独立した業態として認知されない点が、行政審査の不統一性や事前相談の長期

化の要因となっていた。他の業態でも同様の状況であれば、法律の制定も含めた検討が必要と考える。

②制度と運用の乖離

実態として随時申請が必要な手続きにも係らず、年 1 回の申請時期しかないなど申請者の円滑な手続きを阻害する規定・規約がある。主管官庁に対応した業界を対象に制定されている為、準拠して運用しなければならないケースでは実情に対し様々な乖離を起こしている。

また、行政手続きの審査期間の短縮が推進される中、申請提出後の許可期間は短縮されたが事前審査（根回し）の期間の長期化や複数行政機関への事前相談協議の実施など運用問題の実態が検出された。

同一場所で事前説明を可能にするあるいはワンストップ化の推進など対応が必要である。

2.5.2　課題

上記問題を解決するには法改正など根本的な課題も大きいが、手続業務の民間委託の推進により解決される問題も多いと考える。

前者に関しては、官主体で推進せざるを得ないため、段階的に対応が進むものと思われる。一方、後者の民間委託に関しては経済産業省が提唱した「新産業創造戦略」における“ ビジネス支援サービスの公的部門からの外部委託推進による新市場の創出 ” 推進により大きく課題解決に向かう可能性が見えてきた。

こうした背景の中、委託機関は、一般的に、申請･届出を行う企業や許認可を行う行政機関の間で発生する様々な手続きの仲介サービスや行政手続きに係る情報システムの構築の対応を図ると考える。こうした機能を備えた委託機関のサービス提供運用にあたって、次の課題に対処した施策を図ることが優先課題と考える。

①サービス基盤や業務プロセスに対する標準化の推進

公的部門からの委託業務に関しては、各委託機関が運用するサービスを均質にし、偏重のない発注が可能である必要が求められる。

ついては、民間委託機関の協議会等を中心として、行政手続きに係る情報システムや業務プロセスそのものの標準化を協議し「技術基準／運用基準ガイドライン」を制定し、広く一般に標準化を推進する活動が課題と考える。

また、諸般の状況を鑑みて、“ 電子商取引参照モデル ” を例とするように、「日本工業標準規格／情報技術分野／応用分野」等での規格対象技術として登録を視野に入れ検討することも課題と考える。

②委託機関の充分なサービス提供のための法的規制

民間企業からの委託を受けた際、委託機関のプロセスと民間企業のプロセスに乖離が合った場合、基本民間企業の業務改善の推進が必要となる。こうした状況を受けて、委託機関は民間企業の業務改善のために人的サービス（人材派遣）からシステム改善提案といった広範囲な事業を一括して請負うことが可能な事業形態であることを法令等で規定し、充分な対応が出来る委託機関を設立・認定することで、充分信頼できるサービス提供を目指し飛躍的な利用を図る仕組みの検討が課題と考える。

3. 海外企業の日本進出に伴う行政手続

3.1 はじめに

行政手続の現状を具体的に把握する上での 3 番目の視点として、海外企業の日本進出に伴う行政手続に関する考察を試みた。

海外企業の日本進出の促進は、「対日投資の促進」として、わが国の経済、とりわけ地域経済を発展させる上で極めて重要な施策である。

対日投資会議専門部会が 1999 年 4 月にまとめた「対日投資促進のための 7 つの提言」では、対日投資の意義として次の 4 項目を挙げている。

(1) 経営・技術体系の創造

外国企業は、企業経営のグローバル化が進展している中、日本企業にとって、重要なパートナーであり、その人材、資金、技術、情報、販売網などの経営資源を活用することで、日本企業の活性化が促進される。さらに、外資系企業で教育された人材が他の企業に流動化することなどによって、他の企業にも経営・技術ノウハウが移転され、我が国の経済全体に好影響を与えることも期待できる。

(2) 雇用機会の創出

外国企業が我が国に進出することにより、直接的に雇用が生じることに加え、設備投資が行われたり、消費が喚起されたりすることにより、新たな需要が創出されて雇用が生まれる。さらに、対日投資は、新たな経営・技術体系をもたらし、新たなタイプの消費を生み出すことに鑑みれば、従来はなかった新しい職種の仕事が生み出される可能性もある。

(3) 消費者利益の増大

消費者にとっては、対日投資が促進されれば、サービス分野などの非貿易財産業をはじめとして健全な競争が活発化し、経済が効率化されることにより、良質低廉な商品・サービスの供給を受けられるようになる。さらに、国内にはなかった新しいタイプの商品・サービスが供給されることにより、消費選択も多様化する。このように、対日投資の促進は消費者利益の増大にも貢献する。

(4) 多面的な国際経済関係の構築

対日投資の促進は、いうまでもなく、外国企業にとって我が国におけるビジネスチャンスの拡大をもたらす。我が国経済の対日投資のポテンシャルはもともと大きく、外国企業にとって多大な利益をもたらす可能性がある。

90 年代を境に、安い土地や労働力を求めて工場が中国を始めとするアジア諸国への移転が相次いだ。その結果、工場の閉鎖や失業率の向上といった深刻な問題を将来する結果となった。とりわけ、コアとなる工場を中心とする地域工業都市においては、中心となる工

場の海外移転による閉鎖の影響は極めて深刻であり、周辺の中小産業への負の連鎖は避けようにない状況にある。こうした地域産業の再生に、対日投資の果たす役割への期待は非常に大きい。

対日投資会議が平成 15 年 3 月に決定した「対日直接投資促進策の推進について」では、「対日投資は日本再生の鍵」として位置付け、以下の 5 つの重点分野における 74 項目の施策を着実に推進するとされている。

(1) 行政手続の見直し（明確化、簡素化、迅速化）
　・各府省総合案内窓口の設置等
(2) 事業環境の整備
　・国境を越えた M&A の円滑化等
(3) 雇用・生活環境の整備
　・技術者・研究者の入国資格の拡充、留学生の就職支援等
(4) 地方と国の体制整備
　・地方自治体の自主的な誘致取組を支援、構造改革特区制度活用の検討等
(5) 内外への情報発信

以上述べたように、対日投資は日本経済の再生に直結する重要な課題であり、国･地方自治体･民間が一体となって取り組むべき課題である。

本項では、対日投資の現状と海外企業の日本進出にあたっての課題の抽出に向けた考察を行う。

3.2　対日投資の現状

3.2.1　極めて少ない対内直接投資

日本の投資環境は、様々な制度改革等によって整備されつつある反面、主要先進国においては、対内直接投資残高の GDP に占める割合が 20%を超えているのに対して、我が国は 1%程度であるなど、国際的に見ると依然として低い水準にある。

日本	1.2
アメリカ	25.1
イギリス	38.6
ドイツ	24.2
カナダ	28.2
オーストラリア	29.5

（単位：%）

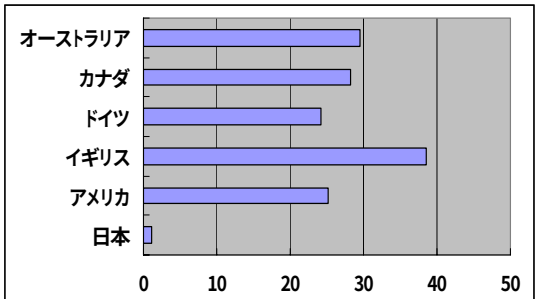

（IFS May 2003 より）

図Ⅱ-33　主要国の対内投資残高（名目 GDP 比）

多くの国が対内直接投資の効果を認識し、誘致活動を繰り広げているのに対し、日本では本格的な取組がようやく緒についたところである。今後、対日直接投資を拡大して行くためには、外国企業への各種法規制、税制、会計制度、外国人の生活環境など、外国投資家をとりまく総合的な投資環境の一層の整備・改善が求められる。

2005 年 1 月に行われた小泉内閣の施政方針演説では、今後 5 年間で海外からの直接投資残高倍増を目指す方針を表明した。そのためには、対日投資の阻害要因を検証し、その除去に努めていく必要がある。

3.2.2　対日投資の阻害要因

対日投資の阻害要因として考えられる主なものは、次のとおりである。

参入障壁

過大な公的企業

日本では対内投資が不要という誤解

促進策が不十分

歴史的に見ると、対内投資の自由化は 1960 年代の終盤から進められた。

それ以前の、戦後の復興から高度成長期にかけては、1950 年に制定された外資法のもとで、強い規制のもとで直接投資政策が実施された時期である。深刻な外貨不足から産業政策は政府主導で行われ、民族企業の育成が優先された。外国企業による直接進出は原則禁止で、日本政府が例外的に必要と認めた場合に限定されていた。直接投資が仮に認められたとしても、日本企業との合弁が義務付けられ、外国側の出資比率も低く抑えられるケースがほとんどであった。

自由化後も意識の上ではそのような考えは長く続き、資本自由化が資金力・技術力・経営ノウハウで大きな優位にたつ欧米企業の進出を急増させ、日本企業の存立基盤を危うくするとの懸念が今日においても完全には払拭されていない。

また、製品やサービスに対する要求水準の高い消費者の存在や、複雑な流通システム、系列化された部品･資材の調達システム、硬直的な労働市場といった日本市場に特有のビジネス環境は、外国企業にとっての対日参入障壁と写った。

こうした阻害要因を除去し、外国企業が参入しやすい環境を整備することは、対日投資の促進が喫急の課題である今日における重要な課題である。

3.2.3　対日投資に向けた地方自治体の取り組み

諸外国では、各地方自治体が率先して外資の誘致に向けた取り組みが多く見られる。我が国でも、対日投資の拡大に向けて、各地域ごとの特色と潜在力を発揮した創意･工夫を促進していく必要がある。

通商白書 2003 によると、各自治体における先進的対内直接投資推進事業の概要は、次表のように記載されている。

提案者		対象地域	提案概要	提案の特長
1	大阪府、大阪市、東大阪市、茨木市、大阪商工会議所	1）彩都（国際文化公園都市）を中心とする北大阪地域 2）大阪市（東部地区及び都心部・コスモスクエア地区）及び東大阪市	今年度から、大阪外国企業誘致センター（OBIC）が外国企業参入のネックになっている入国関係や会社設立の行政手続、雇用、税務手続等を無償でサポートするとともに、府に対する申請手続の電子化を全国に先駆け進める等、手続の簡素化・迅速化に取り組む。また、補助金限度額の拡充、工場団地の土地賃料5年間無償化等も支援メニューとして用意し、提案4自治体及び大阪商工会議所が連携した誘致活動を行う。	大阪には松下電器、シャープ、三洋電機等の競争力を支える企業群、また、人工衛星やロボット等先端分野に即応できるIT、ナノテク等の高い技術力を持つ産業が集積している。さらに、バイオメディカル研究で世界的水準の大阪大学やトップ企業の武田薬品をはじめ製薬メーカーの集積等高密度な知的インフラ・産業集積がある。これら集積とのビジネスチャンスを外国企業に提供することにより誘致を行う。
2	仙台市	仙台市	新産業を創出するために、IT・福祉の先進国フィンランドとともに、IT等をいかした付加価値の高い健康福祉機器・サービスを生み出す国際研究開発プロジェクトを推進する。高齢者福祉施設と研究開発施設が連携して、高齢者・ケアスタッフのニーズが反映された開発を行う。国際競争力のある当該プロジェクトを契機に、フィンランドをゲートウェイとしてEU域内企業の市内への進出を促進する。	産学連携に実績のある東北大学等「学」の資源を活用した知的対日投資を目指し、海外の産業クラスターとの連携により、国際競争力を強化する。全方位的な誘致ではなく、健康福祉機器開発プロジェクトという具体的テーマを提案することにより、誘致対象企業に対する魅力を高める。プロジェクト参加を通じ市内への企業進出を促進するとともに、地元企業・大学との共同研究開発をサポートすることによって地域への定着促進を図る。

提案者		対象地域	提案概要	提案の特長
3	兵庫県、神戸市	1）国際経済拠点地区対象地域（三宮・ポートアイランドⅠ・Ⅱ期地区、播磨科学公園都市、南芦屋浜地区等） 2）神戸起業ゾーン及び神戸国際経済ゾーン指定地域（ポートアイランドⅡ期地区、HAT 神戸、空港島等）	①事業開始までの時間･手間･コストを抑える、兵庫県･神戸市のワンストップサービス機能をいかした企業誘致の実施 ②優れたマーケティング手法を持つ地元の外資系企業と共同で作成した外資系企業誘致戦略に基づく投資ニーズのあった企業誘致活動の実施 ③「神戸医療産業都市構想」、「上海・長江交易促進プロジェクト」、「先端技術関連施設（SPring-8 等）」等の主要プロジェクトを核とした企業誘致の促進	当該地域は、P&G、ネスレ等多くのグローバル企業がビジネス拠点として成功を収めている地域であり、また、国際空港・高速交通・物流手段へのアクセスに優れた魅力的なロケーション、多様なコミュニティを支えるインターナショナルスクール、病院、宗教施設等最高の生活環境が整った開かれた地域である。新たに日本市場での成功を目指す外国企業には、スピーディ・低コストなワンストップサービス、税の免減等魅力的な優遇措置を提供。
4	広島県、広島市	広島市、呉市、東広島市（研究開発・創業促進特区）	当該県の自動車関連産業は、マツダ（フォード）を頂点に「城下町型産業集積」を形成しており、グローバルな経済競争の中で、新たな構造変化に直面している。海外の事業化シーズとの連携や頭脳流入も含めた対内直接投資を促進し、県の自動車産業を環境・エネルギー・安全等社会との調和を図りながら、高度化・効率化を追求した「総合モビリティ産業」への発展的展開を図ることを提案する。	当該県は、構造改革特区に関し政令都市広島市と共同で「研究開発・創業促進特区」（海外人材の活用）を提案している。この対象地域である 3 市を舞台に、自動車関連産業から派生する先端分野技術と、地域のリソースである「ものづくり産業の優れた技術力」を結びつけ、総合モビリティ産業の集積を目指す。

提案者		対象地域	提案概要	提案の特長
5（※）	福岡県、北九州市、福岡市	福岡県（北九州市及び福岡市域）	アジアとの地域間分業を目指すシリコンシーベルト福岡プロジェクトやドイツとの環境交流、国際物流特区等他地域にはない先進性と、この地域固有の産業集積、研究開発機能の集積及び優れたビジネスインフラ等の優位性を広く海外にアピールし、ターゲット企業の絞り込みや企業幹部の招聘及びトップセールス等を行い、地域が一体となって海外企業の対日進出サポートをワンストップで提供する。	当該地域はソウル・上海・東京へ 90 分の位置にあり、アジアに開かれた国際空港・港湾等ビジネスインフラが整備され、物流面で強い優位性を有している。ソニー、日産、トヨタ等 IT・自動車関連企業が集積し、また、23 の大学やシステム LSI カレッジ、高度 IT 人材アカデミー等により優秀な人材を提供する。対日投資進出企業をワンストップで支援する体制を整え、シンガポールを超えるアジアのビジネスハブを目指す。
	山口県、下関市	下関市	東アジアとの交流を進めてきた山口県は環黄海経済圏に位置する特性をいかし、急激に成長している中国山東省や青島市の企業を主眼において誘致活動に取り組む。東アジアとのビジネスにおいて、下関市と北九州市を一体的な地域としてアピールすることは効果的であり、これまでの様々な連携を踏まえた広報活動等の共同事業を実施する。	世界の成長センターである上海や青島等の都市と黄海を介して接する下関市は、環黄海経済圏の中で東アジアと日本国内をつなぐ拠点であり、北部九州中枢国際港湾の一角をなす下関港の港湾機能や、釜山・青島への国際定期フェリー航路、日本国内の高速道路網へのアクセス等の交通基盤の優位性をいかして、日本国内や東アジア地域を睨んだ大きなエリア事業展開を図ろうとしている企業に対して、ビジネスチャンスを提供する。

（※）当該地域は県域を越えた一体的地域として広報活動を行うことが効果的との両提案者からの提案があり、
広報素材の開発・作成・普及等の「企業誘致活動の支援活動」について、両提案者で連携を図りながら進める。

（出所）経済産業省資料。

表Ⅱ-8　先進的対内直接投資推進事業の概要

当 WG でも今年度いくつかの自治体へのヒアリングを行い、対日投資促進に向けた事例の収集を行った。

(1) シリコン･シー･ベルト福岡

韓国、九州、台湾、シンガポール等のアジア地域を結ぶシリコン･シー･ベルト地帯における設計開発拠点を構築するプロジェクトで、2001 年より「福岡システム LSI カレッジ」を中心とする人材育成や、「システム LSI フロンティア創出事業など」のベンチャー育成･支援事業を通じ、福岡、北九州地域を中心に、付加価値の高い設計・開発拠点を構築し、シリコン･シー･ベルト地域の頭脳部分を担う研究機関・企業等の集積を図る。

九州には、約 60 の半導体生産工場が立地されており、シリコン･ファクトリ･アイランドが構成されていたが、アジアと隣接した立地条件と、核となる大学を中心とした研究開発体制を生かし、アジア圏システム LSI 産業の中核地域を目指している。

インキュベーション･オフィスとして、「福岡システム LSI 総合開発センター」があり、ここは独立行政法人中小企業基盤整備機構により九州大学連携型企業家育成施設として整備され、福岡県と福岡市の支援を受けて、財団法人福岡県産業・科学技術振興財団（ふくおか IST）が管理運営する施設である。このセンターはシリコン･シー･ベルト･プロジェクトの中核施設であり、人材育成から研究開発、事業展開までを総合的、一元的に支援するとともに、研究者、技術者、ベンチャー企業、ユーザ企業、商社等の交流による新事業創出を推進している。

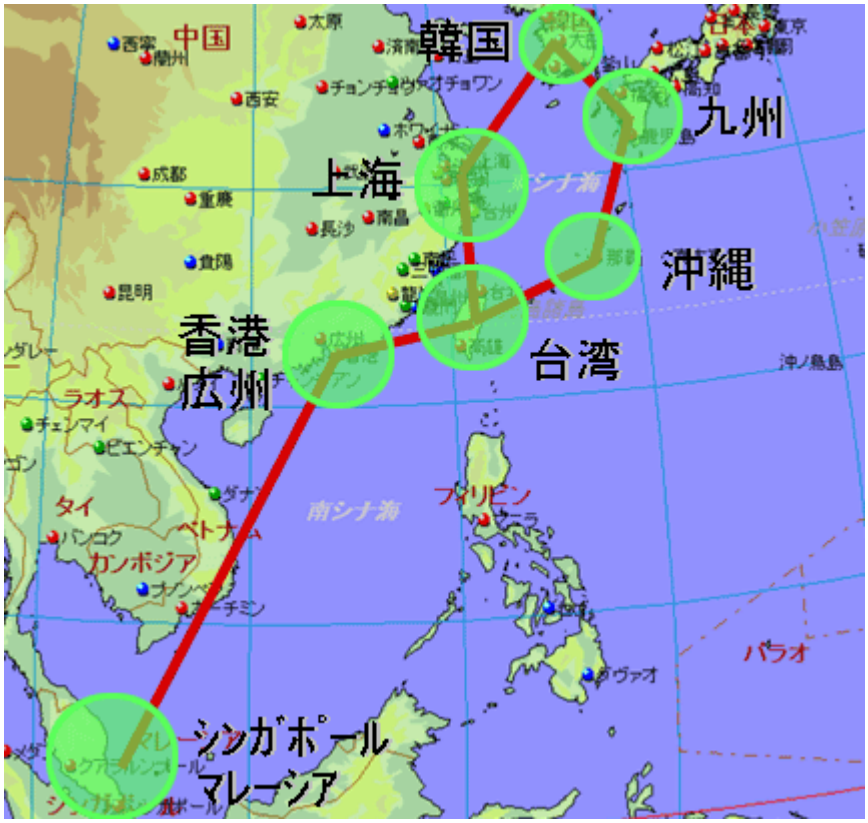

図Ⅱ-34　シリコン･シー･ベルト

(2) 北九州市国際物流特区

「環黄海における地理的優位性等の北九州市の特性を活かし、響灘地区コンテナターミナルの完成等とあいまって、アジアにおける戦略的な産業立地環境を提供することによって、我が国における産業の空洞化を防ぐとともに、日本経済再生及び構造改革を推進」を目的に、2003 年 4 月に認定された「国際物流関連/産業活性化関連特区」。

北九州市は、産業構造の変化に伴う「鉄冷え」からの都市再生を図るために、「北九州ルネッサンス構想」を策定し、アジアに近い地理的な条件を生かした物流機能の強化を柱にプロジェクトを推進してきた。そうした中で、グローバル競争の激化に打ち勝ち、環黄海経済圏における産業拠点としてのポテンシャルを高めるためには、プロジェクトを支援する規制緩和が喫急の課題となった。

特区制度を適用することで、アジアにおける物流･産業の戦略的な拠点形成を図り、産業の空洞化を防ぐとともに、経済再生、構造改革の推進を図る計画である。

今回認められた規制緩和項目は、次の 3 項目である。

（イ）通関体制の 24 時間化

●臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進

●税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進

通関業務の 24 時間化と時間外手数料が半額になり、港湾の国際競争力の強化が図られる。

（ロ）電力関係の規制緩和（自社送電線による配電）

●資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給

電力供給者と需要家（企業）が共同して組合を設立し安価な電力の供給が可能となる。

（ハ）産学連携に関する規制緩和（施設の廉価使用）

●国の試験研究施設の使用料手続きの迅速化

●国試験研究施設の使用の容易化

●国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流推進

国立大学施設の民間による廉価使用を促進することにより産学連携を促進し、新産業の育成・起業促進を図る。

(3) 川崎市アジア起業家村

川崎市では、外国人の研究者、ベンチャー企業が、川崎で研究開発、起業、あるいは、企業進出されることを積極的に支援するために「アジア起業家村」構想を策定した。

首都圏の中央部に位置し、交通アクセスの良い地理的特長と、高度な産業技術や研究開発機能の集積を生かし、新産業の創出、市内企業との連携による事業の拡大、ものづくりと IT の融合の促進など、様々な可能性にチャレンジできる環境を整備している。中でも、環境産業、福祉産業、新･省エネルギー産業、ゲノム･バイオ関連産業の振興に力を入れている。

行政面でも日本における起業や経営面での相談、日本の法律や行政手続への助言、産学連携によるマッチング、販路拡大のほか、外国の人が生活する上で必要な日常生活支援など、様々なサポートを実施し、早期に川崎市へ進出しようと計画している企業には、オフィス家賃を一定の期間、軽減する措置を設けているほか、市内で 1 年以上の事業実績が出た場合には、各種の融資制

度が利用できる。

川崎市にはサイエンスパークが3ヶ所あり、中でも「かながわサイエンスパーク（KSP)」は日本で最大規模のサイエンスパークとして、創業支援、ビジネス支援、教育検収と言ったベンチャー支援を推し進めている。

また、民間主導で設立された「テクノハブイノベーション川崎（THINK)」は、アジアを中心とした海外からの企業進出拠点として家賃支援や様々な有志制度を充実させ、起業家に対する充実したインキュベーション･プログラムを有している。

以上、概観してきたように、自治体における対日投資関連事業は様々な施策を打ち出すことで、海外企業の誘致を積極的に推し進めており、こうした施策が地域産業クラスターの再生に向けた取り組みとして、徐々にではあるが実現しつつある状況と言えよう。

3.3　外国企業が日本に進出する際の行政手続

3.3.1　法人関連の手続

(1) 子会社（日本法人）の設立登記

法務局への登記と日本銀行への届出が必要。また、登記事項についての証明文書の提出が必要となるが、在日大使館領事により認証された登記事項についての「宣誓供述書」を使うことが多い。

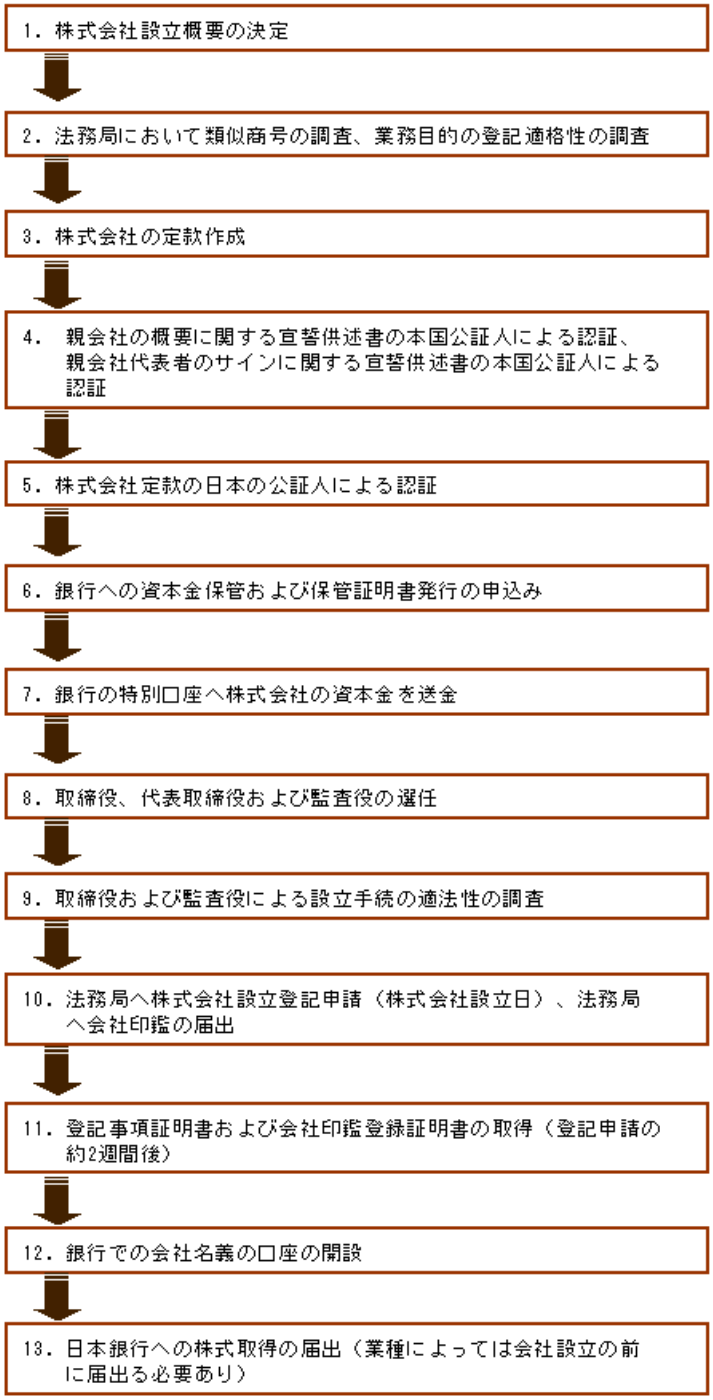

出所：JETRO ホームページ（http://www.jetro.go.jp/invest/business/section1.html#top）

図Ⅱ-35　子会社（日本法人）設立手続の一般的な流れ（株式会社）

(2) 支店の設置

法務局への登記と日本銀行への届出が必要。また、子会社（日本法人）の場合と同様に、登記事項についての証明文書の提出が必要となる。

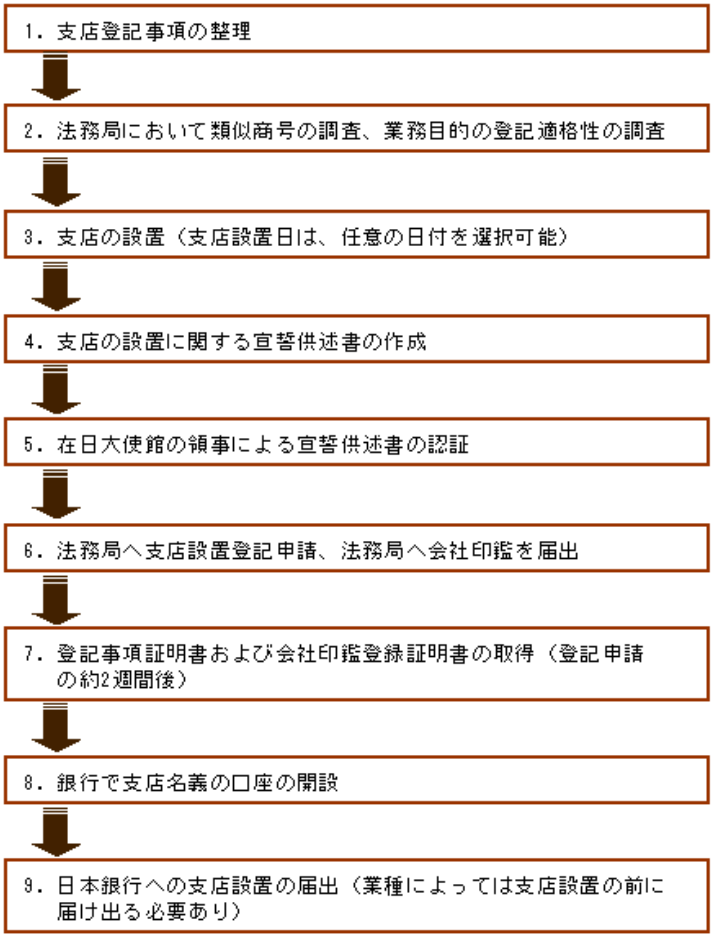

出所：JETRO ホームページ（http://www.jetro.go.jp/invest/business/section1.html#top）

図Ⅱ-36　支店設置手続の一般的な流れ

(3) 駐在員事務所の設置

登記等の手続を行う必要はない。ただし銀行口座の開設や、不動産を賃借することはできないので、外国企業の本社または駐在員等個人の名義で契約する必要がある。

3.3.2　在留資格の取得手続

ビザは在外日本公館で申請をして取得するのが原則である。しかし、就労を目的とする場合など長期在留をするためのビザを申請する場合、在外日本公館では日本現地の事情がよくわからないために、審査に時間がかかるなど難しい面がある。このようなことから多くの場合、日本にある入国管理局が日本に入国、在留を希望する外国人の活動がそれぞれのビザの条件に適合してい

るかどうかを審査し、その条件に適合すると認めた場合に在留資格認定証明書という証明書を交付する。この在留資格認定証明書を在外日本公館に提示して、ビザ申請をすれば、ビザの発給を受けることができる。

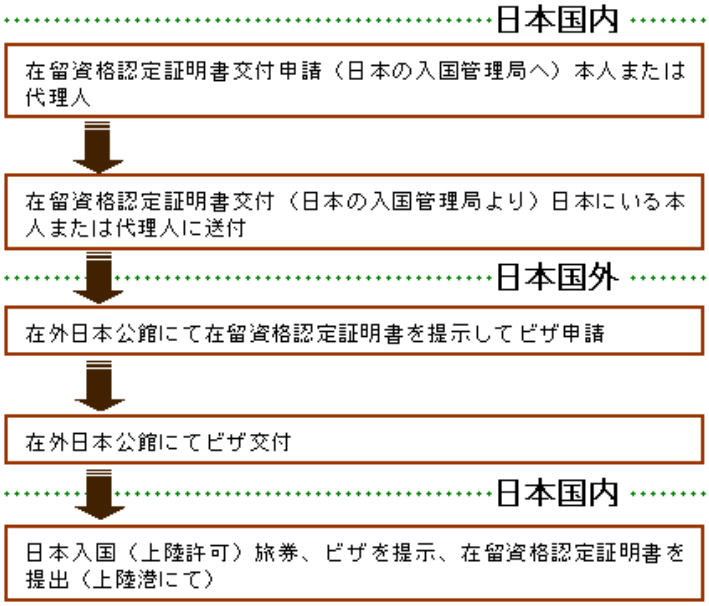

出所：JETRO ホームページ（http://www.jetro.go.jp/invest/business/section2.html#top）

図Ⅱ-37　在留資格認定証明書申請からビザ取得、日本入国までの一般的な流れ

在留資格には 27 種類あるが、対日投資との関わりが深いのは以下の 6 つの資格である。

投資・経営	**(1)日本に投資をして、事業を開始して経営する者。(2)日本に投資をして事業を開始した外国人・外国会社に代わってその事業の経営をする者（当該事業の最高責任者、代表として会社を経営する者）。(3)日本に投資をして事業を開始した外国人・外国会社に代わってその事業の管理に従事する者（最高責任者、代表の下で当該事業の管理にあたる役員、部長など）。**
法律・会計業務	**外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律または会計に係る業務に従事する活動。**
技術	**日本の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術または知識を要する業務に従事する活動。**
人文知識・国際業務	**日本の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務または外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動。**
企業内転勤	**日本に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行う技術または人文知識・国際業務の活動。**
技能	**本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属す熟練した技能を要する業務に従事する活動。**

出所：JETRO ホームページ（http://www.jetro.go.jp/invest/business/section2.html#top）

表Ⅱ-9　在対日投資に関わる主な就労資格

3.4　問題点と課題

3.4.1　問題点

これまで述べた手続の内、外国企業の日本進出の阻害要因となっているのは在留資格の取得手続である。就労を目的とする場合など長期在留をするためのビザを取得するためには、手続が煩雑なだけでなく、審査期間が長く、不明確な審査基準により不許可になることもあり、入国できるかどうか、いつ入国できるかの予測が立たないという問題がある。これではビジネス機会の喪失や、それによる日本進出の断念にもつながりかねない。

(1) 煩雑な手続

在留資格を取得するためには、3.3 で述べた通り、在外日本公館で申請すると審査期間が更に長期化するため、通常は代理人を立て、日本で手続を行う。外国企業はまず代理人を探さなければならないが、多くは行政書士等の士業に依頼することになる。代理人は法務省入国管理局の地方入管局に出向いて手続を行わないといけないが、近年は窓口が大変混雑しており、申

請を行うためだけに、丸１日かかってしまう状況である。

(2) 長い審査期間

在留資格取得の審査期間は、早いものでは１ヶ月、遅いものでは 10 ヶ月かかる。審査期間の長短はケースバイケースであり、事前に予測することは極めて困難である。

(3) 不明確な審査基準

在留資格取得手続を行っても、必ずしも許可が下りるとは限らず、不許可になることも多い。その審査基準は公開されておらず、不許可になった場合も理由は開示されない。

3.4.2 課題

(1) 手続の簡素化

地方入管局に書類を提出するためだけに１日かかるということは、その分のコストを代理人に支払う必要があり、外国企業にとって負担となる。本人が出頭する必要が無い、書類提出であれば、窓口に行く以外の代替手段の検討は可能であり、申請者の負担軽減のためにもその必要性は高い。

(2) 審査期間の短縮

時機を逸することは、ビジネス機会そのものの喪失にもつながるので、審査期間ビジネス進出では特に審査期間の短縮は重要である。

(3) 審査基準の明確化

日本でビジネスを行おうにも、入国ができなければ活動することができず、日本進出を断念せざるをえない。入国できるのか、できないのかも予測できないのでは、ビジネスの計画を立てることもできない。ビジネス進出の促進のためにも、審査基準の明確化をその情報公開は必須である。

第III章　使える電子政府に向けた提言

第Ⅰ章で論じた使える電子政府に向けた課題は、第Ⅱ章で述べた3つの具体的な業界、業務での調査結果からより明確に捉えることができた。そこで第III章では、この課題の解決に繋がる施策を提言する。また、提言した施策を第2章の3つ業界／業種事例への適用を試みてみた。

1.　使える電子政府に向けた提言

第Ⅰ章で示した5つの課題、すなわち①利用者本位の視点に立つ、②行政BPRの実施、③高コスト体質の改善、④インセンティブの付与、⑤行政職員のKnowledge Worker化の実現に寄与する施策を電子行政手続きスキームの改革の視点から提言する。

1.1　電子政府活用に関わる現行スキーム

現在の電子政府活用に関わる関係者には、住民や企業である利用者、行政機関、そして利用者と行政機関の間にあり利用者の行政手続き作業を支援する行政書士や税理士等の個人事業者が挙げられる。

現行行政手続き業務プロセススキームを図示すると図III-1のようになる。

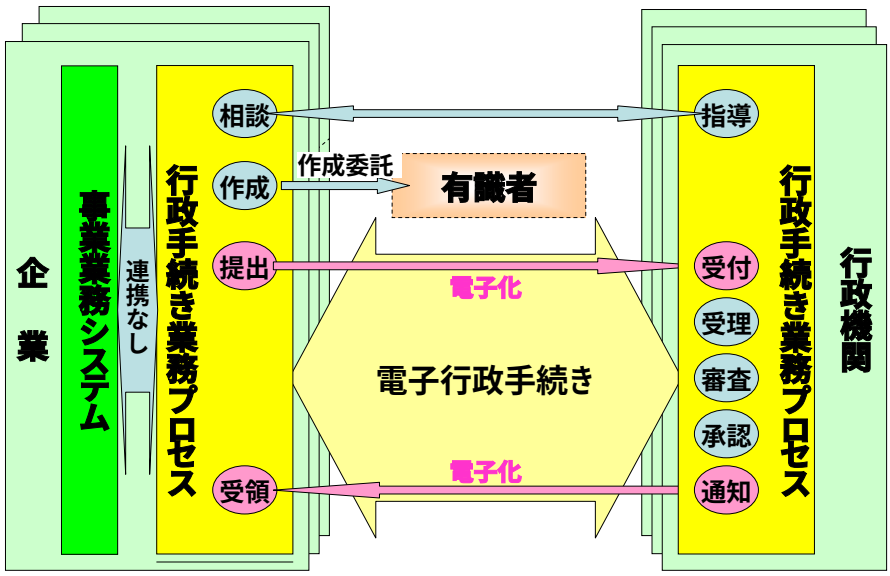

図III-1　現行の電子行政手続き業務プロセススキーム

利用者である住民や企業は、多様な活動の中で行政手続きが必要であるか否かを行政機関に個別に尋ね（指導）、行政機関の指導のもとに手続きに必要となる書類を作成して行政機関に提出する（作成）。行政機関は、手続き書類を受付け（受付）書類の正当性を確認し、受理する（受理）。

さらに行政機関内で手続き内容を審査し（審査）、審査結果に基づき承認するか否かを決定する（承認）。そして最後に利用者に対して手続き結果を通知する（通知）。この一連の業務プロセスの中で手続きの専門性から利用者は、作成業務を専門家である行政書士や税理士に委託する場合がある。

現在構築が進んでいる電子政府は、主に行政手続き業務プロセスの「受付」と「通知」部分の電子化である。

1.2　電子政府活用スキームと課題の関わり

第Ⅰ章で述べた電子政府活用に向けた課題を現行の電子行政手続き業務プロセススキームの視点から見ると以下のとおりとなる。

① 利用者本位の視点

現在構築が進められている電子行政手続きでは、現行業務プロセスの一部を電子化しただけであり、利用者（企業）の業務プロセスに対する貢献度が十分与えられていない。逆に個人認証手続きや電子手続き環境の整備など作業が増えるとの見方が一般的である。

② 行政 BPR の実施

現在構築が進められている電子行政手続きは、現行業務プロセスに電子行政手続き受付業務が増えた格好になっており、電子政府の構築が全く行政 BPR に寄与できていない。

③ 高コスト体質の改善

②で示したとおり、行政機関にあっては、現行業務プロセスの効率化が図られておらず高コスト構造は、全く変わっていない。利用者（企業）側においても同様の状態であり、相変わらず行政手続きはめんどくさいものとの意識は変わっていない。

④ インセンティブの付与

利用者業務「受付」と「通知」の電子化のみでは、利用者の利用促進のインセンティブには、不十分である。手続き利用料の低減などが考えられるが、低減を恒常化しなくては、継続性は確保できない。さらに低減の恒常化では、いずれそれが当たり前となりインセンティブを継続して持たせることができない。利用者業務の明確なコスト削減に繋がるインセンティブが求められる。

⑤ 行政職員の Knowledge Worker 化

住民本位の行政サービス向上を推進していくためには、今後行政マンの Knowledge Work に従事できる時間を増やしていく必要がある。しかし、現状のままでは、利用者メリットが不十分の電子行政手続き受付作業の増大を招くだけであり、Knowledge Worker 化の促進を期待できる状況になっていない。

現行電子行政手続き業務プロセススキームと課題の関わりを図示すると図Ⅲ-2 のとおりとなる。

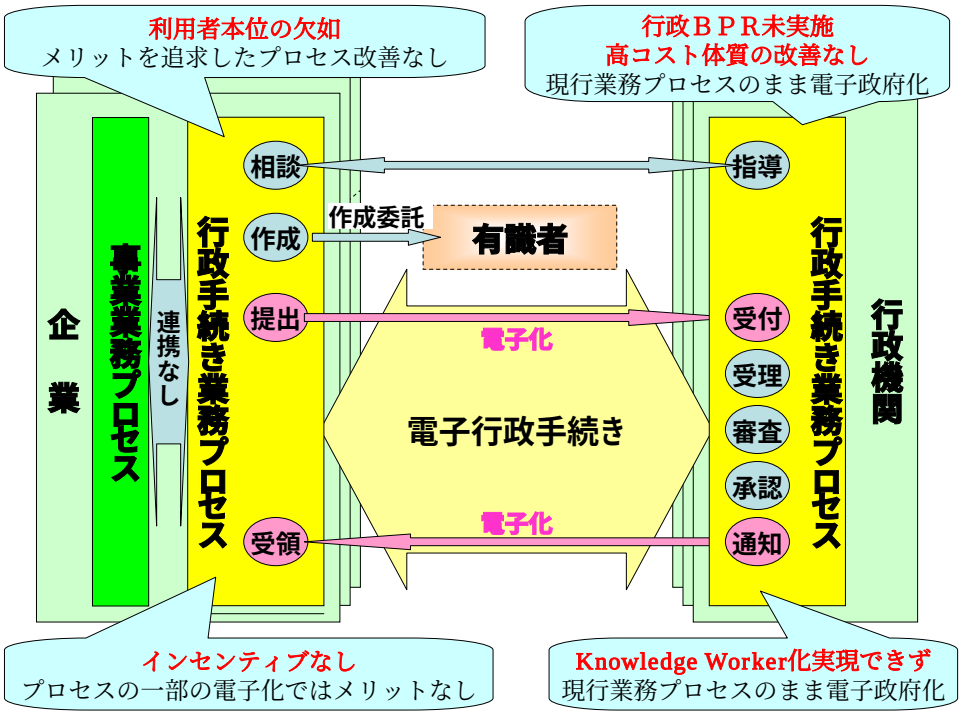

図III-2　現行電子行政手続き業務プロセススキームと課題の関わり

1.3　提言

現行の業務プロセススキームと課題を踏まえて、その課題を解決し、使える電子政府をとするための施策を以下のとおり提言する。

＜提言＞
利用者と行政機関の間に、サービス分野毎に専門の民間コーディネート機関を創設して、3 者間で電子行政手続き業務に関わる BPR を実施し、もって使える電子政府を実現する

（1）サービス分野とは

利用者（企業）の活動において必要となる行政手続を利用者の視点で分類・整理して、各民間コーディネート機関が専門とするサービス分野を定義する。例えば、本報告Ⅱ章で示した 3 事例では、税務、フランチャイズ・チェーン出店、外国企業誘致をそれぞれ専門のサービス分野とする民間コーディネート機関を創設する。現実的には、税務分野等における税理士等、民間コーディネート機関の機能が部分的に実現している分野もあるが、これを制度上、正式に確立することが本提言の趣旨である。

本章 2 項以降で、3 事例における民間コーディネート機関に関する具体的な提言を述べる。

（2）ハブ機能を果たす民間コーディネート機関の設立

利用者（企業）と行政機関それぞれの電子行政手続き業務プロセスが相互に連携しながら電子手続きは行われるが、両者それぞれの都合で業務効率を上げるための施策をしていては、そのギャップが広がるだけで両者が Win となる解を見出すことはできない。そこに両者のギャップを吸収し、スムーズな業務遂行を支援するハブの役割を果たす民間コーディネート機関が両者の間にどうしても必要である。なお、民間コーディネート機関は、以下で述べるとおり行政機関からの認定が必要と考えるが、民間事業者として位置づける。

（3）業務アウトソーシング実施

民間コーディネート機関がその役割を継続的に果たしていくためには、まずその存在を社会に認知してもらわなくてはならない。そのためには、行政機関が、民間コーディネート機関に一定の業務分担を与え機関認定を行うことが望ましい。すなわち、行政手続き業務の一部をアウトソーシングする。その案として、行政手続き業務のうち、事前相談、受付、受理、審査、通知の 4 つの業務をアウトソーシングしてはどうだろうか？これが実現すれば、民間コーディネート機関は複数の行政機関から業務をアウトソーシングでき、また社会的な信用を得ることになるため利用者（顧客）を集めやすくなり、事業継続性を確保しやすくなる。

（4）BPR の実施

利用者と行政機関、そしてその間で認定を受けた民間コーディネート機関の 3 者によって遂行される行政手続きについて、それぞれの組織でその業務プロセスを実現するのではなく、3 者間横断で BPR を実施し、あらたな業務プロセスを設計すべきである。提言する具体的な業務プロセスは、図Ⅲ-3 に示すとおりである。すなわち、利用者（企業）は、必要情報を入力

し、民間コーディネート機関が必要書類の作成、審査を行い、行政機関が承認行為を実施する。承認結果は民間コーディネート機関から利用者に通知される。このプロセスによって利用者（企業）と行政機関の手続き業務負荷は、飛躍的に減少する。その分民間コーディネート機関に負荷がかかるが、複数利用者、複数行政機関の作業を行うことがら規模の経済が適用でき、作業効率・コストは、各機関が個別に実施するよりも大幅な低減が期待できる。

（5） 新しい業務プロセスへの IT 適用

設計した新しい業務プロセスを効率的に回すためには、電子行政手続きをベースとした電子行政手続き支援システムの構築が必須である。ここでのポイントは、2 点である。第 1 点目は、3 者横断で活用できる IT でなければならない。機関ごとの IT 化では、この IT 化が逆に 3 者横断の新しい業務プロセス遂行の足を引っ張ることになる。第 2 点目は、利用者（企業）内の業務システムとの連携機能を保有すべきことである。利用者企業の事業業務プロセスの電子化は進んでいるが、この情報システムとのデータ連携が進まないと行政手続きにおいて手作業が残ってしまい、利用者側のメリットが半減してしまう。Web サービスインターフェースの採用によりデータ連携の標準化を実施すべきである。

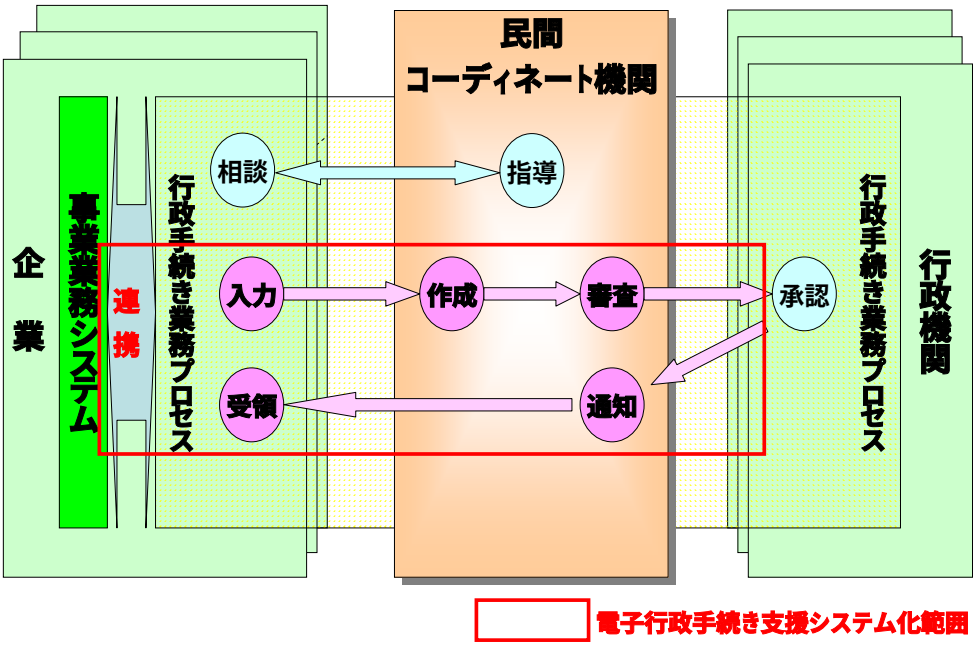

図III-3　提言による新規行政手続き業務プロセススキーム

1.4　課題解決への期待

前節で提言した施策を実現した場合に冒頭で挙げた課題の解決にどう貢献することができるかを以下に示す。

① 利用者本位の視点

提言した施策では、利用者の行政手続き作業の軽減がその目的のひとつとしてあげられている。具体的には、書類作成、提出作業が利用者から開放できる形態となっている。また、民間コーディネート機関間での競争が発生するが、この競争によって利用者へのサービスの向上が図られることが想定でいる。以上のことから利用者本位の視点が確保されたと考えられる。

② 行政 BPR の実施

提言施策では、行政機関ばかりでなく、利用者、民間コーディネート機関も含め、3 者での BPR を実現している。さらにこの BPR を IT で支援する電子行政手続き支援システムによって利用者と行政機関の作業効率向上ばかりでなく、業務スピードの飛躍的な向上が期待できる。

③ 高コスト体質の改善

②で示した 3 者横断の BPR によって、行政手続きに関わる高コスト体質について、利用者と行政機関に対しては大いに改善されると考える。民間コーディネート機関については、複数の利用者、複数の行政機関の作業を請け負うことになるため、量をこなす必要があるが、それだけに業務効率化を実現しやすい。また、民間コーディネート機関間の競争が発生するこことから、この業務の効率化が優位の源泉となることから、おのずと業務効率化の努力は行われる。よって、トータルとして行政手続きに関わる高コスト体質は、本提言によって大きく改善されることになると期待できる。

④ インセンティブの付与

利用者にとっては、①の利用者本位の視点の導入、③高コスト体質の改善とそのメリットが目に見える形で提示できる。また、民間コーディネート機関に対しては、この機関を構成するメンバとして想定されるのが行政書士や税理士等これまでどちらかというと個人事業者であった者達である。本提言で創設される民間コーディネート機関は、彼らに対して大きなビジネスチャンスを提供することになる。以上のことから、十分なインセンティブを与えることができると考える。

⑤ 行政職員の Knowledge Worker 化

本提言で実現する新しい業務プロセスにおいて、行政機関は、承認業務に特化することができる。よって空いた作業時間を利用できる。また、3 者横断 IT 化が実現できていることから民間コーディネート機関活動とのナレッジ共有を図ることができる。この空いた時間とナレッジ共有によって、密度の濃い、効果的な新しい行政サービスの企画業務など、行政職員の Knowledge Worker 化に貢献することができる。

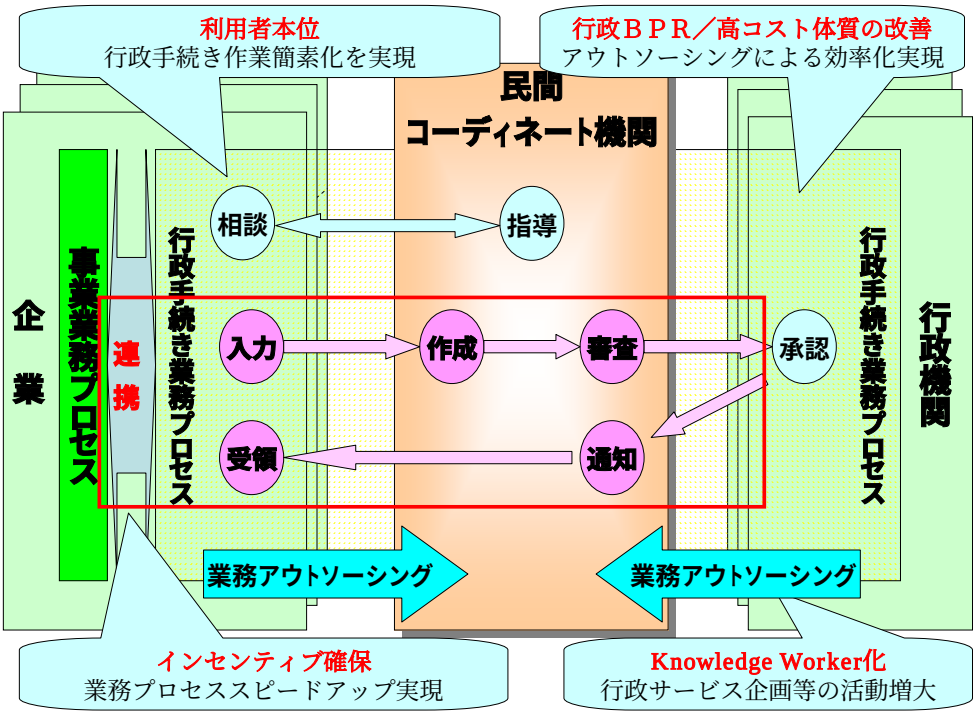

図III-4　新規行政手続き業務プロセススキームと課題解決

1.5　各機関のメリット

本提言によって、業務プロセススキームを構成する各機関が享受できるメリットを整理すると以下のとおりとなる。

(1) 行政機関におけるメリット

・3 者横断 BPR によって業務コストの低減が図れる

・民間コーディネート機関とナレッジ共有ができ、新たな行政サービス企画に活用できる

・構築する電子政府システムの費用対効果を向上させることができる

(2) 利用者（企業）におけるメリット

・3 者横断 BPR によって業務コストの低減が図れる

・電子行政手続き支援システムと企業内業務システムとの連動が可能となり、業務プロセスのスピードアップが実現できる

(3) 民間コーディネート機関

・行政政手続き業務をあらたなビジネスチャンスと捉えることができる

・対象行政手続きを増大させることによって業務の拡大が図れる

・民間事業者として、新しい利用者サービスを創出することができる

1.6　提言実現に向けた各機関の実施すべき事項

提言した施策を実現するために各機関は、何を実行しなければならないかを以下に示す。

(1) 行政機関の実施すべき事項

①アウトソーシング業務の検討

これまで行政機関で実施されてきた行政手続き業務のうち、事前指導、受付、審査、結果通知、フォローアップ業務をアウトソーシングすることを目的に制度見直し、条例作成、委託契約手続き等の検討をする必要がある。

②対象業務プロセス設計

アウトソーシングの実施に伴い、民間コーディネート機関を支援して3者横断の業務プロセス設計を実施する。

③電子行政手続き支援システムに対する要求事項提示

電子行政手続き支援システムの構築にあたっては、業務プロセスのスピードアップ、効率化を目的に行政サイドからの要求事項を検討し、提示すべきである。

(2) 利用者（企業）の実施すべき事項

①アウトソーシング業務の検討

これまで自社内で実施されてきた行政手続き業務のうち、書類作成、提出業務をアウトソーシングすることを目的に業務の見直し、委託契約手続き等の検討をする必要がある。

②対象業務プロセス設計

民間コーディネート機関の行政手続き業務のアウトソーシングに合わせて当該業務プロセス設計とIT化を民間コーディネート機関とともに検討する必要がある。

③事業業務システムとのデータ連携

電子行政手続き支援システムと企業内システムとのデータ連携を図るために連携手順、連携データの標準化が必要である。この標準化活動に対して積極的に参画すべきである。

(3) 民間コーディネート機関の実施すべき事項

①行政機関からの業務アウトソーシング受託

行政機関から業務アウトソーシングを新しいビジネスとして受け入れるための準備に取り組む。

②対象業務プロセス設計

新しいアウトソーシング業務をビジネスとして成立させるために利用者、行政機関とともに対象業務の業務プロセスを設計する。

③電子行政手続き支援システムの構築処理

②で設計した業務プロセスと整合のとれた電子行政手続き支援システムを民間コーディネート機関が中心となり構築に取り組む。この構築には、資金面で行政機関の支援を受け入れる必要があろう。

④ビジネスモデル設計

上述の検討結果を受けて、民間コーディネート機関として事業継続性を確保するビジネスモデルを設計し、ビジネス立ち上げ準備を行わなければならない。

2. 各分野における提言の具体化

2.1 国税・地方税の電子申告手続きに関する提言

2.1.1 はじめに

企業活動における税金の申告や納付の手続きは、ビジネス展開に直接的に必要となる各種許認可申請手続きのように経営戦略に直接影響を与えるものではない。電子化により、営業に関する許可や工場の操業に関する手続きの時間が短縮できれば、それだけビジネス展開が速くなり早期にビジネスの目標を達成することができる。一方、税金の手続きの電子化にはこのような積極的な意味は無く、従前の税申告手続きと同じことがインターネットでも可能になるということに過ぎない。かえって、現在運用されている電子申告は、従来の対面・書面を前提とした申告手続きを踏襲して電子化していることから、逆に煩雑なものになっている。

第 2 章では国税・地方税電子申告の課題として次の 5 点をあげた。

① インセンティブの付与
② 手続きの簡略化
③ PR の徹底
④ 社会システムとしての制度設計の見直し
⑤ プロジェクト推進体制の構築

これ等の課題の根底には、納税者である法人にとって、申告手続きを電子化することによって得られるビジネス上のメリットが見つからないことがある。もちろん、事業者の義務として履行する国税や地方税の申告・納税が、ビジネスの拡大や売上げという直接的な意味でのメリットにつながることはないが、全く新しい申告手続きの創設により、事業者の内部情報管理の電子化による経営管理レベルの向上や、適正な税申告による事業者への社会的信用の向上といった側面のメリットが考えられる。

この意味から、納税者のメリットの視点で、次のような国税・地方税申告制度の再設計を提言する。

2.1.2 申告者の自己責任原則

申告納付が成立する基本条件は「善良な納税者」と課税側との信頼関係である。しかし、必ずしも「善良でない」一部納税者の不正を防止するために現在のような複雑な申告手続きに進化してきたと思われる。申告手続きの再設計に当たっては、この「善良な納税者」という基本条件に立ち返って、申告者が自分の申告内容に責任を持つことを原則に、次の事項を要件とすることを提言する。

① 納税者は申告内容を説明、証明するための書類や台帳を申告書に添付せず、自分で保存することができる。この場合、課税当局の要求に応じてその内容を開示する義務を負う。
② この方法で申告できる者は、過去の申告に重大な過誤がなく、課税当局が善良な納税者と認めた者とする。
③ 自己保存する書類や台帳は e 文書法に準拠して、原本性を保証された管理方法がとられて

いることを条件とする。

④ この方法で申告する場合、申告の手段として電子申告を選択できる。

すなわち、納税者の内部情報管理の電子化が進展すれば、その一環としてシームレスに電子申告も実現するという制度設計にすべきである。また、納税者（法人）のメリットとしては、電子申告が認められることにより、高度な内部管理を実現し、納税義務も誠実に履行する企業という、社会的信用力を得ることができる点がある。

課税する側にとっても、電子申告分については形式審査にとどめ、異常値や不整合が発見された申告について重点的に調査を実施することができ、実質的に審査効率を向上させることができる。

2.1.3 指定審査機関（仮称）制度

法人関係の国税・地方税の申告は税理士等が代理人として手続きをするケースが多い。税理士等は、単なる申告の代理人ではなくクライアントである法人の経理内容の分析を行い経営に関するコンサルタントとしての役割も持っている。すなわち、税申告のために単なる計数整理をするのではなく、クライアントの経営状態を熟知した上で、クライアントの立場で申告する。このように納税者側の申告・納税手続きは、専門家に委託することにより申告の正確性、信頼性を向上することができる。

同様のことを国や地方公共団体が税を徴収するために行う一部の手続きについても適用することを提言する。例えば、申告者の本人確認や申告内容の審査は、一定の条件を備えた民間の機関を、国税庁長官、あるいは総務大臣が指定して処理させることが考えられる（指定審査機関）。指定審査機関は電子申告分について事業者が保存・開示を義務付けられている電子化された内部管理情報にアクセスして申告内容を審査する。外部の指定審査機関が電子申告分を担当することにより、書面による申告との併存による課税側の二重管理を排除でき、電子申告分独自の審査ルールの確立も可能になる。

「公権力」の行使としての課税側の手続きを民間機関が行うことについてはより精査が必要であるが、例えば消費税や給与所得者の所得税等のおける特別徴収義務者の制度も、ある意味では国や地方公共団体が行うべき税の徴収という「公権力」行使を、法的に私人に委任していると理解でき、指定審査機関についても同様に法制上の整備は可能と考える。

また、指定審査機関の運用形態は次のように想定できる。

① 各地の法人会、あるいは商工会等の既存団体が審査専任の組織を整備し、国または地方公共団体から指定を受けると同時に電子申告に係わる審査業務アウトソーシングを受託する。母体となる法人会や商工会の会員の電子申告を審査する。

② 税理士や行政書士等の事務所が審査機関の指定を受け、自己クライアントに関して申告代理人と指定審査機関の 2 つの立場をとる。車検制度における「指定整備工場」のような位置づけとなる。

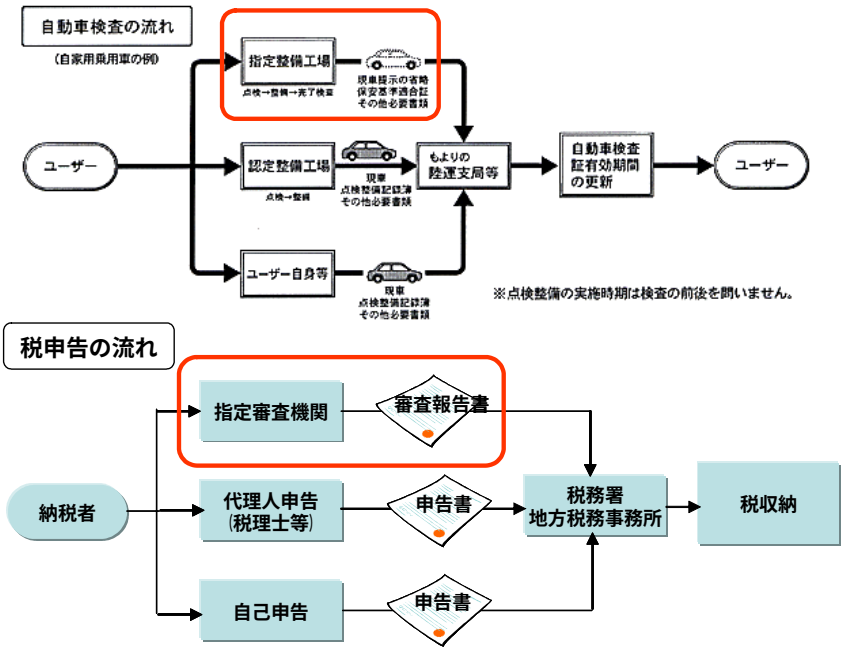

図III-5　自動車検査の流れと税申告の流れ

2.1.4　提言のまとめ

国税・地方税の電子申告に対する提言をまとめると以下のとおりである。

① 初めに「電子申告」ありきの考え方をやめる。結果として電子申告も可能であるという発想が重要。

② 事業者の財務情報等の内部管理情報を「e 文書法」に準拠して電子化し、透明性を確保することを基本的な目的として、その派生効果として電子申告を実現する。

③ 電子申告については書面による申告とは異なった審査方法が望ましいことから、行政外部の指定審査機関が審査し、必要に応じてクライアントの財務・経営情報を閲覧する。

④ 国または地方公共団体は、指定審査機関からの審査結果の報告にもとづいて税額を調定する。

事業者の内部管理情報の電子化と電子申告のイメージは下図のとおり。

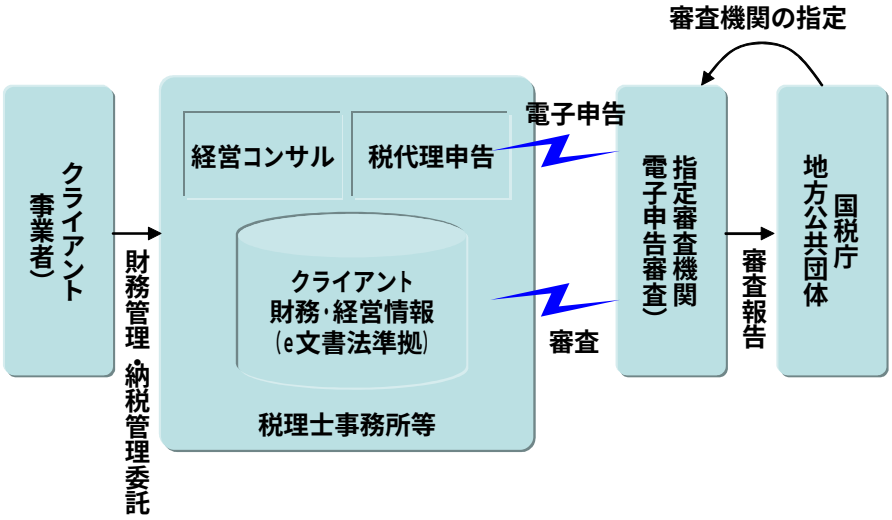

図III-6　事業者内部管理情報の電子化と電子申告のイメージ

一般的な事業者、特に中小企業では独自に内部管理情報の電子化を構築することは困難であり、事業者に対してコンサルテーション等を提供している税理士や行政書士の事務所が、クライアントの内部管理情報の電子化をアウトソーシングとして実現し、これをコンサルテーションの情報源とすると共に、国税・地方税の電子申告内容の証憑資料として保存する。この電子化された証憑資料は指定審査機関の請求があった場合に、e 文書法に準拠して標準的な様式で開示できる必要がある。

指定審査機関は、国あるいは地方公共団体から指定を受けて、電子申告の受付・審査に特化した民間機関で、審査のために必要に応じて申告者の内部管理情報にアクセスすることができる。

2.2　コンビニエンス業界における電子行政手続きに関する提言

コンビニエンスストア業界の店舗出店での、申請・届出処理の実際の手続きは、コンビニエンスストア各社から建築事務所に委託されており、コンビニエンスストア各社が直接に実施していない。このコンビニエンスストア業界と建築事務所との連携関係は図Ⅲ-3 の業務連携スキームに当て嵌めてみるならば、コンビニエンスストア各社が民間事業者に対応し、民間コーディネート機関が建築事務所に対応する。行政機関は出店地域の地方自治体と中央省庁である。この連携関係を更に効果的なものにして行くことがここでの提言の基本的方向性である。

電子政府・電子自治体が真に社会の効率化と新規ビジネス創出に役立って行くための鍵は、本ケースの建築事務所に相当するコーディネート機関が、より効率的にサービスを提供でき、かつ、民間事業者・行政機関双方に対するサービスの提供範囲を拡大して行くことができる様な環境を創出して行くことである。

建築確認申請という成功例に於いて既に見られるように、行政機関（中央省庁・地方自治体）からコーディネート機関（建築事務所）へのアウトソーシング（委託）を推進することにより、民間事業者（コンビニエンスストア各社）からみて飛躍的に利便性が向上することが期待できる。さらに、コーディネート機関（建築事務所）が申請報告・検査済み報告を特定行政機関に行なうことで、その結果が各関連行政機関に届く仕組みに成っているなど、コーディネート機関（建築事務所）が申請手続きを担うことで、コーディネート機関（建築事務所）と行政機関（中央省庁・地方自治体）との双方の効率的な申請手続の運用が可能になっている。従って、行政手続業務のコーディネート機関（建築事務所）へのアウトソーシング（委託）を推進することは、民間事業者（コンビニエンスストア各社）と行政機関（中央省庁・地方自治体）との双方にとって、大きな効果を生む。

行政手続業務をアウトソーシング（委託）されたコーディネート機関（建築事務所）は、申請・届出を行なう民間事業者（コンビニ各社）と、許認可を行う行政機関（中央省庁・地方自治体）との間で発生する様々な手続きの仲介サービスや行政手続きに係る情報システムの構築を図って行くことができる。こうした機能を備えたコーディネート機関（建築事務所）のサービス提供によって、電子政府・電子自治体が真に社会の効率化と新規ビジネス創出に役立って行く。

その様なコーディネート機関（建築事務所）のサービス提供運用にあたっての現状の問題点と提言とを以下に述べる。

2.2.1　現状の問題点

今年度、コンビニエンスストア業界およびそれに関連した業界の調査実施の結果、「法律の不統一・未整備」「業態における制度と運用の乖離」の大きく 2 点が、申請業務の効率を上げる障害と成っている問題として指摘された。

(1) 法律の不統一、未整備

同一の行政手続きであるにも拘わらず、現実には各行政機関（中央省庁・地方自治体）あるいは行政官によって申請様式や審査基準がバラバラに成っている。そのため、民間側（コンビニエ

ンスストア各社＋建築事務所）が手続きごとに個別に対応している状況であり、効率化や情報システム化の大きな障害と成っている。行政手続きに対する法的審査基準の適用を政令あるいは条例レベルで統一するなど法的統一整理がされていないことが１つの問題である。また、今回調査したコンビニエンスストア業界に関しては法的に独立した業態として認知されないことが、行政審査の不統一性や事前相談の長期化の遠因と成っていることが覗える。コンビニエンスストア業界以外の業種でも同様の問題が存在している可能性がある。

コンビニエンスストア各社では、既に、各店舗の建築関連情報を、統一されたデータで管理している。しかしながら、各行政機関（自治体）への申請に際しては申請様式がバラバラであるために、それぞれの様式に合わせるように変換するという非効率が発生している。加えて、審査基準の不統一が非効率な作業を発生させている。

(2) 制度と運用の乖離

本来は、随時、申請を行ないたい手続きであるにも拘らず、年１回の申請タイミングしか存在しないなど、申請者の円滑な手続きを阻害する規定・規約が存在している。主管官庁に対応した業界を対象に制定されているため、コンビニエンスストア業界では準拠して運用しなければならないケースでは、コンビニエンスストア業界の実情に対し規定・規約が様々な乖離を起こしている。

また、行政手続きの審査期間の短縮が推進される中で、申請提出後の許可期間は短縮されたが、事前協議（根回し）の期間が相変わらず長期化していることや複数行政機関への事前相談協議の実施が必要であるなどの運用上の問題が、相変わらず、存在している。

2.2.2 提言

上記の問題を解決するには、法改正などの根本的な課題もあるが、多くの問題が、行政手続業務（特に審査業務）の民間コーディネート機関（建築事務所）へのアウトソーシング（委託）を推進することにより改善されることが期待できる。

法改正に関しては、官側主体で推進せざるを得ないため、段階的に対応して行くしかない。一方、行政手続業務の民間コーディネート機関（建築事務所）へのアウトソーシング（委託）に関しては、経済産業省が提唱している「新産業創造戦略」に於ける“ビジネス支援サービスの公的部門からの外部委託推進による新市場の創出”推進により、大きく課題解決に向かう可能性が見えて来た。

こうした背景の中、民間事業者（コンビニエンスストア各社）と行政機関（地方自治体）との双方から行政手続業務のアウトソーシング（委託）を受けるコーディネート機関（建築事務所）は、一般的に、申請･届出を行う民間事業者（コンビニエンスストア各社）や許認可を行う行政機関（中央省庁・地方自治体）の間で発生する様々な行政手続きの仲介サービスや行政手続きに係る情報システムの構築の対応を図って行ける可能性がある。

こうした機能を備えたコーディネート機関（建築事務所）のサービス提供運用にあたって、次の施策を図ることが優先課題である。

(1) 業務プロセスやサービス基盤（インタフェース）の標準化の推進

公的部門からのアウトソーシング（委託業務）に関しては、各委託先機関が運用するサービスを均質にし、発注元に依存したバラツキが生じないことが求められる。

ついては、コーディネート機関（建築事務所）の協議会等を中心として、行政手続きに係る業務プロセスや情報システムの標準化を協議し「技術基準／運用基準ガイドライン」を制定し、広く一般に標準化を推進する活動が必要である。

また、諸般の状況を鑑みて、“電子商取引参照モデル”を例とするように、「日本工業標準規格／情報技術分野／応用分野」等での規格対象技術として登録を視野に入れ検討することも課題と考える。

建築関連の申請作業を代行するコーディネート機関（建築事務所）の作業を均質に維持するためには、行政手続きに対する法的審査基準の適用を政令あるいは条例レベルで統一するなど法的統一整理をすべきである。逆の見方をすれば、審査手続の民間コーディネート機関（建築事務所）へのアウトソーシング（委託）が審査基準の統一整理を不可避的に促進すると期待できる。

コーディネート機関（建築事務所）と行政機関（中央省庁・地方自治体）との間のやり取りの情報システム化を効率的に推進するためには、行政機関（中央省庁・地方自治体）側の電子申請・電子報告のインタフェースを標準化すると同時に、その様な電子申請・電子報告インタフェースを持つ行政機関（地方自治体）が市町村に至るまで網羅されていることが必要である。それを実現するためには地方自治体の共同利用センタを有効化して行くことが必要である。審査手続の民間コーディネート機関（建築事務所）へのアウトソーシング（委託）が進めば、究極的には、コーディネート機関（建築事務所）から行政機関（中央省庁・地方自治体）へは（電子的な）報告のみで済まされると期待できる。さらに、その場合、報告先はワンストップ化されていることが望ましい。

(2) コーディネート機関（建築事務所）が効果的にサービスを提供するための法的規制の改正

コーディネート機関（建築事務所）が民間事業者（コンビニエンスストア各社）から行政手続のアウトソーシング（委託）を受けた際、コーディネート機関（建築事務所）の業務プロセスと民間事業者（コンビニエンスストア各社）の業務プロセスとに乖離が存在した場合、通常、民間事業者（コンビニエンスストア各社）側の業務プロセスの改善が必要になる。

こうした状況に対し、コーディネート機関（建築事務所）は民間事業者（コンビニエンスストア各社）の業務プロセス改善のために人的サービス（人材派遣）から情報システムの改善コンサルテーションといった広範囲なサービス提供を包括的に請負うことが可能な事業形態をとれる様に法令等で規定し、民間事業者（コンビニエンスストア各社）に対して十分な対応ができるコーディネート機関（建築事務所）を設立し、行政手続代行を認定することで、効果的な業務スキームを実現できる仕組みを、コーディネート機関（建築事務所）の協議会等を中心に検討すべきである。

コーディネート機関（建築事務所）と行政機関（中央省庁・地方自治体）との間の業務プロセスを効率化するためには、まずは、複合申請に於いて、事前協議などの対面を要する手続きを一カ所の行政機関（中央省庁・地方自治体）に集約したり、電子的／物理的な申請のワンストップ

化を推進すべきである。

また、随時申請が望まれる手続きであるにも拘わらず、年１回の申請タイミングしかないなど、申請者の円滑な手続きを阻害する規定・規約が存在するが、これらは、当面の対策として規定・規約を見直して、申請タイミングを増やすべきである。

これら申請のワンストップ化や申請タイミングの課題も、抜本的には申請手続きを行政機関（中央省庁・地方自治体）からコーディネート機関（建築事務所）に移すことで抜本的な解決が得られると期待できる。

2.3　国際間企業進出に伴う手続きに関する提言

海外企業の日本進出、対日投資の重要性が認識され、国や地方自治体の海外企業誘致施策が積極的に展開されつつある。この施策立案における重点テーマとして「行政手続きの見直し」が挙げられており、「第Ⅱ章 3.　海外企業の日本進出に伴う行政手続き」での調査・検討は、適切なものであった。この検討の中で今後の解決すべき課題として、入管業務におけて 3 つ挙げられている。すなわち、①手続きの簡素化、②審査機関の短縮、③審査基準の明確化の 3 課題である。そこで、本項では、これらの課題の解決を目指した施策を検討し提言としたい。

2.3.1　入管業務に対する現行のスキーム

「第Ⅱ章 3.　海外企業の日本進出に伴う行政手続き」から入管業務の現行スキームにつて改めて評価する。現行スキームの関係者は、在留資格を取得したい海外企業、ビサの申請を受理する在外日本公館、在留資格認定証明書を交付する入管管理局、そして日本にあって在留資格認定証明書の交付申請を代行する行政書士等の代理人である。各関係者の関連スキームを図Ⅲ-7 に示す。

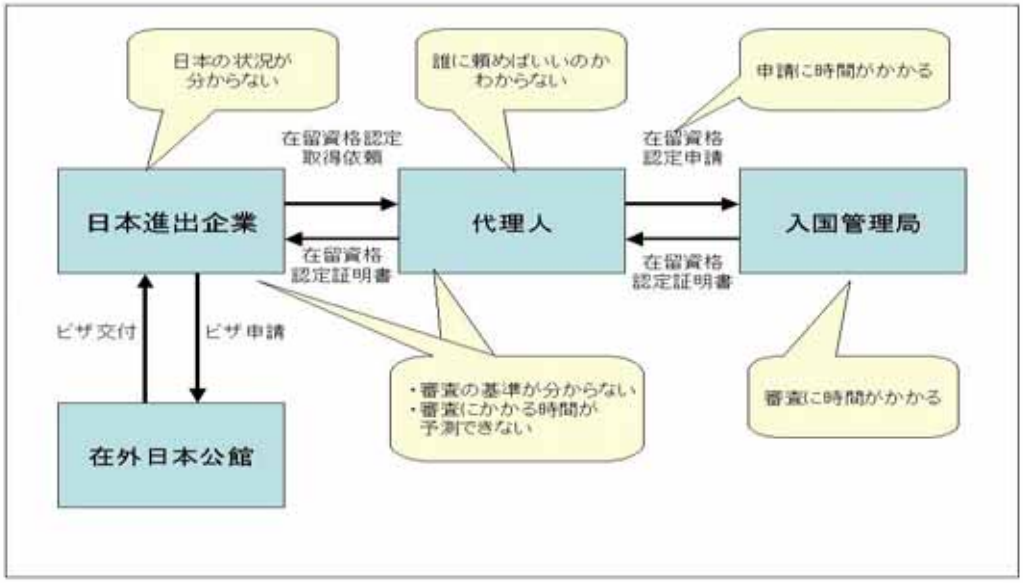

図Ⅲ-7　現行入管業務スキーム

2.3.2　課題解決に向けた提言

上述の 3 つの課題を解決する施策を以下のとおり提言する。

(1) 行政手続き業務のオープン化

入管業務のオープン化によって、代理人の入管業務知識を豊富にすることができる。これにより在留資格を取得するための条件を適切に海外企業に提示することができ、また、代理人としての業務経験を重ねることによって、この条件内容と審査期間との相関を知ることができ、審査期間についても海外企業に提示することが出来るようになり、企業のビジネスプラン作成に寄与することが出来るようになる。

(2) 入管業務の民間アウトソーシングの実施

代理人に対して入管業務のアウトソーシングを実施することによって、さらに代理人に業務知識が蓄積される。よって、(1)で示した効果、すなわち「審査条件の適切な提示」と「審査期間の予測と短縮」がさらに発揮できることが期待される。アウトソーシング対象業務は、事前相談、受付、受理、審査、通知の 4 業務としてはどうだろうか。入国管理局は、このアウトソーシングによって審査認定業務のみを担務する。

(3) 民間コーディネート機関の創設

代理人も一人では、活動の範囲が限定される。また、入管業務の民間アウトソーシング業務を責任をもって受託するためには、組織化が必要である。そこで入管業務の民間アウトソーシングをビジネスとする民間コーディネート機関を組織化すべきである。さらに組織化することによって、海外企業に当該機関の存在を発信することが容易になると考えられ、海外企業にとっても代理人を探す手間を省くことができる。

(4) 業務プロセスの再設計

海外企業と入管業務の民間アウトソーシング業務を受託する民間コーディネート機関、及び入管管理局の 3 者横断でそれぞれの業務分担を明確にし、入管業務プロセスを再設計すべきである。再設計された業務プロセスは、各組織毎縦割りに最適化された業務プロセスの連携と比べて業務スピードは、飛躍的に向上することが期待できる。さらにこの業務プロセス遂行を支援する電子行政手続き処理を含む IT 活用も当然導入し、その効果を担保したい。

2.3.3　提言実現時の効果と新業務スキーム

上述の提言の実現は、現行スキームメンバに以下の効果をもたらす。

①海外企業…

- 在留資格取得手続きを依頼する代理人を容易にさがすことができる
- 入管業務のアウトソーシングを受ける専門家を代理人とすることができ、審査期間の予測精度が上がり、また期間短縮を実現できる。よって日本進出のビジネスプランが容易になるとともにビジネススピードを向上させることができる

②入国管理局…

- これまで実施していた事前相談、受付、受理、審査、通知等の業務を民間へアウトソーシングできることになり、作業効率とスピードを実現し、もっとコストの低減と行

政サービスの向上を実現できる

③代理人…

・民間コーディネート機関として組織化することによって海外企業からの依頼件数が増え、業務拡大が図れる

・入国管理局から入管業務のアウトソーシング受託という新しいビジネスチャンスを手に入れることができる。

以下に提言実現時の業務スキームを示す。

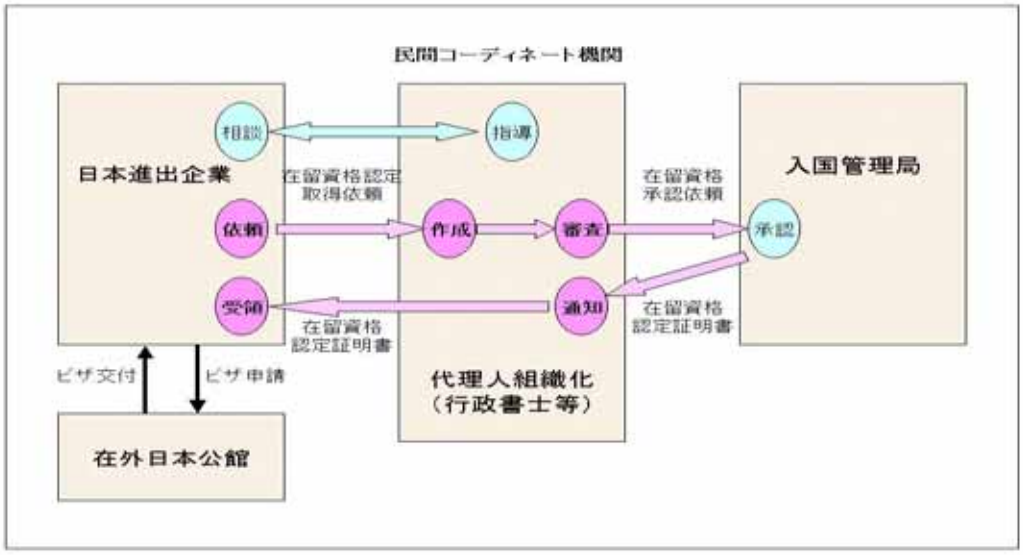

図III-8　提言実現時の入管業務新スキーム

＜提言＞

利用者と行政機関の間に民間コーディネート機関を創設して、３者間で電子行政手続き業務に関わるＢＰＲを実施し、もって使える電子政府を実現する

(1) ハブ機能を果たす民間コーディネート機関の設立

利用者（企業）と行政機関の業務プロセスギャップを吸収し、スムーズな業務遂行を支援するハブの役割を果たす民間コーディネート機関を設立

(2) 民間コーディネート機関への行政業務アウトソーシング実施

民間コーディネート機関がその役割を継続的に果たすため、行政機関が一定の業務分担を与え機関認定を行うことが望ましい。

(3) 利用者と行政機関、民間コーディネート機関横断の BPR 実施

利用者と行政機関、民間コーディネート機関の 3 者間横断で BPR を実施し、あらたな行政手続き業務プロセスを設計すべきである。

(4) 新しい業務プロセスへの IT 適用

利用者と行政機関、民間コーディネート機関の 3 者間横断で設計した新しい業務プロセスを効率的に回すためには、電子行政手続きをベースとした電子行政手続き支援システムの構築が必須である。

おわりに

昨年5月にアクセンチュアが発表した第5回電子政府進捗度調査によると、日本は前年度の15位からランクアップし、ベルギー、アイルランドと共に11位にランクされた。 ランクアップの主な理由は、国の行政手続きの 97%をオンライン化する「行政手続の電子化推進アクション・プラン」などの取り組みの結果、サービスの成熟度という観点で調査対象国の中で4位に位置づけられたことによるものである。一方、カスタマー・リレーションシップ・マネージメント（CRM）の活用という観点では、19位と低迷している。これは、今後のわが国の電子政府における課題が、国民ならびに企業が求める電子行政サービスの実現と、その結果による利活用の向上が重要なカギとなっていることを示唆している。

本来、政府は国民の税金によって成り立っており、言い換えれば国民が税金という名の投資活動を政府に対して行い、政府は国民に優良なサービスを行うというスキームが前提になっている。なかでも、平成15年度の直接税24兆3千億円のうち、法人から納められる額は源泉分の11兆2千億円を含めると20兆3千億円と84%を占めている。法人活動が、その従業員も含めて、いかに政府にとって大きな影響をもたらすかが垣間見られる。その観点に立てば、電子政府の主要な顧客は法人企業とすべきであり、企業活動にとって優良なサービスもしくは新事業創造の機会を提供することが電子政府にとっての最も重要な使命であると考えることができる。

企業活動を支援する電子政府の構築、すなわち GtoB の充実がひいては企業の IT 化を促進し、BtoB、BtoC に至るバリューチェーンの構築につながっていく。こうした考え方は、電子政府の充実が世界最先端の IT 国家実現の上での起爆剤になるという、当初のシナリオにも一致する。

当 WG 活動は今年で 4 年間が経過したが、その間一貫して利用者の視点から電子政府のあり方を考察してきた。

今年度は、行政手続の利便性向上に向けた考察を行い、その結果は提言に述べたとおり、民間コーディネート機関を介する新たな行政手続スキームの構築が望まれるとの結論に達した。そのためには、大胆な民間への行政業務の移管と、申請手続き処理プロセスの BPR が必須となる。こうした結論の背景には、これまでの電子申請システムの構築が、現状の業務プロセスをそのまま踏襲して、受付窓口の電子化を中心に進められてきたことに対し、利活用向上の上で限界がきているとの見方が前提にある。

元来、電子政府は国民活動の生産性向上のために計画され、構築されてきたものである。

この原点を根本的に見直し、我が国の経済･社会的基盤の強化に結びついてこそ、成功した電子政府構築計画となると考える。

さて、次年度も本協議会において電子政府･ビジネス連携 WG 活動は続行する計画である。本報告書の終わりにあたって、次年度活動計画について触れておきたい。

次年度の電子政府･ビジネス連携 WG は、以下3つのテーマを考えている。

テーマ１　海外の電子政府の効果検証

海外の電子政府事情については本WGでも数年にわたり考察を行ってきたが､それらの考察は、電子政府の実態がどのように整備されているかに関しての調査に終始してきた。同様に、国際的なベンチマーク調査においても、Readiness（進捗状況）の実態調査が中心であり、一歩踏み込んだ利活用状況に関する調査は行われていない。

次年度は、電子政府がどのような目的で構築され、その効果が、特に当該国のビジネス活動の活性化にどれだけ貢献しているかについて調査を行うことで、ビジネス面での利活用を中心とした主要国の実態を明らかにし、電子政府の持つ狙いや期待に対する新たな視点を発見したいと考えている。

テーマ２　電子政府リソースの民間開放にかかわる検証

電子政府の進展が、新産業育成に結びつく可能性についての検証を行う。

例えば、ビジネスや生活上のイベントをワンストップでサービスを提供するポータルにおいて、行政手続の一部を民間ポータル事業者に開放することで期待される付加価値は大幅に増大する。こうした新たなサービス事業に関する実証研究を通じて、民間コーディネート機関の役割の一層の具体化を図るとともに、ビジネス化に向けた可能性や利便性確保に対する期待などを浮き彫りにする。

テーマ３　アジア地域における国際ビジネス展開で必要となる電子政府機能の検証

日中韓を軸としたアジア地域で、国境を越えたビジネス活動を展開する上で必要となる電子政府機能とは何か、その構築の可能性と方策について検討を試みる。

今年度の活動では海外企業の日本進出における問題点と課題を提起したが、本テーマをより拡大し、本報告書「付録」にて紹介したNPOによる日中韓ビジネス連携支援活動を通じ、それぞれの国の企業の持つビジネス連携に向けた課題を探り、アジア地域におけるビジネス活動の支援機能としての電子政府のあり方を浮き彫りにしたいと考えている。

以上３つのテーマを通じ、次年度電子政府･ビジネス連携WGは、これまでの提言型から一歩進め、モデルの提起を含むより実証型の活動を実施したいと考えている。

電子商取引推進協議会
主席研究員　安達和夫

（付録）特定非営利活動法人
東アジア国際ビジネス支援センター活動について

各自治体の大きな課題として、地域産業クラスターの再生がある。これは地域産業の核となっていた主要企業の海外移転などにより、工場の閉鎖や失業率の向上が深刻化している実態を受けた、地域生き残り戦略の柱である。再生のためには、海外の優良企業の日本進出を促進し、新しい技術を移植することで、地域の関連産業を育成しようという青写真がある。
電子政府･ビジネス連携 WG では、官民連携を単に提言だけではなく実際に自ら試みてみてはという発想で、海外企業の日本進出（対日投資）促進を民間の立場から支援するための活動を実務的に行うための受け皿組織として特定非営利活動法人（NPO）の設立を計画した。
本年度は、NPO 設立のための準備作業として、定款の設定ならびに内閣府への認可申請を行い、次年度当初には設立登記を行う予定である。
また、本 NPO 事業の一環として、本年 1 月 6 日に北京市において「日中ビジネス交流フォーラム」を実施した。
これら一連の本年度活動の結果を、付録として以下に紹介する。

1. NPO「東アジア国際ビジネス支援センター」設立の趣旨

ECOM 電子政府・ビジネス連携 WG では、有志メンバを中心に「特定非営利活動法人東アジア国際ビジネス支援センター」を設立することにした。

これは、これまで当 WG が活動を通じて培ってきた、中国ならびに韓国の主要大学・研究所とのチャネルならびに行政書士を中心とする有資格者とのネットワークを活用し、日本への進出を計画している海外企業や国内中小企業を対象に、各種支援を行うための体制を整備することを目的として設立したものである。こうした活動を通じて、地域産業への企業誘致ならびにビジネス交流を国際的に活発化するとともに、地域経済の活性化と雇用促進に寄与することができればと考えている。

1.1　事業構造

新たに地域ビジネス進出を計画している企業に対して、質の高い進出支援サービスをワンストップで総合的に提供することを目指す。

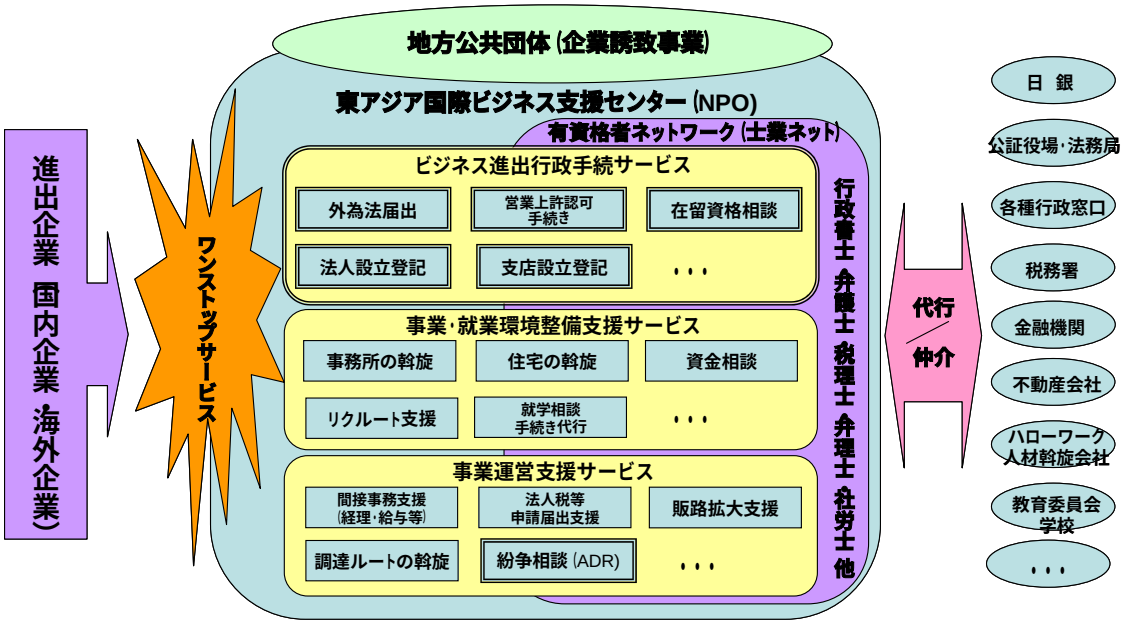

図 付-1　東アジア国際ビジネス支援センターのサービス概要

実施にあたっては、行政書士・弁護士・税理士・弁理士・社会保険労務士といった各種有資格者をネットワークによって組織化した「有資格者ネットワーク（士業ネット）」を NPO 組織の中核として取り込み、資格者を中心とした組織的で質の高いビジネス進出支援サービスを提供する。

同時に、企業誘致施策を進めている地方公共団体とも連携し、地方公共団体の保有する誘致情報を、進出企業に対するネットワークによる情報提供を行う。これら地方公共団体の誘致情報を通じ、国内外の進出企業に対する各種手続や支援をワンストップで行う体制を構築する。その際に、電子行政手続き（BtoG）を積極的に導入して、支援活動の効率化を図る。

また、中国清華大学を中心とする清華サイエンスパーク（北京市）や、韓国松島サイエンスパーク（仁川市）、春川サイエンスパーク（春川市）といった東アジア地域の有力サイエンスパークとの連携を図り、日本への企業誘致やビジネス交流促進のための支援を行う。

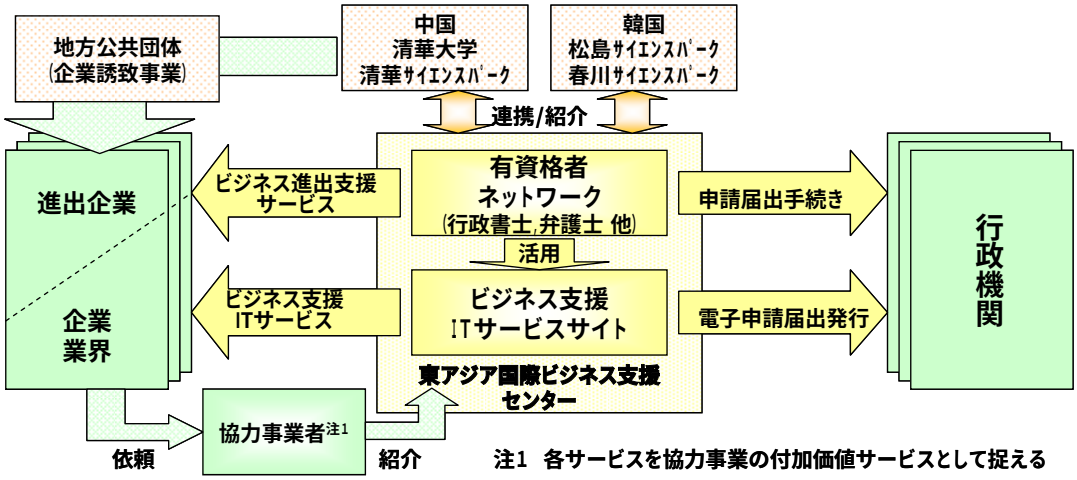

図 付-2　東アジア国際ビジネス支援センターの事業構造

図付-2 は、東アジア国際ビジネス支援センターの事業構造を図化したものであるが、中国･韓国のサイエンスパークと連携を図りつつ、地方公共団体の進める企業誘致事業への支援を行う。また、進出企業に対しては、行政機関との間で発生する各種手続をワンストップによる支援体制を構築し、進出後の企業や業界に対する各種経営上のサービス支援も含め包括的な支援を行う。

こうした支援体制は、有資格者ネットワーク（士業ネット）を活用することで可能になるもので、行政機関との間で発生する各種手続のワンストップ化を中心に、有資格者の協力を仰いで実現する。

また、有資格者が行政関連業務を行うにあたり、それを効率的に実施するためのビジネス支援 IT サービスもあわせて実施する。

1.2　活動内容

活動内容としては「海外企業の日本進出支援」と「データベース提供サービス」の 2 つのサービスを対象に、サービス体制を整備しつつ順次実施していく計画である。

1.2.1　海外企業の日本進出支援

海外企業の日本進出に伴う各種手続は行政、民間を問わず煩雑を極めており、対日投資を促進する上でも大きな障害になっている。これら日本進出時の各種手続を当 NPO が代行することで、諸手続のワンストップ化を実現する。

(1) ビジネス進出行政手続サービス

①外為法届出

・海外企業の日本進出にあたり必要となる各種届出の代行

②法人･支店設立登記

・会社設立（支店設立）に関連する各種相談業務

・設立登記にかかわる申請書の作成代行

・所轄公証役場･法務局への代理申請

③営業上の各種許認可手続

・営業許認可取得に関わるコンサルティング

・該当する行政機関申請書の作成代行

・行政機関への代理申請

④在留資格相談

・従業員の在留資格取得に向けた相談業務

(2) 事業･就業環境支援サービス

①事務所･住宅の斡旋

・条件に合致する不動産物件の調査ならびに提案

・不動産契約･登記にあたっての諸手続きの代行

②資金相談

・優遇税制、助成金等の資金調達に関する総合的相談

・金融機関の紹介、斡旋

③リクルート支援

・人材斡旋に関わる関連機関の紹介、仲介

④就学相談ならびに手続代行

(3) 事業運営支援サービス

①間接業務支援

・経理、給与計算等間接業務のアウトソーシングによる支援

・法人税等の代理申告を含めた税務関連業務のアウトソーシング

②販路･調達ルートの拡大支援

・関連する日本企業の紹介

・マーケットプレイス開設によるビジネスマッチング支援

③紛争相談（ADR）

・取引上の紛争に関わる相談仲裁業務

1.2.2　データベース提供サービス

日中韓３ヶ国語による以下の３種類のデータベースを構築し、インターネットを通じ各国の企業や産業集積地に向けた情報を発信する。

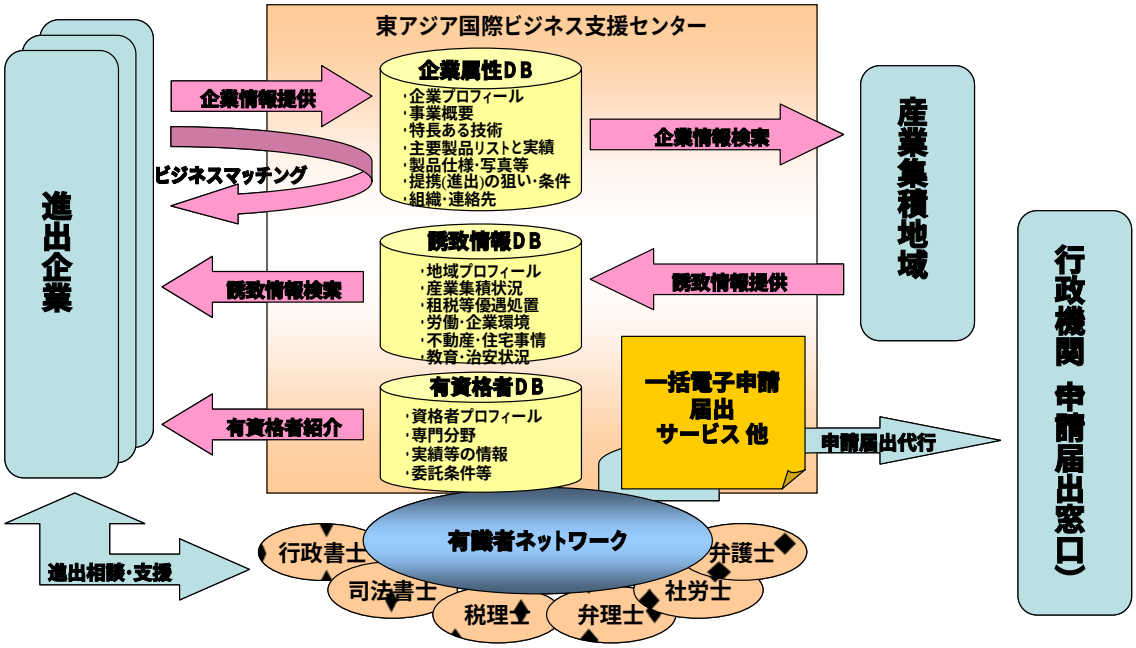

図 付-3　データベース提供サービス

(1) 企業属性データベース

企業プロフィース情報を中心に集積し、企業間のビジネスマッチングのための基本情報、ならびに地方公共団体等の誘致事業のための参考情報を提供する。

情報項目として以下の内容を中心に整備する。

・企業プロフィール

・事業概要

・特長ある技術

・主要製品リストと実績

・製品仕様、カタログ情報（写真）等

・提携もしくは進出のねらいと条件

・組織、連絡先

(2) 誘致情報データベース

誘致事業を展開している産業集積地域の情報をデータベース化し、内外の進出企業に対する誘致先の条件等の情報を提供する。

情報項目としては、以下の内容を想定している。

・地域プロフィール
・産業集積状況
・租税等優遇処置
・労働･企業環境
・不動産･住宅事情
・教育･治安状況

(3) 有資格者データベース

有資格者ネットワーク（士業ネット）に登録した資格者のプロフィール情報を提供する。情報項目としては、以下の内容を想定している。

・資格者プロフィール
・専門分野
・実績等の情報
・委託条件

これらのデータベースは日本語･英語･中国語･韓国語の 4 ヶ国語にて提供する。

1.3 定款抜粋

2004 年 12 月に内閣府に提出した定款の抜粋は以下のとおり。

（名称）

第 1 条　この法人は、特定非営利活動法人東アジア国際ビジネス支援センターと言う。

（目的）

第 3 条　この法人は、地域産業への企業誘致ならびにビジネス交流を国際的に活発化させることで地域産業クラスタの再構築を図るとともに、中小企業経営の効率化を支援することで地域経済の活性化と雇用促進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第 4 条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 国際協力の活動
(2) 情報化社会の発展を図る活動
(3) 経済活動の活性化を図る活動
(4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
(5) 環境の保全を図る活動
(6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第 5 条　この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

Ⅰ　特定非営利活動にかかわる事業

(1) 日本への企業誘致事業
①海外企業誘致に関する説明会、シンポジウムの開催
(2) 中小企業支援事業

①中小企業経営に関する相談会、セミナーの開催

(3) 実務専門家（弁護士、行政書士、弁理士、社会保険労務士、司法書士等）との調査、取次事業

(4) 国内外企業情報の収集及び発信事業

(5) 自然環境及び生活環境保全事業

Ⅱ　その他の事業

①海外企業の調査

②電子行政手続に関する研究事業

③出版事業

（種別）

第6条　この法人の会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員　この法人の事業を援助する個人及び団体

(3) 特別会員　この法人に功労のあった者又は学識経験者で特別会員として理事会において推薦された個人又は団体

（入会）

第7条　会員の入会については、特に条件を定めない。

2　会員として入会しようとするものは、理事長が定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事会の決議を経て、入会を認めることとする。

3　理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、しかるべき方法をもって本人にその旨を通知することとする。

（入会金及び会費）

第8条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（以下略）

2. 日中ビジネス交流フォーラム報告

このフォーラムは、特定非営利活動法人東アジア国際ビジネス支援センターの設立にあたり、中国･日本両国のビジネス交流を着実に発展させ、両国間の電子商取引の普及発展につながることを目的として、ECOM 電子政府･ビジネス連携 WG が主催し、清華大学の協力のもとで、2005 年 1 月 6 日に北京市清華科学園（清華サイエンスパーク）にて開催したものである。

以下、このフォーラムで行なわれた講演内容の抄録を紹介する。

2.1 開催概要

(1) 開催日：2005 年 1 月 6 日（木）　13:50～19:30

(2) 開催場所：清華科学園創新大廈（ビル）

(3) プログラム：

進行　電子商取引推進協議会主席研究員　　安達　和夫

13:50～14:00 開会挨拶

清華紫光股份有限公司　総裁代理　鄭忠秀　女史

14:00～14:50 基調講演「ベンチャー企業を育てる地域クラスターのモデル」

東京大学総合研究機構俯瞰工学研究部門教授　松島　克守氏

14:50～15:20 事例発表　「清華サイエンスパーク」発展の経緯と将来展望

清華科学園発展中心副主任　陳　鴻波氏

15:20～15:50 基調講演「IT 社会における新たな中日交流の展望」

清華大学新聞與傳播學院教授　崔　保国氏

（休憩）

進行　清華大学新聞與傳播學院教授　孫　宝寅氏

16:00～16:40 事例発表　川崎市「アジア起業家村」の特徴と将来展望

川崎市経済局アジア起業家支援事業推進室長　大谷　悦夫氏

16:40～17:20 講　演　NPO 法人「東アジア国際ビジネス支援センター」について

日本行政書士会連合会名誉会長　盛武　隆氏

17:20～18:00 講　演「中関村科学技術園の発展及び情報化創造」

中関村海淀園総理　柳　進軍氏

情報交換会：18:00～19:30（於：清華大学　近春園）

2.2　内容抄録

2.2.1　開会挨拶

(1) 中国側挨拶　　清華紫光股份有限公司　総裁代理　鄭忠秀　女史

紫光グループの責任者として挨拶させていただく。

今回のフォーラムの日本からご参加いただいた方は、企業関係者が多いと聞いているので、このアカデミーを契機に日本企業ともよりよい協力関係ができればと期待している。

また、時間があれば、紫光グループにも見学していただき、いろいろと御指導をしていただきたいと願っている。

今後、日本企業とのビジネス交流やプロジェクトに大きな期待を持っているので、今回のような催しを通じて中日間の交流が促進されていくよう願っている。

(2) 日本側挨拶　　東京大学総合研究機構俯瞰工学研究部門教授　松島　克守氏

清華大学と東京大学は、最近共同で日中交流を進めているが、大学間の協定だけではなにもならない。実際には、今日のような個別の交流の催しを進めていく必要がある。

中国でも産学連携が重要となっているが、国内だけだはなく、国を越えて連携することが21世紀に期待されているところである。インターネットが海を越えて産学連携を可能にしつつある。

本日、日本から来た多くは、ECOM の関係者であり、他国間の産学連携に詳しい方々である。交流が少しでも進めばよいと考えている。

特に、日本企業は中国に来て沢山工場を造っているが、これからは、中国の方々に積極的に日本に来ていただいて、日本の持つ技術力をぜひ中国の発展のために、日本に来て使っていただく時代になったと考えている。

日本の物価水準は高いが、テクノロジーを商品にするという力は大変強い国であり、チャンスに満ちている。ぜひ、日本をうまく使って、中国の科学技術をビジネスにすることを積極的にされることを考えていただきたい。

この場を、いろんな質問や意見交換をする場としてほしい。

2.2.2　基調講演

(1) 基調講演１「ベンチャー企業を育てる地域クラスターのモデル」

東京大学総合研究機構俯瞰工学研究部門教授　松島　克守氏

私は、クラスターの研究をしている者であり、その研究の一部を説明したい。

これまで、日本企業は海外に工場を造って来た結果、日本の失業率は大変高くなり、5%を越えて大変問題になっている。日本の大手企業は、中国でモノを造っているが、以前は日本で造っていたものである。地方では工場が閉鎖し、深刻な問題となっている。90 年代は地方に沢山の工場を造り、それが海外に輸出していて、うまく行っていたが、90 年代以降,安い土地,安い労働力を求めて,工場がアジアや中国に移った.この減少は,アメリカやヨーロッパでも以前から起こっている。

アメリカやヨーロッパは「クラスター」と言う地域の中で経済がうまく回るように、大学と政府が協力して、地域の中にイノベーションを興す仕組みを造っていった。日本も最近クラスターを取り入れて、東京を使わなくても地方自身が世界とネットワークして仕事をしていこうという動きになっている。

このようなプログラムは、ドイツでもバイオや IT を中心にやっているが、一番クラスターで有名なのは、フィンランドである。サイエンスパークを中心に 14 の地域で推進している。北京でも幾つものサイエンスパークが造られているが、フィンランドの成功を真似ていると思う。フィンランドは人口 500 万人しかいないが、クラスターの結果ハイテクのバイオや IT を中心とした産業が盛んになって、世界最高水準の企業が幾つか出ている。

日本では、クラスターは 2000 年くらいから始めており、インダストリー･クラスターは経済産業省、インテリジェント･クラスターは文部科学省が所管している。日本は、役所が縦割りであり、同じようなことを競争してやっている。

クラスターには 2 つの議論がある。一つはエコノミー（マクロ的）で見る見方と、もう一つはビジネスという観点からみる議論である。エコノミー･ビューは官庁や政治家にとっては重要であるが、一般の企業にとっては自分の会社がクラスターの中でうまく行くかが関心あるため、二つの議論が必要である。

まずエコノミー･ビューの観点から話をする。

クラスターで重要なのは、リサーチ･イン（大学）と企業と市場である。

経済面から見ると、ネットワークのおかげで、経済のスケールが大きくなっている。おかけで日本と中国の間も交流が盛んになっている。

ところが、インターネットやネットワークがあっても、情報は以外と伝わらない。それを情報のスティフネス（粘着性）と言う。アイデアは仲間内の狭い範囲でしか広まらない。情報は必ずしも文書にならないし、ボリュームが多いので E メールでは伝えられない。従って、イノベーションに関する情報は特定地域に閉じられる傾向がある。地域の中でどれだけネットワークが作られるかがイノベーションには重要である。

もう一つの傾向として、会社がモジュラーという構造になっている。例えば、パソコン業界はメモリー、CPU、マザーボード、ディスプレイといったモジュールに分かれていて、それぞれ優秀なサプライヤーが存在する。

自動車も次第にモジュール化している。

こうした面からクラスターが重要になってくるが、特に、イノベーションを継続的に興す仕組みを地域のなかに埋め込むことが重要である。

イノベーションには2つ種類がある。一つは、テクノロジー・プッシュ・イノベーション、大学の研究開発が何かの商品にならないかというものである。もう一つは、マーケット・プル・イノベーション、消費者のニーズに応えるとものである。これらがうまく組合わさると、マーケットの爆発的な展開が起きる。最近の良い例が携帯電話であり、テクノロジーと、ユーザーのニーズがうまく回っている。地域にイノベーションの仕組みを組み込むことが、クラスターにとって大変重要である。

自動車業界は、モジュラーがあまり進んでいない。垂直統合と言われ、サプライチェーンも固定的である。

携帯電話やパソコンでは、カメラ、ディスプレイなどの様々な組み合わせして製品が作られる。製品統合と言われているが、サプライチェーンもフレキシブルでないとだめである。

クラスターでは、ネットワークが大変重要である。このネットワークとは、人と人、企業と企業とのつながりの意である。シリコンバレーでは、その相乗作用で、新しいイノベーションが起こった。

インターネットだけでは、情報をそのまま伝えることはできない。顔と顔を合わせて、親しくなってネットワークが出来上がるのであり、今日のように直接会って意見交換する場が必要である。

クラスターに適した産業は、人と人がネットワークしてイノベーションが起きるIT、パソコン、医療機器、バイオ産業などである。自動車、鉄鋼や化学工業は、工場プラント内で閉じられてしまっているのでクラスターには向いていない。クラスターの目的は、積極的に地域の中で、知識を交流するネットワークを造り、イノベーションを生む力を育てるということである。

世界中のクラスターを調べてみると、クラスターの機能としては、以下の 10 の事項が必要であることが分かった。

①R&D

世界最高水準の研究所、研究者が必要である。

②テクノロジートランスファー

R&Dを企業に移転する仕組みである。サイエンスパークなど

③スペシャルデマンド

政府や特定企業、軍が購入してくれる環境があるとよい。

④ハイレベルのサプライヤー

トヨタ、ソニーがうまく行っているのは、日本に、優秀なサプライヤーがいるからである。

トヨタでは、サプライヤーがイノベーションを持ってきてくれる。おそらくトヨタの研究費よりサプライヤーの研究費が多いと思う。

⑤コンペティション

周囲で競争が激しくなることで地域が強くなる。

⑥コラボレーション

競争はするが、共有のクリーンルームは必要である。
⑦ハイレベルのヒューマンリソース、
プロフェッショナルな人材が必要である。
⑧ワーカーリソース、
沢山のプラグラマーとか、工場労働者も必要である。
⑨フィナンシャルサポート、
資金を供給する財政の支援組織も必要である。
⑩交通アクセス
飛行場、港湾、高速道路などが必要である。中関村から地下鉄で市中心や飛行場に行けることが重要である。

次に、ビジネス･ビュー（ベンチャーにとってどうかという観点）では、テクノロジートランスファー（技術移転できる仕組みが）と、マーケット（政府、大企業、軍等モノを買ってくれる）環境があるとよい。IBM 工場の周囲には、モノを買う環境ができ、様々なベンチャーが育つ。

重要なことは、クラスターのサポート力として、一つはビジネスサポート（人、インベスター、トランスポーテーション）を整備する必要がある。産業としても優秀なサプライや競争や協調が必要。これらがうまく整備されるとベンチャーが成功する確立が高まる。地方政府や市やサイエンスパークは、これらを整備することが重要である。

クラスターの成長は、危機感から始まる。アメリカの多くのクラスターも、日本との競争に負けて、失業者が増えて問題になってから始まった。日本でも工場が中国やアジアに移転して、クラスターを始めたところもある。クラスターは自然にできるものではなく、なんとか地域を活性化して、豊かな地域にしようとする決心から始まる。

そのためには、ビジョンが必要である。どんな街にするのか、また、核になる会社を誘致する必要がある。

一つの例は東ドイツである。東ドイツの経済はうまく行っていないが、ドレスデンではクラスターをうまく創った。

もともと光学が盛んな街であったが、地方政府は、大学に投資して、IT の技術者を養成した。そこで、優秀な技術者がいることで、AMD を誘致した。その周辺にどんどんベンチャーが生まれ、東ドイツで唯一成長する地域となった。

また大切なことは、生活インフラ、学校、ショッピングセンター、劇場、市場など、家族が安心して幸せに住める生活のインフラを整備することが非常に必要である。そうしないと優秀な人材は来ない。松下電器は北京に進出した時に、住宅、託児所、病院を工場と一緒に作った。

成功したベンチャーは大企業とアライアンスすることになる。

そこには、ワールドクラス（世界最高水準）の研究拠点が必要である。中関村では、清華大学や北京大学があるので、その可能性は大である。

この段階で重要なことはマーケティング機能である。いいモノを造り、世界中に売っていく力がないと成功できない。

マーケティングでうまく行った例は、フィンランドのノキアである。フィンランドは人口 500

万人しかおらず、世界中に携帯電話を売らないとビジネスが成り立たない。ヘルシンキ工科大学の最新のテクノロジーを使って、携帯電話に特化した。テクノロジーイノベーションのほかにマーケティングイノベーションにも優れていた。これをうまく組み合わせて、世界最高水準の製品を作れるようになった。中国もグローバルな発展を進めるべき時期と考えている。

クラスターは、経済がうまく行っていない地域にそれを形成する意味がある。

地域についてベンチマークすると、必要な産業が変わってくる。
医薬品では技術移転の必要が大であるが、自動車ではそれほど要らず、むしろ物流機能の必要が大である。

ベンチマークによって、自分の地域で、何を整理しなければならないかが見えてくる。

静岡県は、医薬品と医療機器のクラスターを造ろうとしている。既に医薬品では日本第二位である。アジアや世界一にするのが目標である。そこには、ハイレベルのサプライヤー、R&Dが多い。飛行場も高速道路もある。労働者や投資家は少ない。クラスターの機能においては、財務的支援とスペシャルデマンドが弱い。地方政府はそれを強化しなくてはならない。財務的機能とスペシャルデマンドを強化するよう、アクションをとるよう助言した。

クラスターの中で大学の持つべき機能としては、いい学生を全国から集めること、ビジネスインキュベーターを通じて産業につなげることであり、インキュベーターでもある。ベンチャーが成功すれば、仕事や経済が生まれる。

地方政府は税金が入るため、それを使ってサポートすることが求められる。
中関村はその良いポジィティブサイクルに入っていると思える。

今後、世界レベルのクラスターネットワーキングとプロダクティビィティが求められるのであり、単に安い労働力供給、安い土地では競争にならなくなってくる。才能のある人々がうまくネットワークされていることが地域の一番重要な要素となる。従って我々は、中国の賃金や土地の安さは評価の対象としていない。

中関村には、ワールドクラスの研究機能と人材がうまく組み合わされていると理解している。

東京や川崎、京都などと人的ネットワークを結ぶことにより、アメリカを越える力のある企業集団が生まれると考えている。

(2) 基調講演 2「IT 社会における新たな中日交流の展望」

清華大学新聞與傳播學院教授　崔　保国氏

二つのことをお話したい。一つは大学企業の発展・将来性、一つは中国と日本の企業交流である。

清華大学サイエンスパーク、北京大学サイエンスパーク、中国科学院が設立した企業が中関村に集まっている。中国版のシリコンバレーである。

地理的には、北京の西北にあり、東京でいえば、高島平に当たる。

大学企業について、日本と違って、会社の資本を大学が所有する傾向があり、それが大きな企業群となっている。

この近くには、皇室用の公園があり、清華園は、特別に学校用に作り替えたものである。そこには、40 の学校が集まっている。大学のほか、図書館、研究施設も集まっている。

全国では、1,300 校の大学があり、5,000 社の企業が設立されており、36 の会社が株を上場している。

ハイテク企業は、2,216 社で全体の 43%を占めている。

36 社の 3 分の 1 が中関村にあり、ほとんどが北京大学、清華大学に占められている。

5,000 社の総売り上げは 720 億元であり、日本円にして、1 兆円余りになる。経常利益は 46 億元。売り上げが 10 億元を超えた会社は 13 社ある。1 億元以上の会社は 88 社ある。88 社の総売り上げは5,000社全体の89%を占める。これにより、いかに小さい企業が多いかが分かる。

なお、これら企業に関係する大学は、清華大学、北京大学、中国科学院、東北大学、浙江大学である。

なぜ大学企業が多いかの理由は、一つは、一般企業の開発創造能力が比較的弱いことにある。そのため、大学企業はハイテク企業の 7%しか占めていないが、かなりの研究成果があり、中国産業全体の光の役割を果たしており、中国経済のさらなる発展の起爆剤として期待している。

その他の理由として、産業化されていない研究成果が残されており、大学と企業の間及びハイテク企業とその他企業との間のコミュニケーションの不足、大学における人材の豊富さによるものである。

中国で大学企業の歴史は 15 年以上となる。大学は以前から経営ということに携わってきた。日本でも、最近こんな方向に動きつつあると聞いている。

次に、大学企業の管理について紹介する。

これまでは、大学、その下のインスティチュート、その下の学科も勝手に会社を設立していた。これらの学科等を整理して、最終的には、大学で管理することとした。

産業、大学、研究機関 3 者共同で研究するというプラットフォームを提供することを大事にしている。

もうひとつは、科学研究の成果を産業に転換する役割も大事である。

陳さんの紹介された同方グループは国家から受けたテーマを産業に転換して、最終的には、製品化して、70 カ国に輸出して販売している。

北京大学も同じで、レーザーの研究テーマを受けて、研究成果を産業化し、現在、中国市場の 90%以上を占めている。

これらの大学企業は自分の発展なみならず、中国の技術移転を大きく促進した。

中国と日本の企業交流については、電子媒体やデータベースを利用した活発な交流ができないかと、ECOM や松島先生に話したことがある。

データベース関係は中国では未整備である。日本にいた時には、帝国データバンクや日経データベースなどの利用が可能であった。もし中国でそのようなデータベースが提供できれば、大きな意義がある。

もう一つ、中国のサイエンスパークでは、交流を中心サービスとしているが、日本のような行政書士という職業がないため、弁護士に頼まなければならない。

普通の人がやる手続の中では、中間の仕事があるはずだが、具体的に登記のビジネスになると非常に不便となる。

交流を促進するためには、最新のテクノロジーを利用して、データベースを構築して、交流

を促進すると同時に、登記の手続など諸規定の情報を提供して、日本の行政書士に勉強してもらい。そうなると、日本の企業が中国に進出に当たり、もっと便利になることを期待している。

日本と中国の企業交流は、より深くさらに成果につながるように期待している。

2.2.3　事例発表

(1) 事例発表 1「中関村清華サイエンスパーク発展の経緯と将来展望」

清華科学園（清華サイエンスパーク）発展中心副主任　陳　鴻波氏

私は 4 年前から担当しているが、清華大学の出身であり、これまで海外で仕事を行っていた。日本に KSP（かながわサイエンスパーク）があることも知っているので、交流することができればと考えている。

清華サイエンスパークは 10 年前に建設が始まった。その当時は、大学の科学技術の成果を企業に転換することが事業であった。93 年に構想が生まれ、94 年にチームを作り、2000 年になってビル建設が始まった。2004 年には、中国で最も優れたサイエンスパークとして評価された。

中国では 100 ヶ所の SP 計画があるが、20 ヶ所は国家レベルのものである。清華サイエンスパークは世界レベルを目指す。

現状は、敷地 69 万平米、建築面積は 20 万平米、単独あるいはパートナーと組んで建設している。北京政府が残してくれた用地もある。用地や建物の価格は、30～40 億 RMB となり、ビジネス操作で資金を借り入れて建設している。

清華サイエンスパークは、中国全土で 5 つのサブパークがある。

サイエンスパークには、NEC･紫光･同方や、留学生のグループ、仲介･法務サービスなど 400 社あまりが入居している。うち 69%が清華大学と関係を持っているおり、清華大学と共同して事業を行うか、大学資源の利用が大きな目的となっている。

事業分野は IT 関係が大多数であり、中国でも IT が強い理由でもある。

サイエンスパークの重要な機能の一つは、インキュベーターである。留学生向けも含めて 70 社余りが入居している。かなりの会社は、アメリカや日本から持ち帰ったアイデアを事業化している。それ以外に、プロジェクト支援サービスを行っている。

清華大学が出資することは、外部からの出資をそろって誘発する。例えば清華大学が 50 万円出資すると、他の投資家は 1,000 万円出資するといった例もある。

清華大学と接しているため、大学の成果がすぐに産業化できることも特徴である。コンテナの中身を確認できるシステムは清華大学が開発したものであり、世界の 30%を占めている。

世界中のテクノロジーや発明は、清華サイエンスパークを通じて、中国で事業化しようという動きがある。

これらを支援するため、グローバルなファンドと作ろうという動きがある。例えば、5,000 万ドルを集めて、ファンドを作るなど。

まとめると、インキュベーター、テクノロジーの展開、トレーニングの 3 つとなる。

清華大学は教育機能も強く、教育学院も設置している。国家の経済にも貢献しており、4,000 余りの商品を開発し、10 万人の雇用を生み出している。

国が運営するならば税収入により賄えるが、清華サイエンスパークは企業として開発しているので、いかにして利益を確保するかが課題であり、その点皆さんと議論したい。

清華サイエンスパークの今日は、清華大学の高い知名度によるものであり、大学の発展に貢献しなくてはならない。世界中の一流企業の多くが清華大学の周囲で活動していることは、大学の促進にもつながる。

卒業生が大学の回りで事業を興していることは学生にも刺激となる。

清華大学は自分の企業を持っていることが特徴である。会社を管理するため、清華ホールディングスを設立したが、傘下に、30～40 社の企業がある。1 番は清華同方、4 番は清華紫光である。清華 SP は実は傘下会社の一つに当たる。

サイエンスパークを運営するため、社内で部門を設けている。建築、サービス、サブパーク管理などであり、儲かる部門はサービスである。

サイエンスパークの経営は、商業用のビルを得て利益を得ることも可能である。

会社形式の運営は利益を念頭に置くことであり、サイエンスパークそのものが目的ではない。マイナスのポイントとしては様々なサービスを提供していることであり、利益どころか経費ばかりが掛かってしまう。

日本の皆さんからのアドバイスにとても興味を持っている。

サイエンスパークは様々なイベントを行うことにより、内外の交流を増やしている。

我々のミッションは、コミュニティを作ることであり、入居企業には、自発的な発展を期待している。ただビルを建設するだけではなく、他にできないサービスを提供することが重要だと考えている。これらのサービスがあるからこそ、サイエンスパークに入居したほうが発展できることをアピールしたい。清華大学のバックアップにより、我々の未来は明るいと信じている。

2011 年には、清華大学が 100 周年となる。その時までに、世界レベルのサイエンスパークとしていきたい。

(2) 事例発表 2「川崎市「アジア起業家村」の特徴と将来展望」

川崎市経済局アジア起業家支援事業推進室長　大谷　悦夫

川崎市は、首都圏の中央部に位置し、東京の南に隣接する交通アクセスの良い大変便利な都市である。北京から、成田空港へは約 4 時間、成田空港から川崎までは 90 分、また、川崎から羽田空港には、わずか 13 分でアクセス可能である。

この羽田空港は、2009 年にはアジアとの乗り入れが予定されており、川崎市側にその出入口が設置されると、アジア各国との距離は一挙に縮まる。

川崎市は、昨年、市制 80 周年を迎えた。人口は 130 万人であり、北京市の約 10 分の 1。面積は、144.35 キロ平方メートル、労働人口は、68.4 万人であり、川崎市内の総生産額は、4 兆 4,341 億円であり、2001 年の比較では、北京市の総生産額の 1.1 倍強に匹敵する。

市内の主要な産業は、製造業、サービス業、運輸・通信業、市内総生産額のうち製造業の割合は、主要な都市中、圧倒的な割合で第一位となっている。

その製造業の業種は、一般機械、金属製品、電機が上位三者を占めており、川崎は「ものづ

くり」の技術に支えられた工業都市ということができる。

また、製造品出荷額や付加価値額は全国平均を大きく上回っており、市内事業所の生産性の高さを証明している。なお、発展産業としては、新製造技術、情報通信、環境、福祉、生活文化の分野が挙げられる。特に、川崎には、NEC、キヤノン、東芝、富士通、日立といった情報通信大手企業の研究施設をはじめ、JFE スチール、「味の素」の研究所・工場など、グローバルな事業展開を行う大企業が拠点を有している。

さらに、204 ヶ所もの研究開発機関があり、学術研究開発機関に働く人数の従業者総数に対する比率は、日本一であり、川崎はまさに「日本の頭脳が集う街」だと言える。

一方で、機械、エレクトロニクス、金属加工など高い基盤技術力を持つ中小企業も集積しており、高度で熟練した技術により製造された部品の調達が容易である。このように高い技術を持つ川崎へ進出した、世界を代表する外国資本の企業は約 120 社にも達している。

川崎市は、これらのポテンシャルを活かし、地域経済の活性化のため、新産業の創出、ものづくりと IT の融合の促進、そして海外との交流を進め、新たな産業振興に取り組んでいる。

具体的には、「環境産業」、「福祉産業」、「新・省エネルギー産業」、「ゲノム・バイオ関連産業」など次世代の川崎を担う産業の振興に力を入れている。

川崎には、新産業の創出を支援するサイエンスパークが 3 か所あり、「かながわサイエンスパーク（KSP)」、「かわさき新産業創造センター（KBIC)」が立地する「新川崎サイエンスパーク」民間主導の「テクノハブイノベーション川崎（THINK)」である。

これらのサイエンスパークでは、企業の最先端科学技術の研究開発や産学連携による製品開発等と併せて、新規創業・新分野進出に向けた様々な起業支援が行われている。

川崎市は、市内中小企業の国際化・グローバル化、ポスト・インキュベーションの整備、アジアと日本との社会・企業風土の交流・融合を通じて、新しい産業・企業を生み出すインキュベーション都市づくりに取組んでいる。

アジア起業家村構想とは、アジアのパワーを取り込みながら、アジアからのベンチャーの創業と国際的企業の立地を図り、共同研究や産業のコミュニティを拠点として世界に貢献する新産業を育てていこうとするものである。その目的は、対日投資の拡大、ビジネスチャンスの拡大、地域経済の活性化及び雇用創出、環境関連技術の海外移転による国際貢献を目指すものである。

アジア起業家村構想の推進は、概ね 10 年の 3 段階の長期的な展望を考えている。

STEP1 では、構想のアピール、産官学連合の推進組織立ち上げなど、具体的な支援プログラムづくりに取り組んでいく。

STEP2 では、ブランドづくり、起業支援、アジア各地のサイエンスパークや大学などとの連携を図る。

最終段階の STEP3 では、グローバルに活動する企業を育成することをめざし、研究・開発から製造段階への拡大と展開を支援していく。

川崎市では、今後、中国の主要都市・大学などと協力・連携関係を構築しながら、誘致や受け入れについて取り組んでいきたいと考えている。

アジア起業家村構想における事業は、「アジアの起業家によるベンチャー創業支援」、「国際

的に活動する企業の立地促進」、「チャレンジ精神を発揮できる環境の醸成」、「共同研究の村（コミュニティ）形成」の４つである。

川崎市では、アジアからの起業家、ベンチャー企業を受け入れるため、1 年間賃料を無料にするなどの優遇措置を定めている。

アジア起業家村の機能として、インキュベーション機能のほか、人材育成・教育訓練機能、研究者等居住・滞在機能、生活支援機能など総合的な支援機能を整備し、アメニティタウンづくりを行いたいと考えている。

今後は、市内の“ものづくり”とアジアの連携強化、アジアの頭脳と川崎の高度な加工技術を使った新産業の創造と起業支援ネットワークの形成を図っていきたいと考えている。また、アジアにおける起業支援ネットワークの形成するため、アジアの大学・サイエンスパーク等との連携強化にも取組んでいきたいと考えている。

これから、アジアのパワーが、日本のこれまでの蓄積を川崎において活用し、相互に、補完し合い、助け合い、共に発展することにより、21 世紀型の経済を創造していくことが大変重要と考えている。

日本では、特定の区域に規制の特例を設けて、地域の自発性の下で、構造改革を進める「構造改革特区」の制度がある。川崎市では、2003 年 5 月に、外国人研究者の受け入れ促進措置を特区の特定事業とした「国際環境特区」が国から認可された。

特区では、環境技術をはじめ、ロボット、IT、ナノテクノロジーを中心とした先端分野について、優れた外国人研究者を受け入れながら、「新産業の創出」を進めており、国際的レベルで共同研究を行うことにより、川崎臨海部で培われた「ものづくり技術」のさらなる高度化と、関連産業などの集積が行われるものと考えている。

2.2.4　講演

(1) 講演 1　「NPO 法人「東アジア国際ビジネス支援センター」について」

日本行政書士会連合会名誉会長　盛武　隆氏

（特定非営利活動法人「東アジア国際ビジネス支援センター」理事長就任予定）

はじめに、日本では、中国や韓国に対して、どのような対日投資の仕事をしているか、国レベルと地方レベルの現状について説明する。

国の政府には、対日投資推進室があり、省庁ごとに、日本に投資する企業からの相談、規制の苦情処理の窓口が作られている。

外国企業にとっての進出先は日本の地方都市が中心になるが、地方の現状としては、中国への進出企業が多く、失業率が高い、中小企業が減ってきているなど、自治体の運営が難しくなってきている。そうした背景から、対日進出企業を迎え、地域クラスターを再形成したいと考えている。

日本では、国と地方自治体のほか、それぞれの地域に商工会議所があり、進出企業の支援や情報提供する仕組みがあり、進出企業受け皿になっている。

日本に進出する場合に色々な手続が必要となってくるが、これらの手続は有資格者が行うことになっている。行政書士、司法書士、弁護士、弁理士などの有資格者が会社を興すなどの手

続、紛争などを手伝うものであり、代行サービスをするには、これらの資格者以外の者はできない。これらの資格者は全国に約 15 万人いる。

日本には 11 の省があり、2 千数百の自治体があり、進出した自治体で手続きをしなければならない。手続関係は全部で 12,000 件ある。東アジア国際ビジネス支援センターは、国と地方自治体、商工会議所等の民間団体をすべて結びつけて、進出する企業のバックアップを行うものである。

わが国の政策としては、日中間 FTA 構想があり、9 つの課題が出ている。

東アジアにおける貿易投資労働力の移動の自由化、同一エリア内の投資ルール策定、知的人材の養成システム構築の相互協力、知的財産権の保護の共通政策立案、電子商取引・環境規制・基準・認証・資格の共通化、ビジネス環境のネットワークの整備、ビジネスシステムの互換性の共通化、金融・為替・通貨システムの安定化、社会システムの浄化・透明化・手続明確化である。

政府では、2010 年には対日投資残高を 2 倍に増やすと決めており、国を挙げて取り組んでいる。

①行政手続の見直しとして、ワンストップサービスのルールの明確化、迅速化

②国境を越えた M&A などの事業環境の整備

③対日進出企業に対する技術者・研究者の入国資格の拡充、数次旅券発行、留学生の雇用生活環境支援

④地方と国がバラバラな施策の一本化、地方の企業誘致に国が支援する政策の提示

⑤政府が中心となって投資に関する英語版 WEB サイト情報

東アジア国際ビジネス支援センターがこれらをまとめて、すべて情報提供できるようにしたい。

東アジア国際ビジネス支援センターの事業展開として、単に国内のデータベースだけではなく、外国事情を取り入れて、中国･韓国･日本を含めた情報交換の仕組みを作り、皆さんにデータベースを提供したい。

これとは別に、有資格者の士業ネットワークを準備中である。特に、行政書士の仕事には、外国人の入国関係手続、在留資格手続がある。

現在、電子申請や文書手続のワンストップ化を進めているが、単にネットワークの構築だけでは済まない。ソフトインフラの整備、情報、金融、為替等の調整が必要である。また、基本ソフトの共同開発、接続手続、通信方法の共通化、IC タグ規格化、光ファイバーの構築などが必要となる。

また、対日進出サービス企業への人材提供、知的財産権保護のネットワーク化が必要となってくる。

センターとしては、これらを解決していく仕組みづくりとして、行政関連手続、創業時の環境整備、事業開始後の継続的サービスを考えている。

投資のための外為手続、会社登記関係などをよりスムーズに行くよう支援する。また、事務所のあっせん提供もできるようにしたい。

資本金調達　商工会議所や県の窓口紹介、人材確保のためのサービスも行う。

経理関係、給与税申告などについては、士業ネットワークにより専門家を当てることを考えている。そこでは、国際商取引仲裁、紛争解決も支援する。

東アジア国際ビジネス支援センターの立ち上げには、データベースが一番重要であるが、ECOM の会員には、大手電子メーカーやシンクタンクがいるため、色々なニーズに応じた優れたデータベースが作れる体制にある。地方自治体が PR できるデータベースも作ることも可能である。こうしたデータベースにより、進出側と受入側の情報が揃えば、一番いい相手が探せることになる。

マッチングができれば、行政手続が生じて、士業ネットワークにつながってくる。

具体的なデータとして、進出側としては、企業プロフィール、事業概要、特徴ある技術、知的財産、製品解説、進出条件等が挙げられる。また、誘致側としては、地域プロフィール、クラスター形成状況、税金優遇、不動産、生活環境のほか、士業ネットの有資格者のデータが挙げられる。

そのほか、国内の政治情勢、経済政策、経済産業、信用状況、港湾空港、物流などもデータ化したい。

今後は、中国に居ながら、日本への進出がワンストップで確実に支援できるような、日本への進出サービスできる仕組みとして、東アジア国際ビジネス支援センターを構築していきたい。

(2) 講演 2「中関村科学技術園（中関村サイエンスパーク）の発展及び情報化創造」
中関村海淀園総理　柳　進軍氏

中関村の発展状況とデジタル化に関する紹介する。

中関村サイエンスパークは、中国で最も大きいサイエンスパークである。また、市場経済を目指してハイテク企業が集まる最初にできたパークでもある。

その契機は、1980 年代の初め頃である。25～6 年の歴史がある。

経緯は主に 3 つの段階に分けられる。

第一段階は 1980 年に始まる。中関村では、北京大学、清華大学、中国科学技術院の研究所が集まっている。

中国市場経済の幕開けとして、彼らは貿易会社を営み始めた。これが後に値中関村エレクトロクスストリートと呼ばれている。

1988 年、中央政府が、このストリートの状況報告を見て、はじめて、中関村の技術開発試験区を設置することとなった。その面積は 100 平方キロメートルであり、これが第二段階の始まりである。

第三段階は、1999 年から始まる。この 6 月に、中国国務院が正式に、中関村サイエンスパークを設立する通達を出して、現在の形となった。

ここには、7 つのサブパークと　さらに、10 数校の大学のサイエンスパークがある。

中心部は 75 平方キロメートル、発展区は、さらに、285 平方キロメートルが用意されている。

中関村の総生産は 2004 年終わり頃には、2,914 億元となった。中国エレクトロニクス産業の中では、約 50%を占めている。華北地域に限って言えば 80%にもなる。

1980 年代に始まった中関村サイエンスパークは、中国で最も大きいエレクトロニクス関係の

貿易センターとなっている。

この市場をバックとして、中国最大の研究開発基地にもなっている。

中関村では、産業全体の 70%を IT が占めている。特に、ソフトウェア産業は、北京市の 80%を占めており、中国全国の 26.5%を占めている。

ハイテク企業に限って言えば、2004 年には 12,000 社が入居しており、中国 IT 産業のベスト 100 の中の十数社が出た。連想、紫光、同方などである。

国際的に有名な企業のベスト 500 社の多くがここで支社を作っている。韓国のサムソンは研究開発センターを用意している。

中関村の海外企業進出をみれば、80 年代は日本企業が最も多かった。90 年代から現在に至っては、韓国企業が主流となっている。

中関村としては、海外の企業との交流も重視している。皆さんと交流できることを嬉しく思っている。

中関村サイエンスパークのうち、上場企業は 34 社ある。この地域は、研究開発の投入も中国では最も高い地域である。

中国のみならず国際企業であるルーセントテクノロジーとかマイクロソフトなど何社も中関村で研究開発センターを構えている。

中関村サイエンスパークでは、世界レベルの研究開発センターは 22 社ある。昨年 4 月には、リコー（理光）の研究開発センターも正式に設置された。

次は、サイエンスパークを管理する立場として、政府がいかにデジタル情報化して管理しているかを紹介する。

中国ではデジタル化した政府のことを数字園区を言う。まず、政府の手続からデジタル化を始めた。

2000 年 7 月に、市長の参加の下、正式に開設した。これらは、3 つの部分に分かれている。

一つは、政府の手続関係のプラットフォームである。

二つは、企業の商取引をサポートするプラットフォームである。

三つは、人材など仲介を行うサービスのプラットフォームである。

一番目のプラットフォームは、インターネットの最新技術を利用して、情報を一般公開して、ネット上で様々な手続が受けられるようにして、企業にサービスを提供することにある。17 部門 6 類のサービスで、48 項目に亘る。

我々は、このプロジェクトに対して、5 つのキーワードで表現している。

「ネットワーク視」「標語視」「口語視」「開放視」「可視可」

これらにより、政府のサービス機能は改善され、政府と企業の交流、企業からの情報収集の力も大きく改善された。

5 年間システムを運用してきたが、10 万件の手続を受けて進めてきた。

その効果として、園区に入居した企業には広く紹介されている。

二番目のプラットフォームであるが、10 分野で E サービスを提供することにしている。人材の求人求職の双方向のサービスを提供している。

ここでは、30 万の求職と 1.3 万社の求人が入ってくる。ネット上の銀行サービスも適用され

る。また、税務、トレーニング、日常生活に関する情報サービスもある。

三番目としては、企業のプラットフォームである。

企業のデータベースもある。このデータベースはサイエンスパークの全ての企業を集めている。製品、経営活動領域･範囲、企業の紹介も含んでいる。

電子政府、コミュニティ、ビジネスの３つのプラットフォームを提供することで、サイエンスパーク全体の質を上げることができた。

サイエンスパーク全体で優良な投資環境、発展環境を提供することになっている。

インターネットや情報技術を用いることは大変有効なことと考えている。日本の皆さんとも、このネットワークを通じて、情報交換していきたい。

共に発展して大きな成果を出せることを期待している。

禁　無　断　転　載

ビジネスとの連携からみた電子政府のあり方

平成　１７年　3月　発行

発　行　　電子商取引推進協議会

販　売　　財団法人　日本情報処理開発協会
　　電子商取引推進センター
　　東京都港区芝公園三丁目５番８号
　　機械振興会館　３階
　　TEL：０３（３４３６）７５００

この資料は再生紙を使用しています。

ISBN4-89078-629-5 C2034